

日 時：令和7年3月18日（火）

13時30分～15時30分

場 所：防長苑 1階 白鳳

令和6年度 第2回

山口地域職業能力開発促進協議会

山口労働局職業安定部訓練課
山口県産業労働部産業人材課

第2回 山口地域職業能力開発促進協議会 議事次第

日 時：令和7年3月18日（火）

13時30分～15時30分

場 所：防長苑 1階 白鳳

1 開 会

山口労働局長あいさつ

2 議 事

（1）地域の人材ニーズ等について

①公立大学法人下関市立大学 リカレント教育センター長 上野恵美

②学校法人Y I C学院 本部長 宮本直志

（2）令和7年度における公的職業訓練実施計画の策定について

（3）公的職業訓練効果検証ワーキンググループにおける効果・検証を実施する訓練分野について

（4）教育訓練給付制度の指定講座の状況等について

（5）その他

3 閉 会

山口県産業労働部長あいさつ

メ モ

令和6年度 第2回 山口地域職業能力開発促進協議会 出席者名簿

令和7年3月18日

区分		所属団体名	役職	氏名	備考
第1号	公共職業能力開発施設を設置する市町村	なし			
第2号	職業訓練若しくは職業に関する教育訓練を実施する者又はその団体	山口県産業労働部	部長	高林 謙行	代理 産業人材課 課長 松田 恭明
		独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構 山口支部	支部長	野口 洋平	
		山口県職業能力開発協会	専務理事兼参事	松岡 光信	
		株式会社ニチイ学館 徳山支店 (全国産業人能力開発団体連合会会員企業)	支店長	矢野 由江	
		学校法人Y I C学院 社会事業本部	本部長	宮本 直志	
		一般社団法人山口県専修学校各種学校協会	常務理事	松田 一宏	欠席
		山口県教育庁	理事	山本 毅	代理 高校教育課 教育調整監 矢上 博
		国立大学法人 山口大学 (教育・学生支援機構 キャリアセンター)	教授	平尾 元彦	欠席
		公立大学法人 下関市立大学 (リカレント教育センター)	センター長 准教授	上野 恵美	
		山口労働局	局長	友住 弘一郎	
第3号	労働者団体	日本労働組合総連合会 山口県連合会	副事務局長	港 圭介	
第4号	事業主団体	山口県経営者協会	理事事務局長	荒瀬 慎太郎	
		山口県中小企業団体中央会	専務理事	坂本 竜生	
第5号	職業紹介事業者若しくは特定募集情報等提供事業者又はこれらの団体	有限会社ビジネススクール・オカモト	代表取締役	岡本 節子	
第6号	学識経験者	国立大学法人山口大学 経済学部	准教授	川村 一真	欠席
第7号	その他関係機関が必要と認める者	山口公共職業安定所	所長	南 政彦	
		山口労働局 職業安定部 職業安定課	課長	横川 将治	
事務局	山口県産業労働部産業人材課		主査	堀 由宇也	
			主事	幡歩 勇輔	
	独立行政法人 高齢・障害・求職者雇用支援機構 山口支部 山口職業能力開発促進センター		所長	大岡 和弘	
			訓練課長	齊藤 学	
	独立行政法人 高齢・障害・求職者雇用支援機構 山口支部		求職者支援課長	豊田 芳樹	
	山口労働局 職業安定部		部長	鈴木 卓	
	山口労働局 職業安定部 訓練課		課長	永岡 英憲	
		課長補佐	古川 潤		
		地方職業安定監察官	三浦 厚人		

令和7年3月18日(火)13:30~15:30
防長苑 1階「白鳳」

令和6年度 第2回 山口地域職業能力開発促進協議会 配席表

山口労働局	会長(座長)	山口県産業労働部
-------	--------	----------

日本労働組合総連合会
山口県連合会

山口県経営者協会

山口県中小企業団体中央会

有限会社
ビジネススクール・オカモト

国立大学法人 山口大学

山口公共職業安定所

山口労働局職業安定部
職業安定課

山口県職業能力開発協会

株式会社 ニチイ学館
徳山支店
(全国産業人能力開発団地連合会会員企業)

学校法人 YIC学院
社会事業本部

一般社団法人
山口県専修学校各種学校協会

山口県教育庁

国立大学法人 山口大学
教育・学生支援機構
キャリアセンター

公立大学法人 下関市立大学
リカレント教育センター

独立行政法人
高齢・障害・求職者雇用支援機構
山口支部

入口

入口

事務局

産業人材課主査 職業安定部長 訓練課長 高・障・求職者支援機構 求職者支援課長・ホリテクセンター所長・訓練課長

産業人材課・訓練課 職員

令和6年度 第2回 山口地域職業能力開発促進協議会 配付資料一覧

- 資料1 山口地域職業能力開発促進協議会設置要綱
山口職業訓練効果検証ワーキンググループ設置要綱
- 資料2 山口県の雇用情勢（令和7年1月分）
- 資料3
 - 1 公立学校法人 下関市立大学 リカレント教育センター
 - 2 学校法人Y I C学院 社会事業本部
 - 3 国立大学法人 山口大学
- 資料4 令和7年度山口地域職業訓練実施計画（案）
- 資料5 公的職業訓練効果検証ワーキンググループの進め方
- 資料6 教育訓練給付制度関係資料
 - ・リーフレット「教育訓練給付制度」
 - ・リーフレット「特定一般教育訓練給付金を拡充します」
 - ・リーフレット「専門実践教育訓練給付金を拡充します」
 - ・令和7年4月1日付け指定講座一覧（特定一般、専門実践）
 - ・リーフレット「令和7年4月以降に教育訓練等を受ける場合、給付制限が解除され、基本手当を受給できます」

【参考資料】

- ・ 令和6年度山口県地域職業訓練実施計画
- ・ 求人・求職バランスシート（令和6年9月）
- ・ プレスリリース
「ハロトレデザインコンクール」表彰式を行います！
- ・ フォトレポート（山口労働局ホームページ
「ハロートレーニング周知キャンペーン(令和6年11月10日:レノファ山口 VS 横浜FC戦)」
「ハローワーク職員等によるポリテクセンター山口見学会を
実施しました。(令和6年11月12日)」

山口地域職業能力開発促進協議会設置要綱

山口職業訓練効果検証ワーキンググループ設置要綱

【事務局】

山口地域職業能力開発促進協議会設置要綱

1 目的

山口労働局と山口県（以下「関係機関」という。）は、職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第15条に基づき、山口県の区域において、地域の関係機関が参画し、以下の事項について協議を行う地域職業能力開発促進協議会を設置する。

①職業能力開発促進法第16条第1項の規定に基づき設置する公共職業能力開発施設において実施する職業訓練（同法第15条の7第3項の規定に基づき実施する職業訓練を含む。）及び職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律（平成23年法律第47号）第4条第2項に規定する認定職業訓練（両訓練を合わせて、以下「公的職業訓練」という。）を実施するに当たり、地域における人材ニーズを適切に反映した訓練コースの設定の促進及び訓練効果の把握・検証を通じた訓練内容の改善等

②雇用保険法（昭和49年法律第116号）第60条の2第1項に規定する教育訓練給付について、地域の訓練ニーズを踏まえた指定講座の拡大等

2 名称

協議会の名称は、「山口地域職業能力開発促進協議会」とする。

3 構成員

(1) 山口地域職業能力開発促進協議会（以下「協議会」という。）は、以下に掲げる者を構成員とする。

①職業訓練若しくは職業に関する教育訓練を実施する者又はその団体

②労働者団体

③事業主団体

④職業紹介事業者若しくは特定募集情報等提供事業者又はその団体

⑤学識経験者

⑥山口県

⑦山口労働局

⑧その他関係機関が必要と認める者

(2) 構成員の任期は、原則1年とする。

ただし、補充委員の任期は前任者の残任期間とする。

(3) 協議会には、必要に応じ、関係者の出席を求めることができる。

(4) 協議会は、協議事項の検討に必要なワーキンググループを設置することができる。

4 会長

- (1) 協議会に会長を置き、委員の互選により選任し、任期は当該年度末までとする。
- (2) 会長は、会議の議長となり、議事を整理する。
- (3) 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

5 協議会の開催

協議会は、原則として年2回以上開催する。

6 協議事項

協議会は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 山口県における公的職業訓練について、地域の人材ニーズ及び実施状況を踏まえた訓練コースの設定に関する事。
- (2) 公的職業訓練について、訓練効果の把握・検証等に関する事。
- (3) キャリアコンサルティングの機会の確保その他の職業能力の開発及び向上の促進のための取組に関する事。
- (4) 公的職業訓練の実施にあたり年度計画の策定に関する事。
- (5) 地域の訓練ニーズを踏まえた教育訓練給付制度による訓練機会の確保等に関する事。
- (6) その他必要な事項に関する事。

7 事務局

協議会の事務局は、山口労働局職業安定部及び山口県産業労働部に置く。

8 その他

- (1) 協議会資料及び議事録等については、協議会において申し合わせた場合を除き、公開とする。
- (2) 協議会の事務に従事する者又は従事した者は、職業能力開発促進法第15条第3項の規定により、正当な理由なく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。
- (3) この要綱に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年11月30日から施行する。

一部改正 令和5年10月27日（「7 事務局」機関名称の変更）

一部改正 令和6年3月14日（「1 目的」、「6 協議事項」）

山口職業訓練効果検証ワーキンググループ設置要綱

1 目的

公的職業訓練効果検証ワーキンググループ（以下「WG」という。）は、適切かつ効果的な職業訓練を実施していくため、個別の訓練コースについて、訓練修了者や採用企業からのヒアリングも含め、訓練効果を把握・検証し、訓練カリキュラム等の改善を図ることを目的とする。

2 WGの名称

WGの名称は、「山口職業訓練効果検証ワーキンググループ(略称:やまぐちWG)」とする。

3 やまぐちWGの構成メンバー

構成員は、以下の機関の所属する職員等とする。また、山口地域職業能力開発促進協議会（以下「協議会」という。）の事務に従事する者として、正当な理由なく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

- (1) 山口労働局職業安定部訓練課
- (2) 山口県産業労働部産業人材課
- (3) 独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構山口支部求職者支援課
- (4) 同上 訓練課
- (5) その他、やまぐちWGで必要と認める構成員が属する機関

4 やまぐちWGのリーダー

- (1) やまぐちWGにリーダーを置き、構成メンバーの中から選出する。
- (2) リーダーは、やまぐちWGで検証、協議する事項について、構成メンバーを招集し、意見を求めることができる。

5 やまぐちWGの開催

原則、月1回開催することとする。

6 協議事項

(1) 効果検証・分析

- ①公的職業訓練の訓練修了者、訓練修了者の採用企業及び訓練実施機関に対するヒアリングの実施（以下「7 やまぐちWGの具体的な進め方」参照）
- ②各種データの統計処理による分析

(2) 効果検証・分析を踏まえた検討

訓練カリキュラム等の改善促進策（案）等を検討し、協議会への報告事項を整理

(3) 協議会への報告

WGの効果検証結果及び訓練カリキュラムの改善促進策（案）等について、協議会に報告する。

7 やまぐちWGの具体的な進め方

(1) 検証対象コースの選定

① 予め協議会にて検証対象となる訓練分野を選定しておき、WGでは当該訓練分野の中で訓練修了者が比較的多い訓練コースを3コース（ただし、異なる訓練実施機関が実施するものとする。）以上選定する。

② 検証対象は、①で選定したコースの訓練実施機関と、各訓練コースにつき訓練修了者1人以上、当該訓練修了者を採用した採用企業1社以上とする。具体的には、3コースを選定すると、訓練実施機関3者、訓練修了者3人以上及び採用企業3社以上が対象となる。

なお、ヒアリングの対象とする訓練修了者の選定にあたっては、同一の性別又は年齢層に偏らないよう配慮すること。

その他、就職氷河期世代、就職困難者、ひとり親等といった様々な事情を抱える方々について検証することも有意義であることから、訓練修了者のうちの一人は、例えば離職期間が長い、離転職を繰り返している等の履歴のある者をできる限り選定することが望ましい。

(2) ヒアリングの内容等

① ヒアリングは直接又はwebのいずれでも差し支えない。

② ヒアリング内容は以下の項目を必須とし、協議会独自に質問項目を追加しても差し支えない。

ア 訓練実施機関へのヒアリング

- ・ 訓練実施にあたって工夫している点
- ・ 訓練実施機関が行っているキャリアコンサルティングの状況
- ・ 訓練実施にあたっての国への要望、改善して欲しい点

イ 訓練修了者へのヒアリング

※訓練機関の接遇など、受講中の満足度ではないことに留意。

- ・ 訓練内容のうち、就職後に役に立ったもの
- ・ 訓練内容のうち、就職後にあまり活用されなかったもの
- ・ 就職後に感じた、訓練で学んでおくべきであったスキル、技能等

ウ 訓練修了者を採用した企業へのヒアリング

- ・ 訓練により得られたスキル、技能等のうち、採用後に役に立っているもの

- ・訓練において、より一層習得しておくことが望ましいスキル、技能等
- ・訓練修了者の採用について、未受講者（未経験者）の採用の場合と比較して期待していること（同程度の経験等を有する者同士を比較。採用事例がない場合は想定）

(3) ヒアリングを踏まえた効果検証等

(2) のヒアリングを踏まえ、調査した訓練コースを含む分野全体において、訓練効果が期待できる内容及び訓練効果を上げるために改善すべき内容について整理する。

附則

令和5年10月27日 一部改正（機関名称の変更）

山口県の雇用情勢（令和 7 年 1 月分）

担 当	令和7年3月4日（火）
	【照会先】 山口労働局職業安定部 職業安定課長 横川 将治 地方労働市場情報官 五十部 圭子 電話（083）995-0380

報道関係者 各位

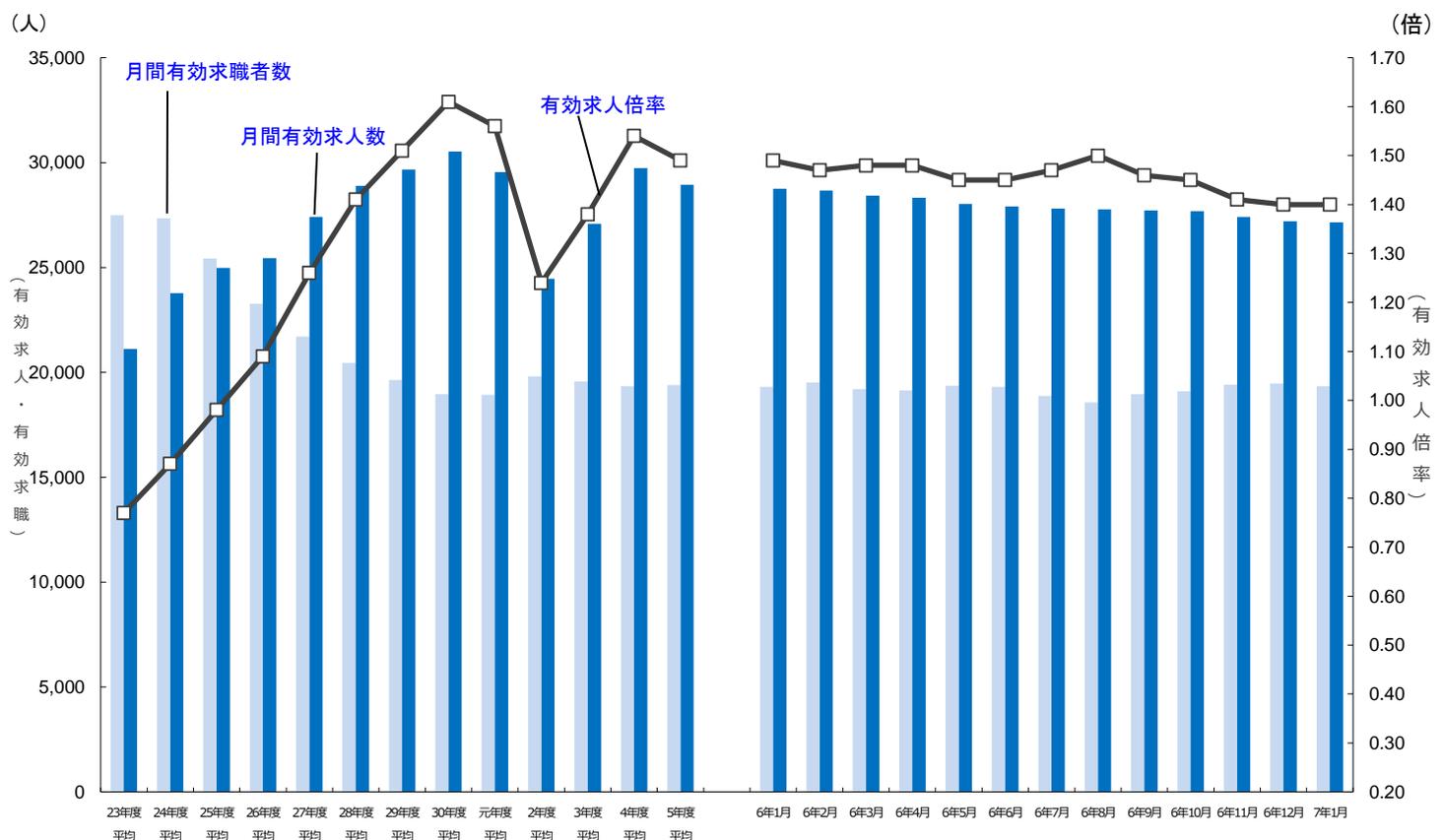
山口県の雇用情勢（令和7年1月分）について

令和7年1月の有効求人倍率は1.40倍で、前月と同水準
有効求職者数（季節調整値）は19,336人で、前月比0.6%減少
有効求人数（季節調整値）は27,151人で、前月比0.2%減少

【令和7年1月の基調判断】

県内の雇用情勢は持ち直しの動きが続く中、求人が求職を上回って推移している。
（29か月連続で判断維持）

求人、求職及び求人倍率の推移



※1 月別の数値は季節調整値である。なお、令和6年12月以前の数値は、令和7年1月分公表時に新季節指数により改定されている。

※2 ハローワークインターネットサービスの機能拡充に伴い、令和3年9月以降の数値には、ハローワークに来所せず、オンライン上で求職登録した求職者数や求職者がハローワークインターネットサービスの求人に直接応募した就職件数等が含まれている。

第1表-1 一般職業紹介状況（新規学卒者を除きパートタイムを含む）

令和7年1月

項目	年月	令和7年1月	令和6年12月	令和6年1月	対前年同月 増減率、差	対前月 増減率、差
	1 月間有効求職者数		18,230	17,648	18,196	0.2%
	うちパートタイム	7,820	7,552	7,368	6.1%	3.5%
2 新規求職申込件数		4,811	3,240	4,948	▲ 2.8%	48.5%
	うちパートタイム	1,997	1,349	1,976	1.1%	48.0%
3 月間有効求人数		27,604	27,586	29,232	▲ 5.6%	0.1%
	うちパートタイム	10,037	10,012	11,295	▲ 11.1%	0.2%
4 新規求人数		10,402	9,452	10,423	▲ 0.2%	10.1%
	うちパートタイム	4,013	3,306	4,258	▲ 5.8%	21.4%
5 紹介件数		3,573	2,796	3,820	▲ 6.5%	27.8%
6 就職件数		1,146	1,296	1,203	▲ 4.7%	▲ 11.6%
7 充足数		1,061	1,190	1,139	▲ 6.8%	▲ 10.8%
8 有効求人倍率		1.51	1.56	1.61	▲ 0.10P	▲ 0.05P
	※季節調整値	※ 1.40	※ 1.40	※ 1.49	—	0.00P
9 新規求人倍率		2.16	2.92	2.11	0.05P	▲ 0.76P
	※季節調整値	※ 2.34	※ 2.14	※ 2.28	—	0.20P
10 就職率		23.8	40.0	24.3	▲ 0.5P	▲ 16.2P
11 充足率		10.2	12.6	10.9	▲ 0.7P	▲ 2.4P
常用	12 月間有効求職者数	18,182	17,593	18,138	0.2%	3.3%
	13 新規求職申込件数	4,804	3,230	4,935	▲ 2.7%	48.7%
	14 月間有効求人数	25,566	25,527	27,124	▲ 5.7%	0.2%
	15 新規求人数	9,625	8,711	9,659	▲ 0.4%	10.5%
	16 紹介件数	3,273	2,446	3,509	▲ 6.7%	33.8%
	17 就職件数	1,013	1,112	1,085	▲ 6.6%	▲ 8.9%
	18 充足数	943	1,020	1,040	▲ 9.3%	▲ 7.5%
	19 就職率	21.1	34.4	22.0	▲ 0.9P	▲ 13.3P
	20 充足率	9.8	11.7	10.8	▲ 1.0P	▲ 1.9P

※1 季節調整法はセンサス局法Ⅱ（X-12-ARIMA）による。なお、令和6年12月以前の数値は、令和7年1月分公表時に新季節指数により改定されている

※2 ▲は減少、pはポイントである。

※3 全数＝（一般：パートタイムを除く常用及び臨時＋季節）＋（パートタイム：常用的及び臨時的パートタイム）である。

※4 常用＝雇用契約において雇用期間の定めがない又は4か月以上の雇用期間が定められているもの。（季節労働を除く。）

※5 ハローワークインターネットサービスの機能拡充に伴う令和3年9月以降の数値の取扱いについては、1頁の※2を参照。

第1表-2 一般職業紹介状況（新規学卒者を除く）

令和7年1月

項目	年月	令和7年1月	令和6年12月	令和6年1月	対前年同月 増減率、差	対前月 増減率、差
	パートタイムを除く常用	21 月間有効求職者数	10,393	10,079	10,812	▲ 3.9%
22 新規求職申込件数		2,811	1,886	2,969	▲ 5.3%	49.0%
23 月間有効求人数		16,942	16,986	17,341	▲ 2.3%	▲ 0.3%
24 新規求人数		6,159	5,890	5,910	4.2%	4.6%
25 紹介件数		1,940	1,572	2,036	▲ 4.7%	23.4%
26 就職件数		597	664	684	▲ 12.7%	▲ 10.1%
27 充足数		558	625	660	▲ 15.5%	▲ 10.7%
28 就職率		21.2	35.2	23.0	▲ 1.8P	▲ 14.0P
29 充足率		9.1	10.6	11.2	▲ 2.1P	▲ 1.5P
正社員	30 月間有効求職者数	10,393	10,079	10,812	▲ 3.9%	3.1%
	31 新規求職申込件数	2,811	1,886	2,969	▲ 5.3%	49.0%
	32 月間有効求人数	15,020	15,004	15,225	▲ 1.3%	0.1%
	33 新規求人数	5,453	5,266	5,244	4.0%	3.6%
	34 有効求人倍率	1.45	1.49	1.41	0.04P	—
常用的パートタイム	35 月間有効求職者数	7,789	7,514	7,326	6.3%	3.7%
	36 新規求職申込件数	1,993	1,344	1,966	1.4%	48.3%
	37 月間有効求人数	8,624	8,541	9,783	▲ 11.8%	1.0%
	38 新規求人数	3,466	2,821	3,749	▲ 7.5%	22.9%
	39 紹介件数	1,333	874	1,473	▲ 9.5%	52.5%
	40 就職件数	416	448	401	3.7%	▲ 7.1%
	41 充足数	385	395	380	1.3%	▲ 2.5%
	42 就職率	20.9	33.3	20.4	0.5P	▲ 12.4P
	43 充足率	11.1	14.0	10.1	1.0P	▲ 2.9P

※1 正社員有効求人倍率は正社員の月間有効求人数をパートタイムを除く常用の月間有効求職者数で除して算出しているが、パートタイムを除く常用の月間有効求職者には派遣労働者や契約社員を希望する者も含まれるため、厳密な意味での正社員有効求人倍率より低い値となる。

※2 ▲は減少、pはポイントである。

※3 常用＝雇用契約において雇用期間の定めがない又は4か月以上の雇用期間が定められているもの。（季節労働を除く。）

※4 ハローワークインターネットサービスの機能拡充に伴う令和3年9月以降の数値の取扱いについては、1頁の※2を参照。

第1表-3 一般職業紹介状況（季節調整値）（新規学卒者を除く）

令和7年1月

項目		年月	令和7年1月	令和6年12月	令和6年1月	対前月増減差	対前月増減率
季節調整値	44	月間有効求職者数 （受理地別）	19,336	19,455	19,308	▲ 119	▲ 0.6%
	45	月間有効求人数 （受理地別）	27,151	27,211	28,762	▲ 60	▲ 0.2%
	46	新規求職者数 （受理地別）	4,287	4,436	4,408	▲ 149	▲ 3.4%
	47	新規求人数 （受理地別）	10,041	9,471	10,050	570	6.0%
	48	月間有効求人数 （就業地別）	31,946	31,797	32,929	149	0.5%

※1 季節調整法はセンサス局法Ⅱ（X-12-ARIMA）による。なお、令和6年12月以前の数値は、令和7年1月分公表時に新季節指数により改定されている。

※2 ▲は減少である。

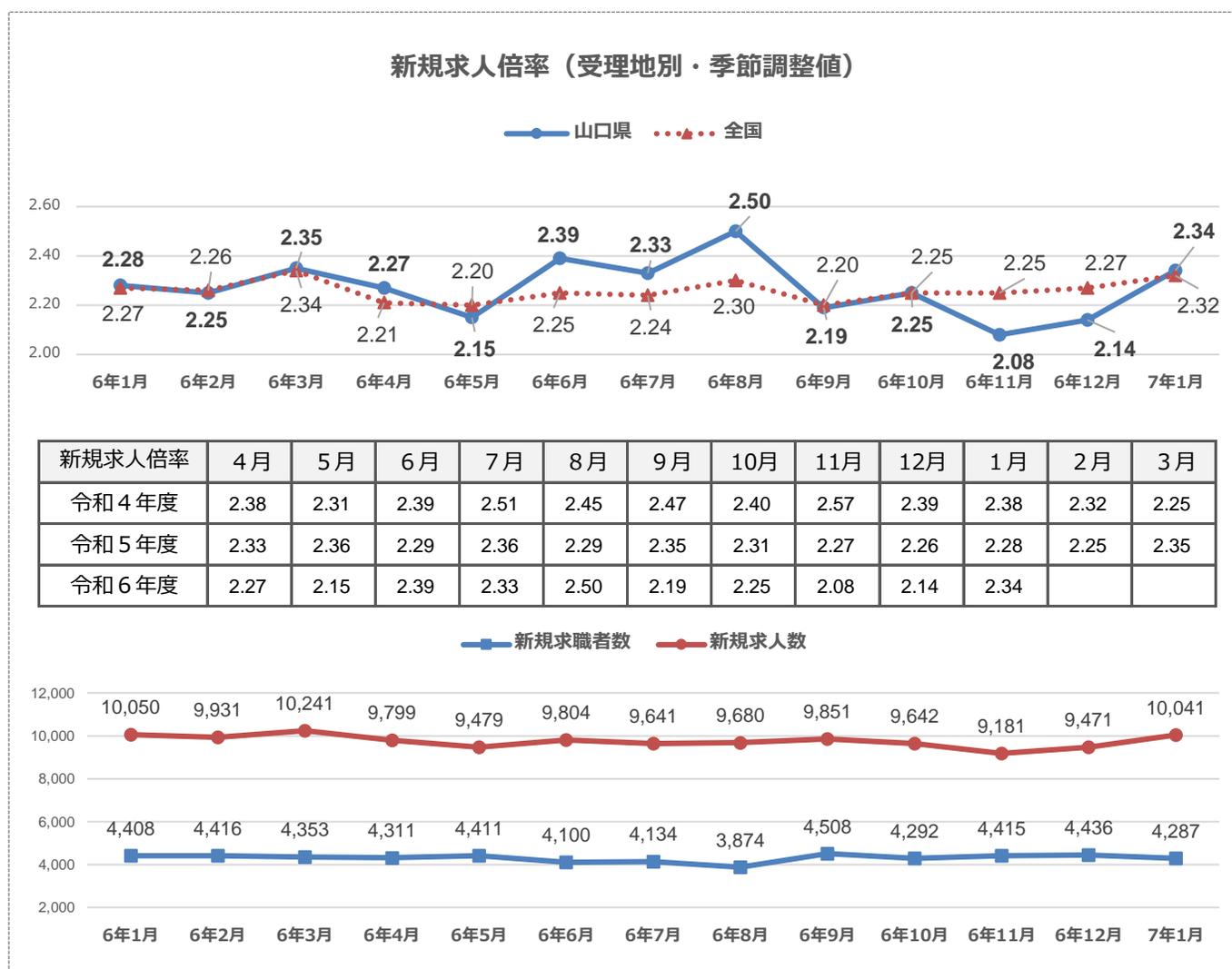
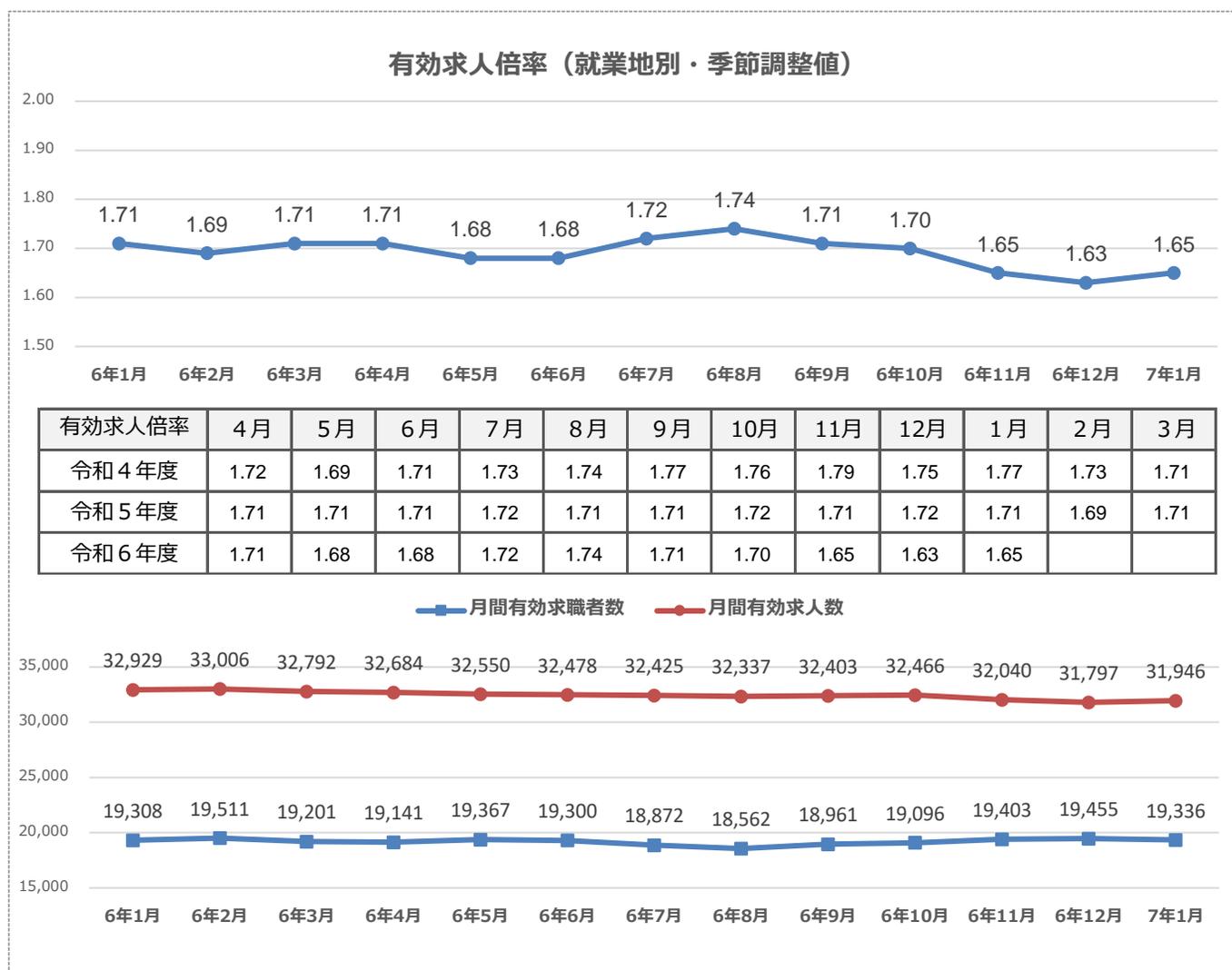
※3 ハローワークインターネットサービスの機能拡充に伴う令和3年9月以降の数値の取扱いについては、1頁の※2を参照。

第2表-1 一般職業紹介状況（新規学卒者を除きパートタイムを含む）



※ 季節調整法はセンサス局法Ⅱ（X-12-ARIMA）による。なお、令和6年12月以前の数値は、令和7年1月分公表時に新季節指数により改定されている。

第2表-2 一般職業紹介状況（新規学卒者を除きパートタイムを含む）



※ 季節調整法はセンサス局法Ⅱ（X-12-ARIMA）による。なお、令和6年12月以前の数値は、令和7年1月分公表時に新季節指数により改定されている。

第3表-1 主要産業別、一般新規求人状況（新規学卒者を除く）

令和7年1月

産業・規模		全数	一般	パートタイム	
新規 求人 数 （ 人 ）	合計	10,402	6,389	4,013	
	D 建設業	1,222	1,130	92	
	E 製造業	873	694	179	
	H 運輸業,郵便業	832	635	197	
	I 卸売業,小売業	1,140	580	560	
	M 宿泊業,飲食サービス業	491	117	374	
	N 生活関連サービス業,娯楽業	432	266	166	
	P 医療,福祉	3,070	1,778	1,292	
	R サービス業（他に分類されないもの）	937	536	401	
	（事業所規模）				
	4人以下	1,450	879	571	
	5～29人	4,976	2,970	2,006	
	30～99人	2,511	1,497	1,014	
	100～299人	768	566	202	
300～499人	234	162	72		
500～999人	250	144	106		
1000人以上	213	171	42		
対前 年 同 月 比 （ % ）	合計	-0.2	3.6	-5.8	
	D 建設業	5.3	3.8	29.6	
	E 製造業	-12.2	-11.9	-13.1	
	H 運輸業,郵便業	(21.1)	(10.4)	(75.9)	
	I 卸売業,小売業	(-12.2)	(-10.2)	(-14.1)	
	M 宿泊業,飲食サービス業	-3.0	-24.5	6.6	
	N 生活関連サービス業,娯楽業	-12.0	10.8	-33.9	
	P 医療,福祉	(8.5)	(15.0)	(0.7)	
	R サービス業（他に分類されないもの）	(5.5)	(10.7)	(-0.7)	
	（事業所規模）				
	4人以下	-4.5	3.9	-15.0	
	5～29人	-7.1	-5.6	-9.4	
	30～99人	6.5	12.4	-1.1	
	100～299人	-7.1	1.1	-24.3	
300～499人	31.5	31.7	30.9		
500～999人	117.4	46.9	523.5		
1000人以上	208.7	180.3	425.0		

対前年同月比の推移（新規学卒者を除く）

(%)

産業		6年1月	6年2月	6年3月	6年4月	6年5月	6年6月	6年7月	6年8月	6年9月	6年10月	6年11月	6年12月	7年1月
パート タイ ム を 含 む	合計	-4.2	-1.5	-3.8	-3.5	-1.4	-8.0	-2.5	-6.3	-5.8	-1.9	-8.9	-6.5	-0.2
	D 建設業	-4.4	9.8	-11.8	-3.7	7.5	-20.6	1.4	-9.6	-4.1	1.0	-4.4	9.3	5.3
	E 製造業	-12.8	-13.6	-5.2	-10.8	-8.3	-16.6	-10.2	-10.9	2.2	-17.3	-15.6	1.0	-12.2
	H 運輸業,郵便業	-18.5	2.6	17.0	-13.6	-2.0	-1.5	-16.2	20.2	-6.3	9.9	7.1	-11.3	(21.1)
	I 卸売業,小売業	-6.8	-9.2	-16.0	-3.6	-0.8	-15.1	-9.7	-16.3	-16.9	-18.1	-19.2	-12.6	(-12.2)
	M 宿泊業,飲食サービス業	-16.1	-15.8	15.0	-27.6	-14.7	16.6	-29.5	-27.2	4.9	-5.2	-29.0	11.7	-3.0
	N 生活関連サービス業,娯楽業	2.1	4.4	-24.1	4.3	-22.4	-19.8	8.8	-12.7	-20.4	10.7	-13.6	-26.2	-12.0
	P 医療,福祉	3.1	0.0	4.5	3.1	0.0	0.9	1.1	-6.0	1.4	11.3	-20.3	-4.7	(8.5)
	R サービス業（他に分類されないもの）	6.6	-10.8	5.1	-9.4	7.9	-7.2	4.1	11.5	-10.8	-4.6	11.2	-17.6	(5.5)

※1 令和6年4月以降については令和5年7月改定の「日本標準産業分類」に基づく区分、令和6年3月以前については平成25年10月改定の「日本標準産業分類」に基づく区分により表章したもの。

※2 全数 = (一般：パートタイムを除く常用及び臨時+季節) + (パートタイム：常用的及び臨時的パートタイム) である。

※3 求人数の多い主要産業を表記しているため、合計と内訳の数値は一致しない。

※4 対前年同月比については、産業分類改定による影響のある産業について () で示している。

第3表-2 産業別一般新規求人状況（新規学卒者を除きパートタイムを含む）

令和7年1月

項目	年月	7年1月	6年12月	6年1月	対前年同月 増減差	対前年同月 増減率
A,B 農業,林業,漁業		63	29	27	36	133.3
C 鉱業,採石業,砂利採取業		11	12	10	1	10.0
D 建設業		1,222	1,312	1,160	62	5.3
E 製造業		873	1,033	994	▲ 121	▲ 12.2
09 食料品製造業		202	181	275	▲ 73	▲ 26.5
11 繊維工業		33	9	22	11	50.0
16 化学工業		66	92	57	9	15.8
24 金属製品製造業		128	134	158	▲ 30	▲ 19.0
25 はん用機械器具製造業		61	107	43	18	41.9
26 生産用機械器具製造業		34	27	24	10	41.7
29 電気機械器具製造業		30	77	43	▲ 13	▲ 30.2
31 輸送用機械器具製造業		67	148	95	▲ 28	▲ 29.5
F 電気・ガス・熱供給・水道業		6	1	5	(1)	(20.0)
G 情報通信業		60	69	86	▲ 26	▲ 30.2
H 運輸業,郵便業		832	669	687	(145)	(21.1)
I 卸売業,小売業		1,140	1,148	1,298	(▲ 158)	(▲ 12.2)
50~55 卸売業		283	271	329	(▲ 46)	(▲ 14.0)
56~61 小売業		857	877	969	(▲ 112)	(▲ 11.6)
J 金融業,保険業		188	62	192	▲ 4	▲ 2.1
K 不動産業,物品賃貸業		119	169	200	▲ 81	▲ 40.5
L 学術研究,専門・技術サービス業		220	125	195	25	12.8
M 宿泊業,飲食サービス業		491	515	506	▲ 15	▲ 3.0
75 宿泊業		171	162	179	▲ 8	▲ 4.5
76 飲食店		196	276	216	▲ 20	▲ 9.3
N 生活関連サービス業,娯楽業		432	315	491	▲ 59	▲ 12.0
O 教育,学習支援業		116	105	158	▲ 42	▲ 26.6
P 医療,福祉		3,070	2,712	2,829	(241)	(8.5)
83 医療業		1,401	1,162	1,177	(224)	(19.0)
85 社会保険・社会福祉・介護事業		1,667	1,538	1,634	(33)	(2.0)
Q 複合サービス事業		83	46	69	14	20.3
R サービス業（他に分類されないもの）		937	871	888	(49)	(5.5)
91 職業紹介・労働者派遣業		133	105	121	12	9.9
92 その他の事業サービス業		550	579	553	(▲ 3)	(▲ 0.5)
S,T 公務（他に分類されるものを除く）,その他		539	259	628	▲ 89	▲ 14.2
合計		10,402	9,452	10,423	▲ 21	▲ 0.2

※1 令和6年4月以降については令和5年7月改定の「日本標準産業分類」に基づく区分、令和6年3月以前については平成25年10月改定の「日本標準産業分類」に基づく区分により表章したものを。

※2 ▲は減少である。

※3 対前年同月比については、産業分類改定による影響のある産業について（）で示している。

新規求人数を産業別に前年同月と比較すると以下のとおりである。

【前年同月より100人以上増加した産業】

運輸業,郵便業（145人）、医療,福祉（241人）

【前年同月より100人以上減少した産業】

製造業（▲121人）、卸売業,小売業（▲158人）

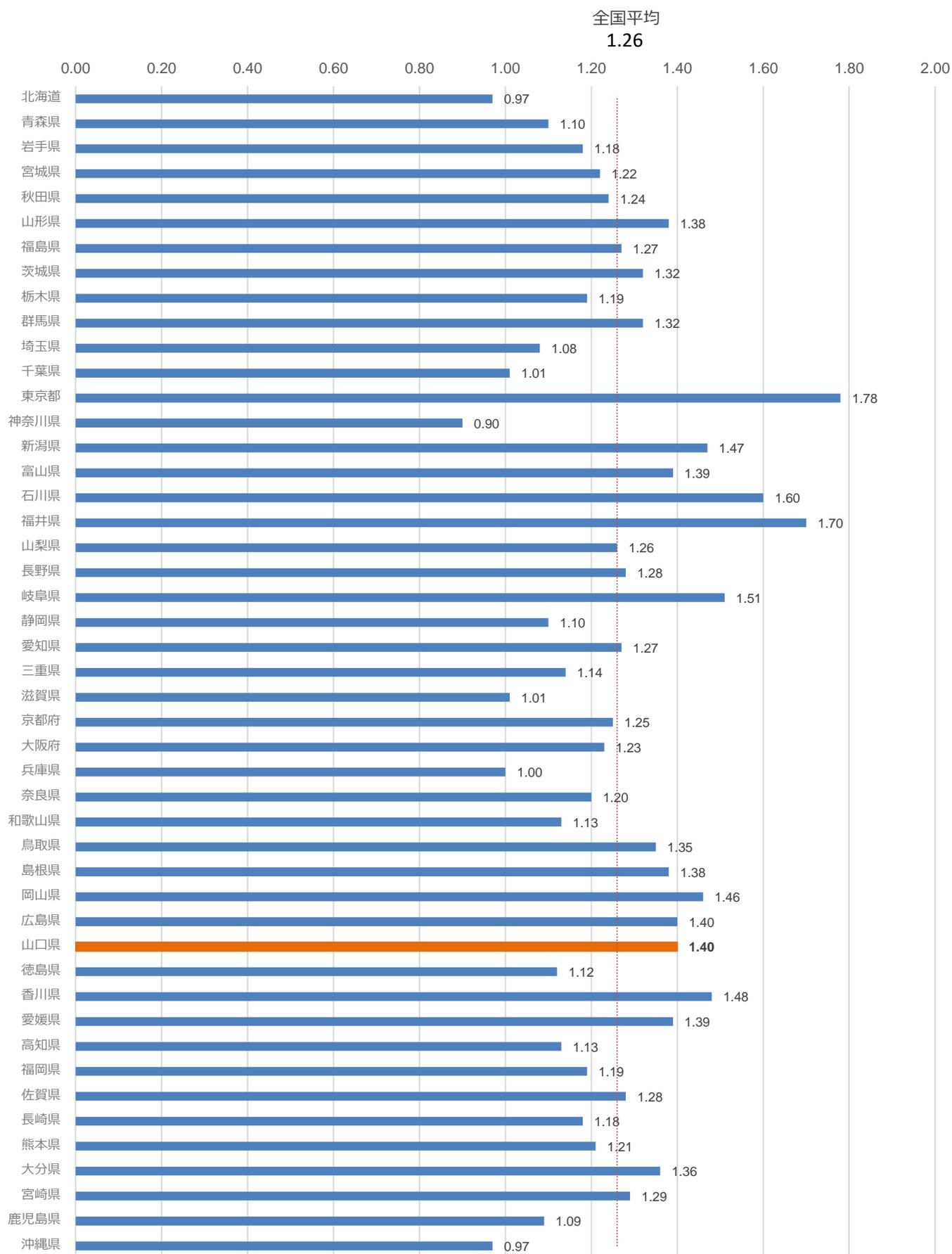
第4表 態様別新規求職者の状況（新規学卒者を除きパートタイムを含む常用）

令和7年1月

項目 年月	新規求職者		在職者		離職者		定年				事業主都合		自己都合		その他	無業者		家事、育児従事者		その他	
	前年同月比	前年同月比	前年同月比	前年同月比	前年同月比	前年同月比	前年同月比	前年同月比	前年同月比	前年同月比	前年同月比	前年同月比	前年同月比	前年同月比		前年同月比	前年同月比	前年同月比	前年同月比	前年同月比	
令和6年8月	3,350	▲ 16.8	1,029	▲ 19.7	2,029	▲ 14.4	95	▲ 11.2	363	▲ 12.5	1,520	▲ 15.0	51	292	▲ 21.9	95	▲ 20.8	197	▲ 22.4		
令和6年9月	4,261	▲ 1.4	1,274	▲ 0.5	2,515	▲ 1.5	110	6.8	420	▲ 9.3	1,925	0.1	60	472	▲ 3.5	177	▲ 13.7	295	3.9		
令和6年10月	4,338	▲ 1.3	1,249	▲ 1.6	2,654	▲ 1.7	124	▲ 10.8	502	▲ 5.8	1,970	1.2	58	435	2.1	130	▲ 3.0	305	4.5		
令和6年11月	3,713	▲ 2.0	1,173	▲ 6.1	2,182	▲ 0.9	101	34.7	419	12.3	1,604	▲ 5.1	58	358	6.5	126	9.6	232	5.0		
令和6年12月	3,230	0.0	1,128	▲ 2.5	1,762	▲ 0.8	79	▲ 6.0	269	▲ 18.5	1,370	3.3	44	340	14.9	93	4.5	247	19.3		
令和7年1月	4,804	▲ 2.7	1,567	▲ 6.4	2,831	▲ 0.0	119	▲ 3.3	548	13.2	2,103	▲ 1.9	61	406	▲ 5.1	159	0.6	247	▲ 8.5		

※ ハローワークインターネットサービスの機能拡充に伴う令和3年9月以降の数値の取扱いについては、1頁の※2を参照。

第5表 都道府県別有効求人倍率（受理地別・季節調整値）



※ 季節調整法はセンサス局法Ⅱ（X-12-ARIMA）による。なお、令和6年12月以前の数値は、令和7年1月分公表時に新季節指数により改定されている。

第6表 職業紹介主要指標①

項目 年月	月間有効求職者数						月間有効求人数						有効求人倍率		
	全数		一般		パートタイム		全数		一般		パートタイム		全数	一般	パート タイム
	常用		常用		常用		常用		常用		常用				
令和元年度平均	18,934	18,874	11,388	11,367	7,546	7,508	29,548	27,570	17,955	17,268	11,593	10,301	1.56	1.58	1.54
令和2年度平均	19,800	19,718	11,802	11,774	7,998	7,944	24,464	23,054	15,517	14,998	8,947	8,056	1.24	1.31	1.12
令和3年度平均	19,570	19,498	11,564	11,542	8,006	7,957	27,089	25,312	17,082	16,301	10,007	9,011	1.38	1.48	1.25
令和4年度平均	19,345	19,288	11,398	11,380	7,947	7,908	29,729	27,894	18,247	17,487	11,482	10,408	1.54	1.60	1.44
令和5年度平均	19,385	19,325	11,374	11,358	8,011	7,967	28,941	27,273	17,972	17,420	10,969	9,854	1.49	1.58	1.37
令和6年1月	18,196	18,138	10,828	10,812	7,368	7,326	29,232	27,124	17,937	17,341	11,295	9,783	1.61	1.66	1.53
令和6年2月	19,100	19,044	11,258	11,246	7,842	7,798	29,443	27,369	18,069	17,422	11,374	9,947	1.54	1.60	1.45
令和6年3月	19,719	19,663	11,555	11,544	8,164	8,119	28,884	27,007	17,651	17,040	11,233	9,967	1.46	1.53	1.38
令和6年4月	20,864	20,817	11,879	11,872	8,985	8,945	27,904	26,220	17,445	16,888	10,459	9,332	1.34	1.47	1.16
令和6年5月	20,914	20,853	11,696	11,686	9,218	9,167	27,269	25,669	16,984	16,493	10,285	9,176	1.30	1.45	1.12
令和6年6月	20,065	20,015	11,218	11,208	8,847	8,807	26,964	25,428	17,002	16,517	9,962	8,911	1.34	1.52	1.13
令和6年7月	19,031	18,986	10,905	10,894	8,126	8,092	27,384	25,874	17,301	16,830	10,083	9,044	1.44	1.59	1.24
令和6年8月	18,301	18,258	10,597	10,586	7,704	7,672	27,074	25,712	17,342	16,871	9,732	8,841	1.48	1.64	1.26
令和6年9月	18,620	18,569	10,811	10,799	7,809	7,770	27,713	26,306	17,655	17,133	10,058	9,173	1.49	1.63	1.29
令和6年10月	18,948	18,896	10,923	10,912	8,025	7,984	28,470	26,903	18,004	17,427	10,466	9,476	1.50	1.65	1.30
令和6年11月	18,670	18,612	10,692	10,678	7,978	7,934	28,215	26,262	17,679	17,134	10,536	9,128	1.51	1.65	1.32
令和6年12月	17,648	17,593	10,096	10,079	7,552	7,514	27,586	25,527	17,574	16,986	10,012	8,541	1.56	1.74	1.33
令和7年1月	18,230	18,182	10,410	10,393	7,820	7,789	27,604	25,566	17,567	16,942	10,037	8,624	1.51	1.69	1.28
対前年同月率、差	0.2%	0.2%	▲ 3.9%	▲ 3.9%	6.1%	6.3%	▲ 5.6%	▲ 5.7%	▲ 2.1%	▲ 2.3%	▲ 11.1%	▲ 11.8%	▲ 0.10P	0.03P	▲ 0.25P
山口	2,550	2,545	1,588	1,585	962	960	4,497	4,323	2,797	2,721	1,700	1,602	1.76	1.76	1.77
下関	3,115	3,108	1,835	1,833	1,280	1,275	5,182	4,702	3,428	3,325	1,754	1,377	1.66	1.87	1.37
宇部	3,129	3,122	1,856	1,852	1,273	1,270	5,278	4,989	3,480	3,384	1,798	1,605	1.69	1.88	1.41
防府	1,705	1,701	940	938	765	763	2,301	1,981	1,444	1,362	857	619	1.35	1.54	1.12
萩	1,023	1,017	525	524	498	493	1,423	1,292	844	799	579	493	1.39	1.61	1.16
徳山	1,740	1,733	932	930	808	803	2,773	2,520	1,787	1,655	986	865	1.59	1.92	1.22
下松	1,753	1,751	994	994	759	757	2,074	1,975	1,318	1,280	756	695	1.18	1.33	1.00
岩国	2,218	2,211	1,150	1,148	1,068	1,063	3,038	2,814	1,839	1,817	1,199	997	1.37	1.60	1.12
柳井	997	994	590	589	407	405	1,038	970	630	599	408	371	1.04	1.07	1.00

※1 全数 = (一般：パートタイムを除く常用及び臨時+季節) + (パートタイム：常用的及び臨時的パートタイム) である。

※2 ▲は減少、pはポイントである。

※3 ハローワークインターネットサービスの機能拡充に伴う令和3年9月以降の数値の取扱いについては、1頁の※2を参照。

第6表 職業紹介主要指標②

項目 年月	新規求職申込件数						新規求人数						新規求人倍率		
	全数		一般		パートタイム		全数		一般		パートタイム		全数	一般	パート タイム
	常用		常用		常用		常用		常用		常用				
令和元年度平均	4,597	4,582	2,825	2,820	1,772	1,762	10,415	9,697	6,262	6,022	4,153	3,675	2.27	2.22	2.34
令和2年度平均	4,351	4,334	2,654	2,648	1,697	1,686	8,875	8,329	5,528	5,332	3,347	2,997	2.04	2.08	1.97
令和3年度平均	4,432	4,415	2,697	2,691	1,735	1,724	9,815	9,135	6,090	5,811	3,724	3,324	2.21	2.26	2.15
令和4年度平均	4,420	4,406	2,652	2,648	1,768	1,758	10,491	9,819	6,341	6,078	4,150	3,741	2.37	2.39	2.35
令和5年度平均	4,408	4,395	2,656	2,653	1,752	1,742	10,161	9,561	6,234	6,039	3,927	3,522	2.31	2.35	2.24
令和6年1月	4,948	4,935	2,972	2,969	1,976	1,966	10,423	9,659	6,165	5,910	4,258	3,749	2.11	2.07	2.15
令和6年2月	4,573	4,562	2,739	2,738	1,834	1,824	10,120	9,426	6,147	5,940	3,973	3,486	2.21	2.24	2.17
令和6年3月	4,679	4,665	2,792	2,789	1,887	1,876	10,216	9,625	6,128	5,945	4,088	3,680	2.18	2.19	2.17
令和6年4月	6,172	6,163	3,364	3,364	2,808	2,799	9,499	8,954	5,999	5,805	3,500	3,149	1.54	1.78	1.25
令和6年5月	4,588	4,570	2,590	2,587	1,998	1,983	9,418	8,811	5,727	5,550	3,691	3,261	2.05	2.21	1.85
令和6年6月	3,726	3,718	2,185	2,183	1,541	1,535	9,668	9,181	6,033	5,895	3,635	3,286	2.59	2.76	2.36
令和6年7月	3,936	3,928	2,429	2,426	1,507	1,502	9,779	9,243	6,217	6,038	3,562	3,205	2.48	2.56	2.36
令和6年8月	3,355	3,350	2,127	2,125	1,228	1,225	9,081	8,626	5,782	5,599	3,299	3,027	2.71	2.72	2.69
令和6年9月	4,282	4,261	2,539	2,533	1,743	1,728	10,101	9,612	6,280	6,103	3,821	3,509	2.36	2.47	2.19
令和6年10月	4,350	4,338	2,586	2,585	1,764	1,753	10,580	9,876	6,621	6,384	3,959	3,492	2.43	2.56	2.24
令和6年11月	3,732	3,713	2,223	2,219	1,509	1,494	9,051	8,207	5,584	5,411	3,467	2,796	2.43	2.51	2.30
令和6年12月	3,240	3,230	1,891	1,886	1,349	1,344	9,452	8,711	6,146	5,890	3,306	2,821	2.92	3.25	2.45
令和7年1月	4,811	4,804	2,814	2,811	1,997	1,993	10,402	9,625	6,389	6,159	4,013	3,466	2.16	2.27	2.01
対前年同月率、差	▲ 2.8%	▲ 2.7%	▲ 5.3%	▲ 5.3%	1.1%	1.4%	▲ 0.2%	▲ 0.4%	3.6%	4.2%	▲ 5.8%	▲ 7.5%	0.05P	0.20P	▲ 0.14P
山口	669	669	421	421	248	248	1,501	1,411	921	893	580	518	2.24	2.19	2.34
下関	817	815	493	492	324	323	1,952	1,731	1,205	1,175	747	556	2.39	2.44	2.31
宇部	867	867	531	531	336	336	1,887	1,778	1,183	1,147	704	631	2.18	2.23	2.10
防府	447	446	268	267	179	179	901	789	612	563	289	226	2.02	2.28	1.61
萩	259	259	132	132	127	127	514	488	293	286	221	202	1.98	2.22	1.74
徳山	477	474	267	266	210	208	1,239	1,155	778	728	461	427	2.60	2.91	2.20
下松	427	427	239	239	188	188	820	791	537	520	283	271	1.92	2.25	1.51
岩国	577	576	305	305	272	271	1,173	1,096	669	665	504	431	2.03	2.19	1.85
柳井	271	271	158	158	113	113	415	386	191	182	224	204	1.53	1.21	1.98

※1 全数 = (一般：パートタイムを除く常用及び臨時+季節) + (パートタイム：常用的及び臨時的パートタイム) である。

※2 ▲は減少、pはポイントである。

※3 ハローワークインターネットサービスの機能拡充に伴う令和3年9月以降の数値の取扱いについては、1頁の※2を参照。

第6表 職業紹介主要指標③

項目 年月	紹介件数						就職件数						充足数					
	全数		一般		パートタイム		全数		一般		パートタイム		全数		一般		パートタイム	
	常用		常用		常用		常用		常用		常用		常用		常用		常用	
令和元年度平均	4,643	4,334	3,006	2,900	1,637	1,434	1,782	1,645	1,035	997	747	648	1,668	1,553	972	942	696	611
令和2年度平均	4,270	3,976	2,704	2,595	1,566	1,381	1,566	1,449	895	859	671	590	1,491	1,395	860	832	631	563
令和3年度平均	4,146	3,857	2,619	2,514	1,527	1,344	1,592	1,473	906	873	686	600	1,518	1,418	872	845	646	573
令和4年度平均	3,902	3,618	2,357	2,259	1,545	1,359	1,594	1,470	874	839	720	631	1,515	1,413	833	805	682	609
令和5年度平均	3,748	3,493	2,243	2,160	1,505	1,332	1,568	1,460	860	833	708	627	1,473	1,388	805	785	667	603
令和6年1月	3,820	3,509	2,134	2,036	1,686	1,473	1,203	1,085	714	684	489	401	1,139	1,040	687	660	452	380
令和6年2月	4,466	4,116	2,504	2,396	1,962	1,720	1,742	1,607	875	837	867	770	1,662	1,552	824	795	838	757
令和6年3月	4,232	3,957	2,387	2,288	1,845	1,669	2,006	1,869	992	958	1,014	911	1,915	1,804	943	913	972	891
令和6年4月	3,882	3,637	2,212	2,142	1,670	1,495	1,736	1,612	928	899	808	713	1,606	1,497	872	845	734	652
令和6年5月	4,018	3,762	2,278	2,208	1,740	1,554	1,632	1,552	840	818	792	734	1,513	1,449	771	754	742	695
令和6年6月	3,387	3,166	2,017	1,948	1,370	1,218	1,581	1,445	820	792	761	653	1,466	1,351	771	755	695	596
令和6年7月	3,385	3,202	2,014	1,953	1,371	1,249	1,365	1,288	780	761	585	527	1,261	1,208	720	707	541	501
令和6年8月	2,672	2,508	1,664	1,593	1,008	915	1,145	1,082	635	620	510	462	1,052	1,003	589	577	463	426
令和6年9月	3,565	3,348	2,070	2,010	1,495	1,338	1,396	1,318	768	747	628	571	1,278	1,219	708	693	570	526
令和6年10月	3,704	3,422	2,144	2,048	1,560	1,374	1,486	1,390	778	751	708	639	1,394	1,308	744	721	650	587
令和6年11月	3,264	2,906	1,934	1,858	1,330	1,048	1,439	1,314	811	782	628	532	1,340	1,227	743	725	597	502
令和6年12月	2,796	2,446	1,672	1,572	1,124	874	1,296	1,112	696	664	600	448	1,190	1,020	656	625	534	395
令和7年1月	3,573	3,273	2,016	1,940	1,557	1,333	1,146	1,013	624	597	522	416	1,061	943	576	558	485	385
対前年同月率 (%)	▲ 6.5	▲ 6.7	▲ 5.5	▲ 4.7	▲ 7.7	▲ 9.5	▲ 4.7	▲ 6.6	▲ 12.6	▲ 12.7	6.7	3.7	▲ 6.8	▲ 9.3	▲ 16.2	▲ 15.5	7.3	1.3
山口	534	507	314	300	220	207	152	142	98	94	54	48	166	161	106	105	60	56
下関	680	605	446	424	234	181	206	175	109	103	97	72	189	163	100	96	89	67
宇部	621	576	371	361	250	215	217	204	128	123	89	81	194	185	117	115	77	70
防府	340	301	204	192	136	109	105	85	51	50	54	35	95	66	38	37	57	29
萩	152	131	78	74	74	57	76	65	37	33	39	32	68	56	32	28	36	28
徳山	303	278	161	157	142	121	104	92	56	54	48	38	110	98	60	58	50	40
下松	244	228	120	118	124	110	93	83	41	39	52	44	86	81	43	41	43	40
岩国	468	428	194	191	274	237	128	109	70	69	58	40	104	90	52	52	52	38
柳井	231	219	128	123	103	96	65	58	34	32	31	26	49	43	28	26	21	17

※1 全数 = (一般：パートタイムを除く常用及び臨時+季節) + (パートタイム：常用的及び臨時的パートタイム) である。

※2 ▲は減少、pはポイントである。

※3 ハローワークインターネットサービスの機能拡充に伴う令和3年9月以降の数値の取扱いについては、1頁の※2を参照。

【参考】雇用保険主要指標①

年月	項目	適用事業所関係			被保険者関係				
		適用事業所数	新規適用事業所数	廃止事業所数	被保険者数	資格取得者数	資格喪失者数	うち事業主都合離職	離職票交付枚数
令和3年度平均		24,499	71	74	406,290	4,750	5,033	253	3,563
令和4年度平均		24,453	68	80	403,770	5,199	5,223	252	3,624
令和5年度平均		24,219	68	93	402,891	5,043	5,128	260	3,694
令和6年1月		24,139	76	50	401,670	3,917	5,396	261	4,025
令和6年2月		24,157	62	47	401,569	3,939	4,039	149	2,977
令和6年3月		24,144	66	79	401,169	4,378	4,798	347	3,406
令和6年4月		24,112	108	144	396,916	7,376	11,365	782	8,377
令和6年5月		24,145	93	64	402,409	10,384	5,077	231	3,468
令和6年6月		24,157	66	56	403,133	4,775	4,084	246	2,900
令和6年7月		24,138	77	95	402,685	4,375	4,899	195	3,432
令和6年8月		24,125	38	52	401,887	3,320	3,996	150	2,962
令和6年9月		23,935	44	235	401,337	3,894	4,419	199	3,178
令和6年10月		23,952	61	45	400,592	4,649	5,382	222	3,873
令和6年11月		23,953	38	48	400,130	3,711	4,157	232	3,139
令和6年12月		23,944	33	42	399,550	3,134	3,651	200	2,691
令和7年1月		23,952	66	58	397,882	3,561	5,170	358	3,896
前年同月比		▲ 0.8	▲ 13.2	16.0	▲ 0.9	▲ 9.1	▲ 4.2	37.2	▲ 3.2
山口		3,409	12	8	83,096	748	1,110	62	742
下関		4,507	10	11	73,851	639	926	37	682
宇部		4,541	11	7	68,197	600	868	34	661
防府		1,893	4	9	30,773	327	475	46	332
萩		1,429	4	2	16,701	164	204	14	166
徳山		2,421	11	7	44,095	365	523	71	452
下松		1,894	3	2	31,564	277	397	37	290
岩国		2,516	7	10	35,330	289	457	42	393
柳井		1,342	4	2	14,275	152	210	15	178

※各月分は業務統計値であり変動があり得る。

【参考】雇用保険主要指標②

年月	項目	基本手当（基本分）			高年齢求職者給付金		特例一時金		
		受給資格 決定件数	初回受給者数	受給者実人員	支給金額 (千円)	受給者数	支給金額 (千円)	受給者数	支給金額 (千円)
令和3年度平均		1,235	1,004	4,197	511,031	459	97,364	1	298
令和4年度平均		1,204	966	3,981	491,716	437	92,376	1	311
令和5年度平均		1,207	991	4,083	509,309	443	96,360	1	324
令和6年1月		1,173	804	3,943	526,208	356	81,036	0	0
令和6年2月		1,089	829	3,700	452,124	381	82,387	0	0
令和6年3月		1,040	706	3,512	420,045	365	78,010	0	0
令和6年4月		1,780	1,111	3,861	467,152	749	171,094	0	0
令和6年5月		1,802	1,410	4,217	541,460	926	213,513	11	2,871
令和6年6月		1,026	947	4,244	501,683	385	86,253	3	494
令和6年7月		1,094	1,333	4,821	631,187	409	87,245	2	333
令和6年8月		931	893	4,475	573,869	312	68,149	0	0
令和6年9月		1,103	775	4,436	571,974	383	83,979	0	0
令和6年10月		1,283	1,057	4,334	600,431	418	93,515	0	0
令和6年11月		1,005	790	3,868	472,572	394	85,410	2	463
令和6年12月		760	913	3,960	486,841	308	65,195	1	234
令和7年1月		1,115	728	3,830	509,553	465	99,415	2	444
前年同月比		▲ 4.9	▲ 9.5	▲ 2.9	▲ 3.2	30.6	22.7	-	-
山口		147	106	491	67,074	36	8,778	0	0
下関		212	144	760	106,943	52	11,115	0	0
宇部		221	127	726	89,503	73	15,362	0	0
防府		117	61	368	45,212	76	13,798	1	252
萩		56	47	183	25,858	30	6,498	0	0
徳山		89	56	344	46,210	76	16,422	0	0
下松		107	63	333	46,557	29	5,729	1	192
岩国		111	79	442	59,105	65	15,879	0	0
柳井		55	45	182	22,876	26	5,155	0	0

※各月分は業務統計値であり変動があり得る。

【参考】雇用保険主要指標③

年月	項目	就業手当		再就職手当		就職促進定着手当		常用就職支度手当	
		受給者実人員	支給金額 (千円)	支給人員	支給金額 (千円)	支給人員	支給金額 (千円)	支給人員	支給金額 (千円)
令和3年度平均		9	526	375	138,639	122	19,741	4	681
令和4年度平均		9	433	391	147,482	111	17,450	4	697
令和5年度平均		6	358	398	155,531	109	17,727	4	600
令和6年1月		9	1,014	276	112,969	143	22,020	1	120
令和6年2月		6	246	316	125,387	116	19,500	5	804
令和6年3月		8	665	323	126,872	118	18,664	4	538
令和6年4月		9	378	317	126,842	101	14,884	4	697
令和6年5月		9	462	494	200,196	134	23,565	1	144
令和6年6月		11	505	454	190,774	105	16,367	4	513
令和6年7月		10	588	483	187,596	97	17,595	2	327
令和6年8月		8	371	362	142,502	69	11,627	3	555
令和6年9月		7	462	327	131,887	88	13,701	0	0
令和6年10月		8	495	436	171,169	108	19,028	9	1,662
令和6年11月		6	281	373	160,632	104	17,356	4	645
令和6年12月		7	290	370	161,036	128	22,747	1	52
令和7年1月		6	398	273	115,257	113	20,277	3	526
前年同月比		▲ 33.3	▲ 60.8	▲ 1.1	2.0	▲ 21.0	▲ 7.9	200.0	337.8
山口		1	130	44	19,084	11	2,015	0	0
下関		1	160	45	18,064	29	5,058	1	145
宇部		2	65	58	26,203	22	4,296	0	0
防府		0	0	26	9,379	7	1,063	0	0
萩		1	12	13	5,216	6	660	0	0
徳山		1	31	21	9,535	10	1,659	0	0
下松		0	0	20	6,497	13	2,903	1	223
岩国		0	0	35	17,400	10	1,874	0	0
柳井		0	0	11	3,880	5	748	1	159

※各月分は業務統計値であり変動があり得る。

【参考】雇用保険主要指標④

年月	項目	高年齢雇用継続給付		育児休業給付		介護休業給付	
		受給者数	支給金額 (千円)	受給者数	支給金額 (千円)	受給者数	支給金額 (千円)
令和3年度平均		2,609	130,136	1,862	434,128	20	4,719
令和4年度平均		2,492	122,816	1,911	447,217	20	4,647
令和5年度平均		2,383	117,675	2,011	477,847	24	5,722
令和6年1月		2,289	117,304	2,049	492,951	27	6,454
令和6年2月		2,315	114,632	2,145	518,202	28	8,665
令和6年3月		2,170	107,706	2,097	513,584	25	4,735
令和6年4月		2,280	112,522	2,328	537,468	17	3,621
令和6年5月		2,282	111,621	2,390	562,942	17	4,565
令和6年6月		2,221	105,541	1,651	399,019	24	6,607
令和6年7月		2,251	115,229	1,726	425,979	28	4,917
令和6年8月		2,068	98,822	1,674	428,649	24	6,630
令和6年9月		2,170	109,687	1,830	467,018	31	6,772
令和6年10月		2,018	99,023	1,979	507,510	28	6,841
令和6年11月		2,172	110,839	1,825	465,231	20	4,033
令和6年12月		2,002	99,110	1,860	476,265	30	5,601
令和7年1月		2,099	109,898	2,217	569,571	33	8,012
前年同月比		▲ 8.3	▲ 6.3	8.2	15.5	22.2	24.1
山口		246	13,398	734	203,719	15	4,121
下関		417	20,541	385	93,232	7	1,716
宇部		628	34,510	284	74,359	2	245
防府		95	4,416	138	31,010	1	159
萩		45	2,088	54	11,280	0	0
徳山		291	17,230	257	68,543	3	1,111
下松		160	8,990	133	34,418	2	392
岩国		159	5,993	168	37,601	3	268
柳井		58	2,731	64	15,410	0	0

※各月分は業務統計値であり変動があり得る。

【参考】雇用保険主要指標⑤

年月	一般教育訓練給付（通学制）		一般教育訓練給付（通信制）		専門実践教育訓練給付（通学制）		専門実践教育訓練給付（通信制）	
	受給者数	支給金額 （千円）	受給者数	支給金額 （千円）	受給者数	支給金額 （千円）	受給者数	支給金額 （千円）
令和3年度平均	44	1,987	23	424	18	2,996	44	3,133
令和4年度平均	42	1,701	19	389	15	2,846	46	3,270
令和5年度平均	39	1,686	20	393	11	2,290	46	3,422
令和6年1月	22	1,102	15	227	0	0	32	1,640
令和6年2月	13	667	14	393	1	174	18	1,342
令和6年3月	77	2,475	18	426	12	1,673	38	3,088
令和6年4月	48	2,383	7	217	41	5,664	94	7,329
令和6年5月	33	1,267	10	265	7	1,765	74	3,169
令和6年6月	30	1,462	11	168	2	258	22	2,175
令和6年7月	35	1,638	18	352	1	415	20	2,045
令和6年8月	39	2,100	24	356	2	329	13	1,563
令和6年9月	27	1,394	35	694	1	117	28	2,207
令和6年10月	42	1,792	32	524	57	14,477	122	12,023
令和6年11月	52	2,063	27	647	8	853	51	3,731
令和6年12月	42	1,660	23	510	3	339	18	1,074
令和7年1月	29	1,386	13	175	7	1,663	33	2,134
前年同月比	31.8	25.7	▲ 13.3	▲ 23.1	-	-	3.1	30.1
山口	2	143	0	0	0	0	5	429
下関	8	406	4	60	1	400	7	490
宇部	8	290	2	29	0	0	5	343
防府	3	151	3	33	1	48	1	48
萩	0	0	0	0	0	0	0	0
徳山	2	153	2	22	1	138	3	123
下松	2	54	2	31	0	0	3	347
岩国	3	136	0	0	4	1,078	7	267
柳井	1	54	0	0	0	0	2	87

※各月分は業務統計値であり変動があり得る。

- 1 公立大学法人 下関市立大学
リカレント教育センター
- 2 学校法人 Y I C 学院 社会事業本部
- 3 国立大学法人 山口大学

1 公立大学法人 下関市立大学
リカレント教育センター

下関市立大学附属リカレント教育センターの2024年度の取組について

1. 概要

下関市立大学の社会人を対象としたリカレント教育は、土曜日、夜間を中心に対面とオンラインのハイブリット授業で開講しています。（対面参加 30%：オンライン参加 70%）2024年度のそれぞれのコースについては表1の通りとなっており、北海道から沖縄までの20都道府県から、23歳から71歳まで幅広い年齢層の方が受講しています。年代としては、29歳まで15.89%、30歳から39歳まで24.50%、40歳から49歳まで23.84%、50歳から59歳まで22.52%、60歳以上13.25%と、どの年代からもまんべんなく受講いただいております。山口県内からの受講者は62名（うち下関市内は44名）、男女比では男性21.19%、女性78.81%でした。

表1 2023年度の受講生の人数

募集時期	春学期	秋学期
【履修証明プログラム】		
I インクルーシブ教育	5名 (聴講生2名)	5名 (聴講生6名)
II 子ども才能マネジメント	33名 (聴講生14名)	33名 (聴講生1名)
III 旅館マネジメント	5名 (聴講生1名)	5名 (聴講生1名)
IV しものせき地域DX人材育成 リスクリソングプログラム		8名 (聴講生1名)
計	43名 (聴講生17名)	51名 (聴講生9名)
【スキルアッププログラム】		
くじらと捕鯨の地域活性化	聴講生2名	聴講生2名
パーソナルマネジメント	聴講生10名	
ビジネスデータ分析	聴講生4名	
Excel関数の使い方と活用	聴講生12名	
人材リスクリソングプログラム	聴講生1名	
計	(聴講生29名)	(聴講生2名)
総計	履修証明プログラム履修生 のべ94名 聴講生 のべ57名	合計151名

2. 受講生の声（アンケート結果の一部抜粋）

2024年度は、2024年4月～2025年3月まで開講しています。現在、講義が終了したもののから、随時、オンラインで回答する形式での受講生アンケートを実施しています。

3月10日現在、40名が回答しており、現在、集計中ではありますが、その一部の結果をご紹介します。なお、最終のアンケート結果については毎年ホームページで公表しております。

講座を知ったきっかけ（複数回答）

人からの紹介（15人）が最も多く、次に社内研修（14人）、本学HP（12人）、募集ポスター（3人）

受講した感想など

- *もともと知っている内容であっても多角的な視点で学ぶことができたので、よく理解できた。
- *基礎的知識や基礎研究を理解した上で学ぶことができ、日々の仕事のヒントになることが多かった。
- *グループワークなどを通じていろいろな人の意見を聞くことができたため、勉強になった。
- *大学に通うことが人生初だったため、毎週の楽しみになった。
- *これからも、もっと深く学んでいきたいと思った。

今回の学びをどのように活かしていきたいか（複数回答）

質問内容	回答者数（人）
自分の現職でのキャリア形成・キャリアアップのため	33
自分の転職(予定含む)のため	4
自分のセカンドライフのため	3
自分の子育て・ライフマネジメントのため	6
会社での組織マネジメントのため	11
会社での人事業務のため	2
会社での社員教育のため	4
学校や保育所等での教育・保育のため	5
自分の知的好奇心を広げるため	16
自分の研究テーマと重なるため	3

3. 2025年度について

2025年度からは、新たな履修証明プログラムとして「潜在看護師キャリア支援コース」、スキルアッププログラムとして「新人看護師技術支援コース」を新設するなど、「人生100年時代」を生きていく社会人のみなさまの学びのニーズを常に把握しながら、講座の内容を再構築してまいります。

詳細につきましては、随時、本学附属リカレント教育センターのホームページにて公開しています。

下関市立大学 附属リカレント教育センター

HP ▶ <https://www.shimonoseki-cu.ac.jp/recurrent/>



2 学校法人Y I C学院 社会事業本部

I. 受講者の特性に対応した教育訓練手法の構築・普及促進事業（厚生労働省委託）

講座名：『DX 推進ができる ICT 活用サポーター養成訓練プログラムの開発とその実効性を高める
地域密着型女性求職者トータルサポートシステムの構築』

1. 訓練概要

- (1) 訓練時間 292時間
- (2) 訓練期間 3か月
- (3) 訓練の概要

DX の推進ができる ICT 支援員または企業の ICT 活用サポーターとして就業することを目標とする、ブレンディッドラーニングによる「ICT ステップアッププログラム」

- (4) 各ユニットでの学習内容

ユニット名	科目	学習内容
ICT 支援員 対応	ICT 概論	ICT に関する用語やパソコン・ソフトウェア・ハードウェア・ネットワーク等環境面の理解をする。また、ICT 支援員の理解や学校教育についても理解を深める。
	ICT 活用事例演習・ 実習	ICT 概論や DX 化推進ユニットで学んだ内容を複合的に活用し、教育現場での事例をもとに、具体的な解決方法と対応力を身に付ける。
DX 化推進	Google 活用	GoogleWorkspace の活用方法として、メール、チャット、ドライブ、フォーム、サイトの活用方法の理解を深める。またフォームは、ICT 活用事例演習・実習内でのアンケート調査でより実践的に活用を行う。
	Microsoft365・Teams 活用	Microsoft Teams の活用方法を学習する。Teams はオンライン学習時の使用ツールでもあり、日常的に使用することで実践的に活用を行う。Microsoft365 では学校や企業で使用頻度の高い Word と Excel の操作について理解する。
	タブレット (iPad) 活用	iPad の使用方法と代表的なアプリの使用方法を学ぶ。また、Microsoft 製品との違いの理解を深める。
動画作成	動画作成	デザイン理論、知的財産権、そして Canva を使用した動画作成方法を iPad で学ぶ。テーマに沿った動画制作、発表、講師やクラスメイトからのフィードバックを繰り返し、動画作成のコツを学ぶ。
キャリア 形成	コミュニケーション	コミュニケーションの重要性とオンラインでのコミュニケーションの取り方を学ぶ。

	キャリアプランニング	キャリアプランニングに必要な自己理解、仕事理解、地域の求人状況、求められる人材、そして就職活動の流れや具体的な就職活動方法について学ぶ。子育て支援策等各自のライフイベントで起こる課題の支援策の理解も行う。
	就職支援	具体的な就職支援方法として面接練習や職業人講話の機会を設ける。修了後の就職支援方法の整理も行う。

(5) 訓練ユニットの科目・時間の詳細

ユニット名	科目名	学習方法	学習コンテンツ	学習時間
ICT 支援員 対応	ICT 概論	オンデマンド	特定非営利活動法人情報ネットワーク教育活用研究協議会 ICT 支援員養成講座内「A 情報技術基礎・情報システム運用コース」	3 0
	ICT 概論	オンライン	新規開発教材	3 0
	ICT 活用事例演習・実習	対面	新規開発教材	3 0
DX 化推進	Google 活用	オンデマンド	Udemy Business	1 0
	Google 活用	オンライン	新規開発教材	6
	Google 活用	対面	新規開発教材	6
	Microsoft365・Teams 活用	オンデマンド	Udemy Business	1 4
	Microsoft365・Teams 活用	オンライン	新規開発教材	1 3
	Microsoft365・Teams 活用	対面	新規開発教材	9
	タブレット (iPad) 活用	オンライン	新規開発教材	2 1
	タブレット (iPad) 活用	対面	新規開発教材	3
動画作成	動画作成	オンデマンド	新規開発教材	6 0
	動画作成	対面	新規開発教材	3 0
キャリア 形成	コミュニケーション	オンライン	新規開発教材	6
	コミュニケーション	対面	新規開発教材	6
	キャリアプランニング	オンライン	新規開発教材	9

	キャリアプランニング	対面	新規開発教材	3
	就職支援	オンライン	新規開発教材	3
	就職支援	対面	新規開発教材	3

(6) その他、具体的な実施方法

授業は平日の午前中に実施し、通いやすい環境とした。また、対面授業時にやむを得ない事情で登校できない場合はオンライン受講も許可した。

Teams でオンライン授業を実施、科目ごとにチャンネルを作り、教材および提出物は該当チャンネルにアップする等、講師およびステップアップサポーターと受講者間でのデータ情報のやり取りがスムーズに実施できた。

授業内容は録画をし、授業終了後速やかにみられる環境を整えた。対面授業であっても講師はTeams のオンライン会議に入り、その画面を録画した。講師は画面に映ったり画面共有をしたりしながら授業を実施した。そうすることで、対面授業日のオンライン受講者への対応も行うことができた。受講者には、Microsoft Surface および iPad の貸し出しを行った。

受講者管理として LMS (学習管理システム) の開発を行った。LMS は受講者の出欠管理、授業理解度把握、受講者情報把握等の役割がある。

2. 訓練の進め方

本プログラムでは、次のような進め方を行った。

- (1) 事前学習 オンデマンド学習による事前学習を実施。
- (2) 授業 対面もしくはオンラインでの授業実施。
- (3) 振り返り 授業後には受講者が LMS に授業の理解度を 5 段階でつけた。
理解した内容と不明点の入力も実施。不明点については速やかに担任が各講師に伝達し、次回授業もしくは Teams の投稿でフォローを行った。
- (4) 事後学習 オンデマンド学習による自己学習、授業内容録画の視聴による事後学習を実施。
- (5) 確認テスト 適宜、課題提出や小テストを実施し、受講者の理解度を確認。
- (6) 修了テスト 該当科目の目標 (評価項目) の達成度を見るために修了テストを実施。

3. 学びを支援する環境

学びを支援する環境や体制としてトータルサポートシステムを行い、コミュニティの場を創出した。

(1) ここからルーム

- ・実施主体 ステップアップサポーター
基本は、内部のスタッフで受講者支援を行うが、ここからルーム時は、チーム支援としてかかわっている女性のキャリア形成支援団体である外部ステップアップサポーターも参加。
- ・実施方法 オンラインもしくは対面
- ・実施内容 放課後に 1 時間程度、昼食を食べながらのコミュニケーションの場とし、各回テーマを設定して実施。

実施回	実施時期	テーマ
1 回目	開講から 約 1 週間経過時	「ビジョンセッション」(目標設定) 受講修了時と 1 年後の自分のなりたい姿を考え、共有する。
2 回目	開講から 約 1 か月経過時	「モヤモヤマップワークショップ」(不安や悩みの解消) 授業・生活・自分のことでモヤモヤしていることをはき出して共有。自分以外も頑張っていることを知り、またモヤモヤの解決方法のヒントを得ることを目指す。
3 回目	開講から 約 2 か月半経過時	「ホメホメワークショップ」(頑張った自分をほめ、自信をもつ) 互いを、自分を、具体的にほめあう。1 回目のセッション内容(目標)も共有化する。

(2) コミュ×コミュ room

- ・実施主体 ステップアップサポーター
- ・実施方法 オンライン
- ・実施内容 帰宅後に家事が落ち着き子供の帰宅前の 1 時間くらいで設定。不定期実施ではあるが、おおよそ 1 か月に 2 回程度のペースで実施した。
ステップアップサポーターは常にいるが、受講者は出入り自由とした。また、「ここからルーム」とは違い、あえてテーマは設けず話すことも自由とし、コミュニケーションを取ることを大切にす場として設定した。

(3) わいわいルーム

- ・実施主体 受講者
- ・実施方法 オンライン
- ・実施内容 コミュ×コミュ room の実施により、「自分たちでも気軽に話せる場を作ってみたい。オンライン会議作成の練習もしてみたい」との受講者の思いより、受講者が Teams で自発的にコミュニケーションを取る場所を設定した。

4. 就職支援方法

【就職支援の全体像】

(1) 受講前

就職への意識づけ(スタートアップセミナーおよびプレプログラム)を実施し、受講前からの伴走支援を実施した。

(2) 受講中

キャリア形成ユニットで、自己理解、職業理解、学校や企業が求める人材の理解等をし、それをもとに応募書類や面接といった具体的な就職活動で活用していく方法の授業を実施した。

定期的なキャリアコンサルティングも実施し、キャリアコンサルティングは受講者の対応しやすい方法を取るために、対面もしくはオンラインでの実施から選択をしてもらった。

キャリアコンサルティング実施時は、「キャリア形成支援シート」を使用した。尚、このシー

トは、定期的なキャリアコンサルティングの場だけでなく、立ち話の内容等普段からの様子も記載できるようになっている。そして、このキャリア形成支援シートはステップアップサポーターで共有し、チーム支援の面でも活用を実施。

(3) 修了後

定期的なキャリアコンサルティングを実施。

修了後の相談窓口として、コミュ×コミュ room を継続実施。また、対面での情報交換会も実施。受講者からの希望業界および職種、もしくはステップアップサポーターが受講者にあった企業を見立て、現場の社員と話せる場である「職場見学会」、また、女性求職者の採用に前向きな企業と受講者の出会いの場として、「就職マッチングイベント」を実施。

【特筆すべき取組】

(1) 職場見学会の実施

- ・所要時間 30分から1時間程度
- ・参加者 見学希望受講者（受講者の希望に応じ、必要な場合はステップアップサポーターが引率）
- ・流れ
 - ①現場の社員による、業界および企業説明
 - ②参加受講者の特性（例 子育て中）にあった働き方の説明
 - ③職場内の見学

(2) 就職マッチングイベントの実施

- ・所要時間 1時間30分程度
- ・参加者 参加希望受講者、企業採用担当者
- ・流れ
 - ①企業PR
 - ②参加受講者と企業採用担当者によるフリートークタイム
 - ③参加受講者と企業採用担当者による交流タイム

求人確認や働き方の相談を行う時間であり、双方合意があれば連絡先の交換も可能とした。また、マッチングイベント後の職場見学や応募書類送付の調整も実施する時間として設定した。

5. 支援結果

試行回	試行期間	就職者数／対象者（就職率）※就職支援中
3回目 前期	令和6年9月3日から 令和6年12月2日	修了者15名／就職決定11名（就職率73.3%）
3回目 後期	令和6年10月1日から 令和6年12月25日	修了者19名／就職決定6名（就職率31.6%）

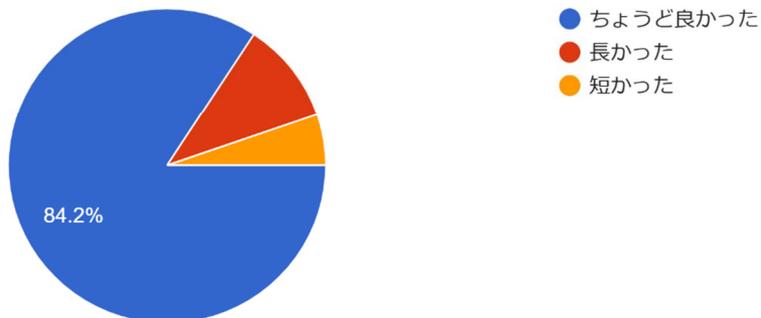
※昨年実施をした施行1回目は修了者17名／就職決定14名（就職率82.3%）

6. 受講者の声（アンケートの抜粋）

（1）講座全体について

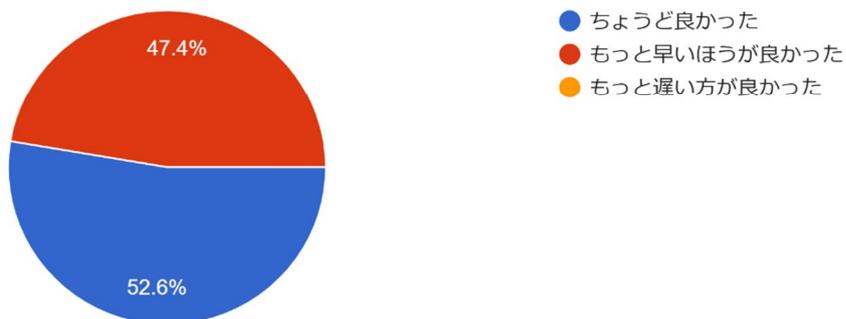
（1）－① 講座の期間（約3か月間）についてどう思いましたか。

19件の回答



（2）－① 実施時期（令和6年10月1日から令和6年12月25日まで）についてどう思いましたか。

19件の回答



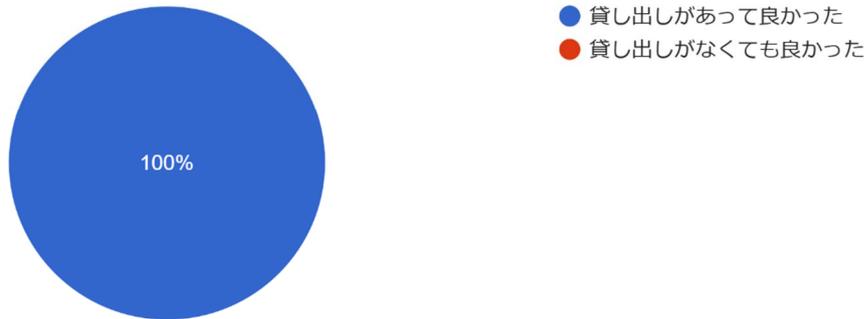
（4）－① 【託児利用の方のみ回答】託児を利用していかがでしたか。

6件の回答



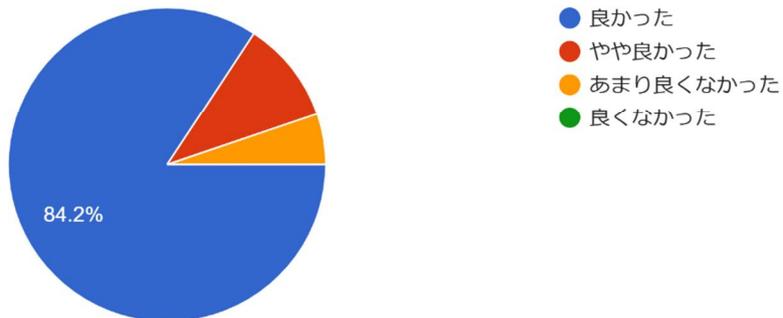
(2) パソコンについて

(1) -① 今回の講座ではパソコンやiPadの貸出がありました。いかがでしたか。
19件の回答

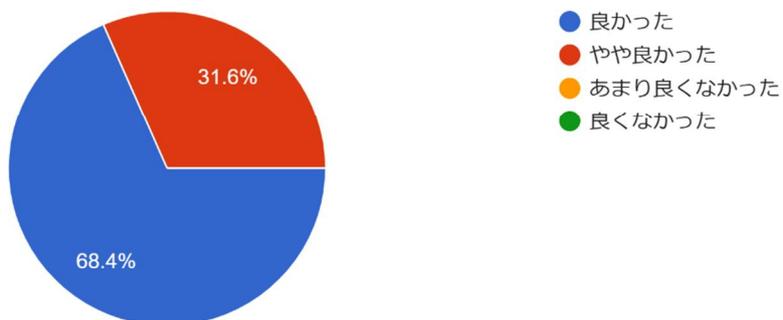


(3) 学習方法について

(1) -① 「対面」という学習方法について、いかがでしたか。
19件の回答

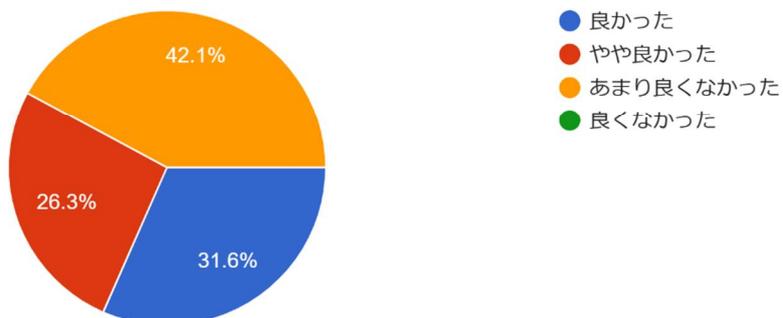


(2) -① 「オンライン」という学習方法について、いかがでしたか。
19件の回答



(3) -① 「オンデマンド」という学習方法について、いかがでしたか。

19件の回答



(4) 時間数や追加科目について

(1) -① 各科目ごとの時間数について、いかがでしたか。

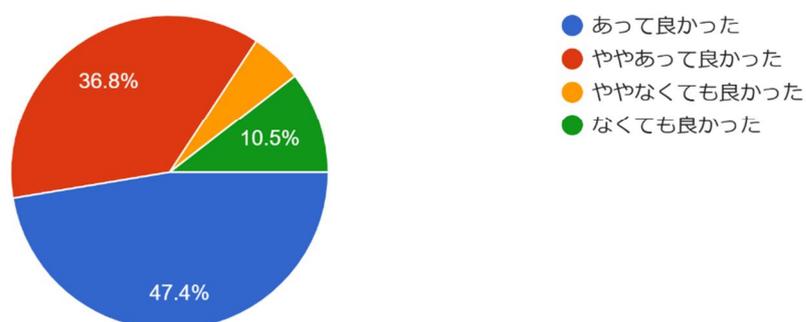
19件の回答



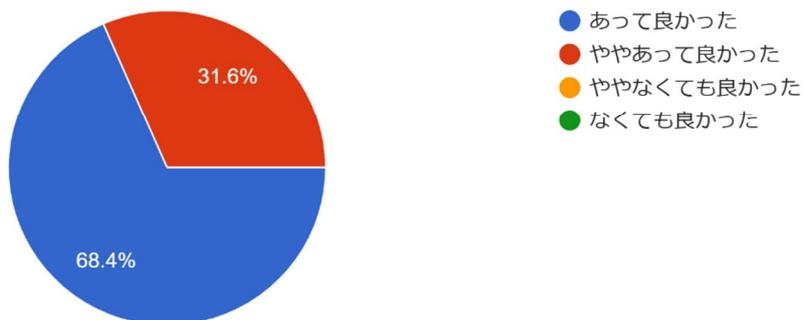
(5) 受講中の支援について

(1) -① 開講前の「プレプログラム」について、いかがでしたか。

19件の回答

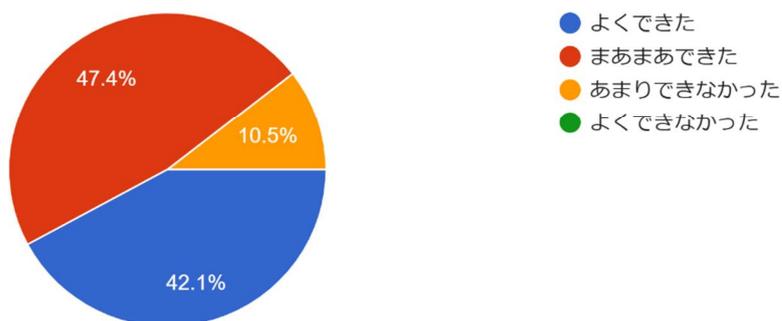


(3) - ① 「キャリアコンサルティング（開講後の個別面談）」について、いかがでしたか。
19件の回答

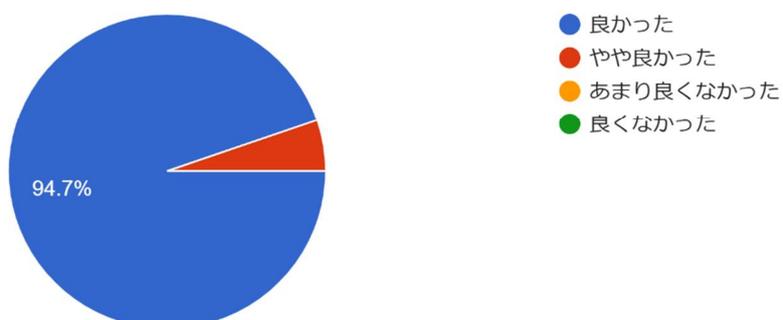


(6) 講座全体について

(1) - ① クラス内における受講者同士の交流についてはいかがでしたか。
19件の回答



(2) ICTステップアッププログラム講座について、全体的にいかがでしたか。
19件の回答



II. 専門職業人材の最新技能アップデートのための専修学校リカレント教育推進事業（文部科学省委託）

事業概要『観光料飲サービス業等の階層別リスキリングのモデル構築事業』



-  目的：山口県の重点産業である観光・料飲・サービス業界の振興のため、地域団体と連携し、人材不足解消と生産性向上を目指す。
-  対象：観光・料飲・サービス業等顧客サービスを行う全職種
-  目指す姿：インバウンド客への対応力向上
デジタルマーケティングの実践力強化
DX活用企画推進者として活躍できる人材

 開発する講座（約30～40時間）

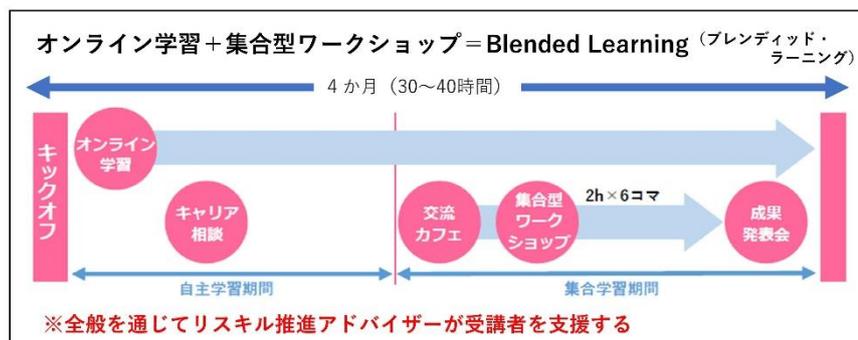
- インバウンド対応おもてなし英会話コース
- マナープロトコル
- DX系エントリーコース
- 中核DX人材育成コース



在職者の学びを促進する仕組みづくり



-  多忙な在職者の時間・場所に柔軟な対応が可能な**オンライン学習**を活用
-  **集合型ワークショップ**で連帯感と協働の場を醸成する
-  キャリアコンサルティングにより、学びを伴走支援する**リススキル推進アドバイザー**を配置



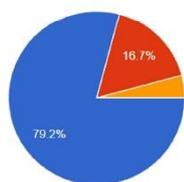
実証と講座開発（1）

おもてなし英会話コース		マナープロトコルコース		DXエントリーコース	
開講期間	7/1～10/31	開講期間	10/1～1/31	開講期間	10/1～1/31
受講数（定員）	10名（10）	受講数（定員）	9名（10）	受講数（定員）	10名（10）
修了（出席率）	4名（51%）	修了（出席率）	9名（91%）	修了（出席率）	9名（82%）
オンライン学習	60%	オンライン学習	100%	オンライン学習	83%

講座修了時アンケート結果

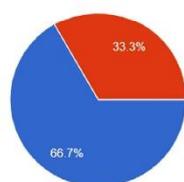
今回の実証講座に参加して良かったと思いますか？

- とても良かった
- 思う
- どちらともいえない
- あまり思わない
- 思わない



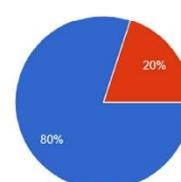
今回学んだことは今後の業務で役立つと思いますか？

- 必ず役立つ
- 思う
- どちらともいえない
- あまり思わない
- 思わない



アドバイザー（運営）のサポートについて

- 良かった
- 特になし
- 不満



実証と講座開発（2） ～どのような支援を行ったか～



実証と講座開発（3） ～育成講座の開発と実証～

リスキル推進アドバイザーの育成講座を開発（1年目）実証（2年目）。

YIC学内から7名が参加し修了した。

リスキル推進アドバイザー育成講座	
自主学習①	8/5～
自主学習②	8/19～
ワークショップ①（対面）	9/24
自主学習③	10/10～
ワークショップ②（オンライン）	10/24
ワークショップ③（オンライン）	10/30
〈学習内容〉 ・15時間（自主学習＋ワークショップ） ・企業とのかかわり（ニーズ把握、提案） ・受講者とのかかわり（目標設定、面談） ・各面談場面のロールプレイング	



講座実証から導き出したアドバイザーの役割

①事業コンサルタント

地域文脈についても理解しながら、事業成長において、どのような組織能力が必要なのか？を共に言語化し、リスキルの重要性を引き出しながら適切な目標設定を支援する。

②キャリアコンサルタント

企業側の期待を自覚させながらも、学習者の視点にたつて、またキャリア形成におけるリスクリングの有用性が認識できるように支援する

③学習者支援者・コーチ

企業と学習者の両視点も踏まえながら、適切な学習目標を言語化する。また、自律的学習を促進するにあたり、適切な介在をしながら伴走する

④コミュニティマネージャー

学習者コミュニティにおいて、相互が学習を刺激し前進させるために、場を活性化するための働きかけを行う

リスキル推進アドバイザーの「役割」～4つの側面～

大きくは4つの側面で各役割を担いながら、各観点を統合し、企業はもちろん、地域、学習者にとってよい影響をもたらすリスクリングを推進する存在。

①事業コンサルタント

地域文脈についても理解しながら、事業成長において、どのような組織能力が必要なのか？を共に言語化し、リスキルの重要性を引き出しながら適切な目標設定を支援する。



②キャリアコンサルタント

企業側の期待を自覚させながらも、学習者の視点にたつて、またキャリア形成におけるリスクリングの有用性が認識できるように支援する。

③学習者支援者・コーチ

企業と学習者の両視点も踏まえながら、適切な学習目標を言語化する。また、自律的学習を促進するにあたり、適切な介在をしながら伴走する。

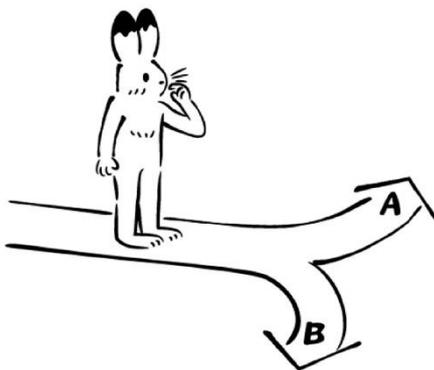
④コミュニティマネージャー

学習者コミュニティにおいて、相互が学習を刺激し前進させるために、場を活性化するための働きかけを行う。

各場面におけるリスキル推進アドバイザーの役割



今後のリスキル推進アドバイザー育成にあたって



企業を取り巻く課題も可能性も変化する。
学ぶべきスキルは日々変化する。
そこに寄り添うテクノロジーも進化する。

その中でリスキルを実践する当事者としての肌感覚と、共感的な態度が伴走する姿勢に表れる。

企業、受講者、アドバイザーがともにリスキルの成果を共有する関係づくりが重要となる

以上

3 国立大学法人 山口大学

令和6年度実施の主なリカレント教育（山口大学）

講座名	内容	実施期間・回数等	受講者数
データサイエンス技術マスター講座 (履修証明プログラム)	企業内外のデータを迅速かつ高度に分析・解析することで、マーケティングの強化や生産性の向上等に繋げる「データサイエンス」に必要な数理的思考とデータ分析能力を習得する。	2024年5月～2024年12月（30回）	13
山口大学知財教育プログラム (履修証明プログラム)	高校や大学において知財教育を修得する機会が少なかった社会人等を対象としており、企業において知的財産（技術、ブランド等）を活用して効果的にビジネス展開に結び付けることのできる人材育成や知的財産教育に携わる人材育成、日々の企業活動や個人のくらしの中においても必要とされる、知的財産に係る一定の知財知識とスキルを身に付けることを目的とする。	<必修科目> ・知的財産入門（1単位） <選択必修科目> ・著作権法（1単位） ・特許法（1単位） ・意匠法（1単位） ・商標法（1単位） ・不正競争防止法（1単位） ・種苗法（1単位） ・標準化と知的財産（1単位） ・農業と知的財産（1単位） ・コンテンツ産業と知的財産（2単位） ・ものづくりと知的財産（2単位） ・知財情報の分析と活用（2単位） ・知的財産管理論（1単位） ・教育現場と知的財産（1単位）	4
馬救急医療実践力育成プログラム (履修証明プログラム)	獣医師免許取得者を対象として、馬救急医療を学修し、Hands-on臨床実習やグループディスカッションを実施することにより、救急医療実践力並びに早期診断能力を得ることを目指す。	・事前自己学習（e-ラーニング）（40時間） ・集中実習（40時間） ・グループディスカッション（10時間） ・症例ディスカッション（10時間） ・レポート作成（20時間）	2
馬予防医学実践力育成プログラム (履修証明プログラム)	馬飼養管理に関わる社会人を対象として、馬学を学修し、Hands-on実習やグループディスカッションを実施することにより、馬予防医学実践力を得ることを目指す。	・事前自己学習（e-ラーニング）（50時間） ・集中実習（8時間） ・グループディスカッション（2時間）	8
山口大学地質講習会（CPD）講習会（講演会）	国家資格「技術士」や「地質調査技士」の資格取得者に義務づけられている技術者継続教育（CPD）に対応した講習会。地質学に関する最近のトピックスなど地質技術の向上を目指した講演会。	2024年6月（1回） 2024年7月から8月	279
山口大学地質講習会（CPD）講習会（地質巡検）	国家資格「技術士」や「地質調査技士」の資格取得者に義務づけられている技術者継続教育（CPD）に対応した講習会。典型的な地質が見られる現場にて討論する実習型の講習会。	2024年6月（1回）	0
地質技術者向け 技術士（応用理学）二次試験対策講座	国家資格「技術士」の取得を目指す地質技術者のための二次試験向けの講習会。	2024年5月から12月（15回）	2
地質調査野外講習会	野外における地質調査、地質図と断面図の作成技術を学ぶ実習形式の講習会。室内における実習と野外での調査から成る。	2024年5月（1回）	18
社会基盤メンテナンスエキスパート山口（ME山口）養成講座	インフラ再生に関する総合的な技術力を持つ中核的技術者の育成を目指し、鋼橋、コンクリート橋、トンネルの基礎的事項、劣化現象、点検診断、補修補強を座学で学んだのちに、実構造物の現場で点検実習を行う。	2024年9月10日～27日【28コマ×90分=42時間】（7回） ・オリエンテーション他 ・【トンネル】座学・現場実習・講評 ・【コンクリート】座学・現場実習・講評 ・【鋼橋】座学・現場実習・講評	50

令和 7 年度山口地域職業訓練実施計画（案）

- ・（別添）計画期間中の公的職業訓練の対象者数等（訓練実施計画表）
- ・（別紙）ハロートレーニング（離職者向け）の 7 年度計画

令和7年度山口地域職業訓練実施計画（案）

（山口労働局・山口県・独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構山口支部）

令和7年〇月

1 総説

（1）計画のねらい

産業構造の変化、技術の進歩その他の経済的環境の変化の中で、職業の安定、労働者の地位の向上及び経済社会の発展を図るためには、これらによる業務の内容の変化に対する労働者の適応性を増大させ、及び円滑な就職に資するよう、労働者に対して適切な職業能力開発を行う必要がある。このため、事業主等が行う職業能力開発に関する自主的な努力を尊重しつつ、山口県立東部高等産業技術学校・山口県立西部高等産業技術学校（以下「県立校」という。）及び山口職業能力開発促進センター（以下「機構立施設」という。）において実施する職業訓練（職業能力開発促進法第15条の7第3項の規定に基づき実施する職業訓練（以下「委託訓練」という。）を含む。以下「公共職業訓練」という。）及び職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律第4条第1項の規定により厚生労働大臣の認定を受けた職業訓練（以下「求職者支援訓練」という。）の充実を図ることにより、労働者の十分な職業能力開発の機会を確保する必要がある。

本計画は、本計画の対象期間（以下「計画期間」という。）中における対象者数や訓練内容等を明確にし、計画的な公共職業訓練及び求職者支援訓練（以下「公的職業訓練」という。）の実施を通じて、職業の安定、労働者の地位の向上等を図るものである。

また、県立校及び機構立施設は、本計画を実施する際に、山口労働局、公共職業安定所との連携を図り、効率的かつ効果的な公的職業訓練の実施を図るものとする。

（2）計画期間

計画期間は、令和7年4月1日から令和8年3月31日までとする。

（3）計画の改定

この計画は、職業訓練の実施状況等を踏まえ、改定する。

2 労働市場の動向、課題等

(1) 労働市場の動向と課題

本県の労働市場の動向をみると、足下の令和7年1月現在では有効求人倍率（季節調整値）は1.40倍で、全国の有効求人倍率1.26倍を0.24ポイント上回っており、1倍を大きく超える水準で推移している。

県内の幅広い産業において人手不足感が深刻化し、社会全体での有効な人材活用が必要となっており、そのためには、働く方々の意欲と能力に応じた多様な働き方を可能とし、所得向上の好循環を実現していくことが重要である。

加えて、デジタル・トランスフォーメーションやグリーントランスフォーメーション（以下「DX等」という。）の進展といった大きな変革の中で、中小企業等の着実な事業展開、生産性や技術の向上のために必要となる人材の確保、育成が求められている。加えて、企業規模等によってはDX等の進展への対応に遅れがみられることにも留意が必要である。

こうした変化への対応が求められる中で、地域のニーズに合った人材の育成を推進するためには、公的職業訓練のあり方を不断に見直し、離職者の就職の実現に資する公的職業訓練や、産業界や地域のニーズに合致した在職者の生産性の向上等、多様な職業能力開発の機会を確保・提供することが重要である。

障害者については、ハローワークにおける新規求職申込件数が増加傾向にあり障害者の障害特性やニーズに応じた就職が実現できるよう、一層の環境整備が求められるとともに、障害者の福祉から雇用への移行を促進するため、障害者雇用施策と障害者福祉施策が連携を図りつつ、個々の障害者の就業ニーズに即した職業能力開発を推進し、障害者の職業の安定を図る必要がある。

(2) 直近の公的職業訓練をめぐる状況

令和6年度の新規求職者は令和7年1月末現在で42,768人（前年同月比2.0%減）であり、そのうち、雇用保険受給資格決定件数（速報値）は令和7年1月末現在で11,899人（前年同月比3.7%減）であった。

これに対し、令和6年度（令和6年4月～令和7年1月）の公的職業訓練の実績については、以下のとおりである。

〈令和6年4月～令和7年1月〉

離職者に対する公共職業訓練	802人（前年同月比9.3%減）
求職者支援訓練	188人（前年同月比11.7%減）
在職者訓練（山口県）	1,379人（前年同月比9.3%減）
在職者訓練（ポリテクセンター山口）	282人（前年同月比18.5%増）

また、令和6年度における公的職業訓練の就職率については、以下のとおりである。

〈令和5年10月～令和6年7月末修了者〉

・ 離職者に対する公共職業訓練	
施設内訓練（山口県）	76.2%
施設内訓練（ポリアケンター山口）	84.7%
委託訓練	62.9%
・ 求職者支援訓練 基礎コース	62.0%
実践コース	58.8%

※就職率は、令和5年10月から令和6年7月末までに訓練を修了した者の三ヶ月後の就職状況に基づいて把握した率である。

※公共職業訓練は、雇用保険が適用される労働条件での就職、求職者支援訓練は、雇用保険が適用される労働条件で就職し、かつ雇用保険の資格取得がなされている就職を基に就職率を算定している。

3 計画期間中の公的職業訓練の実施方針

（1）基本方針

令和5年度の離職者向け公的職業訓練の実施状況を分析すると、

- ①就職率が高く、応募倍率が低い分野（「介護・医療・福祉分野」）があること。
- ②就職率が低く、応募倍率が高い分野（「IT分野」「デザイン分野」）があること。
- ③委託訓練の計画数と実績が乖離していること。
- ④高齢の有効求職者へのIT等に関する能力の向上が課題であること。
- ⑤効果検証ワーキンググループの検証等やハローワークの意見等から、山口県においても基礎的なデジタルリテラシーの向上が必要であること。

これらの課題の解消を目指し、令和7年度の公共職業訓練は以下の方針に基づいて実施する。

- ①については、「介護・医療・福祉分野」の受講勧奨にあたっては、その業界の魅力発信や、訓練コースの内容・効果の周知について強化する。
- ②については、就職率向上のため、受講希望者のニーズに沿った適切な訓練を勧奨できるようハローワーク職員向けの研修を実施するとともに、訓練修了者歓迎求人確保等に係る取組を推進する。
- ③については、ハローワークや、民間教育機関の意見、公的職業訓練効果検

証ワーキンググループの検証を踏まえ、効率的、効果的な訓練計画の設定に努める。

④については、新たな訓練実施機関の開拓を図りながら、設定数の増加を検討する。

⑤については、訓練実施機関の開拓及び一層のコース設定の促進に努めるとともに、デジタル分野以外の全てのコースにおいてデジタルリテラシーの向上促進を図る。

(2) 令和7年度の職業能力開発実施計画の特色

①県立校

「地域産業界への人材育成拠点」である高等産業技術学校において、地域の産業における人材ニーズに応じた職業訓練の充実を図っていく。大規模な設備を要する訓練は直営で、また民間での実施が可能な訓練は民間教育訓練機関を積極的に活用し、多様で効果的な訓練を実施する。

②機構立施設

公共職業訓練を通じて、雇用のセーフティネットとしての機能を発揮することに加え、経済及び社会の発展に向けて、労働者の技能の向上を図り、もって、中小企業等の生産性向上等を支援することを重点的に取り組むこととする。

(3) 離職者訓練の実施方針

①県立校

主として常設の短期課程の訓練科に求職者を受け入れ、地域の企業が必要とする、より実践的な能力を持つスペシャリストを育成するための訓練を実施する。

民間教育訓練機関に委託して実施する職業訓練では、人手不足分野である介護や医療事務の職業訓練を引き続き実施するほか、少子高齢化の状況を踏まえて高齢求職者向けのコースを引き続き実施する。

また、DXの加速などの社会変化に対応し、ITやWEBデザインなどデジタル分野の資格取得を目指すコースを引き続き実施し、デジタル分野以外の訓練コースにおいても、訓練受講者へデジタルリテラシー習得の必要性や重要性を周知するなど、デジタルリテラシーを習得するための取組を促進する。

なお、育児や介護等、多様な事情を抱える求職者等が主体的に受講できる

よう実施機関・時間に配慮した e ラーニングや託児サービス付き訓練コースを引き続き実施する。

②機構立施設

求職者を対象にもものづくり分野（製造分野、建設関連分野等）における知識・技能・技術の習得のほか、再就職に必要な実践的能力を形成するための職業訓練を実施する。令和7年度についても、令和6年度と同様の275人（橋渡し訓練25人を含む。）を年間定員とする。

引き続き人材ニーズを把握し、再就職に適した職業訓練を設定することとし、加えて、指導技法においてICT化（タブレット端末、電子黒板の活用等）を促進する。

（4）求職者支援訓練の実施方針

令和7年度においては、非正規労働者や自営廃業者等の雇用保険の基本手当を受けられない者に対する雇用のセーフティネットとしての機能を果たすこと、育児・介護中の者、居住地に訓練実施機関がない者、在職中の者等、訓練の受講に当たり特に配慮を必要とする者を対象とした e ラーニングコースを設定することで493人程度に訓練機会を提供する。

訓練コースとしては、基礎的能力のみを習得する職業訓練として基礎コースを設定する。（求職者支援訓練の約24%）また、基礎的能力から実践的能力までを一括して習得する職業訓練（実践コース）を設定する。（求職者支援訓練の約76%）その際、デジタル分野等の成長分野や人材確保が困難となっている介護等の分野・職種に重点を置くとともに、地域における産業の動向や求人ニーズを踏まえたものとする。実践コースのうち、介護系、医療事務系及び情報系の3分野の割合を設定する。

（5）在職者訓練の実施方針

①県立校

高等産業技術学校の施設内において、在職者の職務能力の向上や、新たな技術・知識の習得を目的として、パソコン操作技能を習得する事務系の訓練や電気工事士の資格取得のための電気系の訓練、労働基準協会との連携により溶接技術を習得する溶接系の訓練やクレーン操作技術を習得する運輸系の訓練を実施する。

また、3次元CADの操作技能などものづくり分野におけるデジタル化に対応した訓練を実施するほか、企業ニーズに即した訓練として、企業の要望に応

じて訓練内容を設定するオーダーメイド型の訓練を実施する。

②機構立施設

中小企業等の在職者を主な対象として、民間教育訓練機関の実施状況等を踏まえ、ものづくり分野（機械・金属系、電気・電子系、居住系）に特化した受講満足度の高い能力開発セミナーを実施する。

また、事業主等の職業能力開発ニーズに対応するため、個々のニーズに応じて設定する「オーダーメイド型」訓練や、DXも含めた生産性の向上に資する「生産性向上支援訓練」のほか、指導員派遣、施設設備貸与等により、事業主、各種団体等の人材育成を支援する。

(6)学卒者訓練の実施方針

主として常設の普通課程の訓練科に学卒者を受け入れ、地域ニーズに応じた訓練を実施する。

(7)障害者訓練の実施方針

高等産業技術学校においては、スロープや身障者用トイレ等の施設整備を行い可能な範囲で身体障害者を受け入れている。

障害者を対象とした委託訓練を実施するとともに、特別支援学校高等部に在籍する生徒に対して、特別支援学校早期訓練コースを実施する。また、これらの訓練の受講が困難な障害者については、国立の障害者職業能力開発校への入校を勧める。

(8)職業能力開発実施体制の長期的方向

(訓練科目の見直し及び再編整備の方向又は考え方)

①県立校

少子化による労働供給制約という課題を抱えるなかで、雇用情勢や社会の変化に即応した訓練を実施するために、地域の企業、経済団体、教育機関、職業紹介機関などで構成される学校運営協議会等を通じて地域のニーズを把握し、山口地域職業能力開発促進協議会で実施する訓練効果の検証結果も踏まえ、訓練科目、内容の不断の見直しを行っていく。

なお、現時点においては、職業能力開発校の再編整備等の予定はない。

②機構立施設

訓練科の見直し及び訓練計画の策定に際しては、人材ニーズ等の把握・分析

の結果や運営実施の状況を総合的に点検し、機構版教育訓練ガイドラインによるPDCAサイクルを実施することにより改善・見直しを行い、訓練品質の維持・向上を図ることを基本としている。離職者訓練は、主にものづくり分野であって、当該地域において民間教育訓練機関等では実施困難なものを実施し、在職者訓練は、中小企業等を対象として、ものづくり分野を中心に真に高度なものを実施することとしている。訓練ニーズの把握状況や民間教育訓練機関等との競合の有無、訓練科設定の適否については、「訓練計画専門部会」を開催し、同部会委員による協議及び審査を経て、次年度計画を策定することとしている。

なお、国が実施する職業訓練については、全国どこで受講しても一定の訓練品質を担保する観点から、仕事を体系化し、具体的な能力開発の内容を「職業能力開発体系」として整備しており、それを基にモデルカリキュラムやテキスト等を作成している。

4 計画期間中の公的職業訓練の対象者数等

※詳細は別添「計画期間中の公的職業訓練の対象者数等（訓練実施計画表）」のとおり

(1) 離職者に対する公的職業訓練

① 県立校

対象者数（定員）：235人

職業訓練の内容等：農業分野、製造分野、建設関連分野

目標（就職率）：82.5%以上

② 機構立施設

対象者数（定員）：275人

職業訓練の内容等：製造分野（機械・金属、電気設備）、建設関連分野（住環境）及びその他分野（橋渡し訓練）

目標（就職率）：82.5%以上

その他の事項：2月に日本版デュアルシステム（短期課程）、（定員15人）を設定

③ 委託訓練

対象者数（定員）：1,050人

職業訓練の内容等：IT分野、営業・販売・事務分野、医療事務分野、

デザイン分野

目標（就職率）：75.0%以上

④求職者支援訓練

対象者数（定員）：493人（認定上限値）

職業訓練の内容等：基礎分野、IT分野、医療事務分野、
介護・医療・福祉分野等

目標（就職率）：基礎コース58% 実践コース63%
(いずれも雇用保険適用就職率)

⑤職業訓練の効果的な実施のための取組

ア. 公的職業訓練効果検証ワーキンググループにおける訓練効果の把握・検証

適切かつ効果的な職業訓練を実施していくため、協議会のもとに公的職業訓練効果検証ワーキンググループを設置し、個別の訓練コースについて、訓練修了者や採用企業からのヒアリングも含め、訓練効果を把握・検証し、カリキュラムの改善を図ることとする。

イ. 訓練実施機関や新規分野の開拓

山口県においては、訓練実施施設が少なく訓練分野や開講地域の偏りが見られることから、訓練実施機関や新規分野の開拓に努める。

(2) 在職者に対する公共職業訓練等

①県立校

対象者数（定員）：2,436人

職業訓練の内容等：IT分野、製造分野、建設関連分野等

②機構立施設

対象者数（定員）：270人（計画は621人）

職業訓練の内容等：機械・金属系、電気・電子系、居住系

その他の事項：内訳として、機械・金属系248人、電気・電子系183人居
住系190人を計画

③生産性向上支援訓練

対象者数（定員）：800人

職業訓練の内容等：企業活動における生産性の向上に資する内容
その他の事項：内数として、D X対応コース 250 人、
ミドルシニアコース 40 人、
サブスクリプション型訓練（【実施予定】計画数未定）

(3) 学卒者に対する公共職業訓練

対象者数（定員）：120 人（2 年間）

職業訓練の内容等：製造分野

(4) 障害者等に対する公共職業訓練

対象者数（定員）：75 人

職業訓練の内容等：知識・技能習得、実践能力習得、
特別支援学校早期訓練

目標（就職率）：55%

5 その他、職業能力の開発及び向上の促進のための取組等

(1) 地域におけるリスクリングの推進

公的職業訓練のほか、地域に必要な人材確保（中小企業、農林水産、介護等）のため、県や市町が地方単独事業として実施する取組のうち、デジタル・グリーン等成長分野に関するリスクリングの推進に資する事業について、職業能力の開発及び向上のために行われる取組として、本計画に位置づけて、その効果的な推進を図るものとする。

なお、事業一覧については、別途、山口地域職業能力開発促進協議会で報告する。

(2) 人材開発支援助成金の活用促進

山口労働局は、コロナ克服・新時代開拓のための経済対策において、人への投資を強化しデジタル人材育成の強化等を行うため、令和4年度から人材開発支援助成金に「人への投資促進コース」が新設された。デジタル人材・高度人材の育成や労働者の自発的な能力開発の促進、定額制訓練の導入など企業が行う柔軟な訓練形態を助成対象としており、人への投資による構造的な賃上げ実現のためにも幅広く活用を促進する。

(3) 山口県内の職業能力開発に資するイベント等への連携・協力

山口県) の円滑な運営を図るため、関係機関が連携して以下の取組を行う。

i マイスターの活用

マイスター制度の周知、利用促進（山口労働局、ハローワーク、山口県、山口県職業能力開発協会、教育機関、関係職種団体、企業、技能士会等）

ii マイスターの確保

実技指導を行うマイスターの発掘（山口県、山口県職業能力開発協会、教育機関、関係職種団体、企業、技能士会等）

iii マイスターの派遣先の開拓

大学や専門学校等の教育機関及び中小企業等におけるマイスターの派遣先の開拓（山口労働局、山口県、山口県職業能力開発協会）

計画期間中の公的職業訓練の対象者数等（訓練実施計画表）

目 次

訓練実施計画表

1	施設内総括	2
2	委託訓練	5
3	求職者支援訓練	7
4	技術向上に係る訓練実施計画（在職者訓練）	8
5	日本版デュアルシステム	9
6	実践的な職業訓練への橋渡し訓練	9

訓練実施計画表（障害者職業能力開発校分を除く）

1 施設内総括

施設名	訓練科名	設 定 年 度	高度職業訓練				普通職業訓練														土 日 夜 間 別	定 員		
			専門課程		応用課程		普通課程				短期課程(2ヶ月以上)								短期課程(2ヶ月未満)			第1種 定 員		
			定 員		定 員		中 卒		高 卒		右記を除く訓練		障害者を対象とした訓練		若者を対象とした訓練(機構のみ)		学卒者訓練							
			1年	2年	1年	2年	定員		定員		1回定員 × 回数	訓練期間 及 び 訓練開始月	1回定員 × 回数	訓練期間 及 び 訓練開始月	1回定員 × 回数	訓練期間 及 び 訓練開始月	1回定員 × 回数	訓練期間 及 び 訓練開始月	1回定員 × 回数	訓練期間 及 び 訓練開始月				
都 道 府 県 立 ・ 機 構 立 山 口 県 立 東 部 高 等 産 業 技 術 学 校	第2種自動車系自動車整備科	11						20 (20)	20 (20)												昼	40 (40)		
	設備施工系冷凍空調設備科「設備システム科」	16						20 (20)	20 (20)													昼	40 (40)	
	メカニカルデザイン科	26								10×1 (10×1)	1年 (4月)											昼	10 (10)	
	造園科	29								10×2 (10×2)	6ヶ月 (4,10月)											昼	20 (20)	
	機械デジタル科	R5								15×1 (15×1)	1年 (4月)											昼	15 (15)	
	溶接技術科	31								20×1 (20×1)	1年 (4月)											昼	20 (20)	
	CAD/CAM短期コース	27								10×2 (10×2)	6ヶ月 (6,12月)											昼	20 (20)	
	物流機械運転科	11																10×2 (10×2)	1ヶ月 (6,1月)		昼	20 (20)		
計	8科							40 (40)	40 (40)	85 (85)								20 (20)				185 (185)		

都道府県立・機構立	施設名	訓練科名	設 定 年 度	高度職業訓練				普通職業訓練														土 日 夜 間 別	定 員	
				専門課程		応用課程		普通課程				短期課程(2ヶ月以上)								短期課程(2ヶ月未満)			第1種 定 員	
				定 員		定 員		中 卒		高 卒		右記を除く訓練		障害者を対象とした訓練		若者を対象とした訓練(機構のみ)		学卒者訓練						
				1年	2年	1年	2年	定 員		定 員		1回定員 × 回数	訓練期間 及 び 訓練開始月	1回定員 × 回数	訓練期間 及 び 訓練開始月	1回定員 × 回数	訓練期間 及 び 訓練開始月	1回定員 × 回数	訓練期間 及 び 訓練開始月	1回定員 × 回数	訓練期間 及 び 訓練開始月			
				1年	2年	1年	2年	1年	2年	1年	2年													
都 道 府 県 立	山口県立 西部高等 産業技術 学 校	第2種自動車系自動車整備科	60							20 (20)	20 (20)										昼	40 (40)		
		木造建築科	26									20×1 (20×1)	1年 (4月)									昼	20 (20)	
		電気工事・設備科	18									20×1 (20×1)	1年 (4月)									昼	20 (20)	
		エクステリア・造園科	11									20×1 (20×1)	1年 (4月)									昼	20 (20)	
		設備メンテナンス科	R7									20×1 (20×1)	1年 (4月)									昼	20 (20)	
		建築CAD・設計科	R7									20×1 (20×1)	1年 (10月)									昼	20 (20)	
		溶接技術科	28									10×1 (10×1)	1年 (4月)									昼	10 (10)	
		建設機械運転科	7																10×2 (10×2)	1ヶ月 (5,10月)		昼	20 (20)	
		計	8科								20 (20)	20 (20)	110 (110)							20 (20)				170 (170)
県立校小計	16科								60 (60)	60 (60)	195 (195)							40 (40)				355 (355)		

都道府県立・機構立	施設名	訓練科名	設 定 年 度	高度職業訓練				普通職業訓練												土 日 夜 間 別	定 員	
				専門課程		応用課程		普通課程				短期課程(2ヶ月以上)						短期課程(2ヶ月未満)			第1種 定員	
				定員		定員		中卒		高卒		右記を除く訓練		障害者を対象とした訓練		若者を対象とした訓練(機構のみ)		学卒者訓練				
				1年	2年	1年	2年	1年	2年	1年	2年	1回定員 × 回数	訓練期 間 及 び 訓 練 開 始 月	1回定員 × 回数	訓練期 間 及 び 訓 練 開 始 月	1回定員 × 回数	訓練期 間 及 び 訓 練 開 始 月	1回定員 × 回数	訓練期 間 及 び 訓 練 開 始 月			1回定員 × 回数
山口職業 能力開発 促進 センター 機構立	テクノカルパレー ション科	18								15×4 (15×4)	6か月 (6,9,12,3 月)									昼	60 (60)	
	設備保全サ ービス科	31								15×2 (15×2)	6か月 (6,12月)									昼	30 (30)	
	金属加工科	19								10×4 (10×4)	6か月 (6,9,12,3 月)									昼	40 (40)	
	電気設備技 術科	11								15×3 (15×3)	6か月 (4,7,10 月)									昼	45 (45)	
	電気設備技 術科(日経デュアル システム(短期課程))	19											15×1 (15×1)	6か月 (2月)						昼	15 (15)	
	住環境計画 科	22								15×4 (15×4)	6か月 (6,9,12,3 月)									昼	60 (60)	
	橋渡し訓練	21																5×5 (5×5)	1か月 (5,8,9,11,1 月)	昼	25 (25)	
	計	7科								235 (235)				15 (15)					25 (25)		275 (275)	
合 計								60 (60)	60 (60)	430 (463)			15 (15)				60 (60)		630 (658)			

(留意事項)

- 「定員」欄は、「1回定員×訓練回数」で記入し、前年度定員を下に()書きで同様に記入。
- 「訓練期間及び訓練開始月」欄は、「訓練開始月」を「訓練期間」の下に()書きで記入。
- 「訓練科名」欄は、次の要領で記入。
 - 同一の訓練科で2つ以上の訓練コースがある場合は、訓練コースごとに記入(以下同じ)。
 - 都道府県独自の訓練科名称については、それぞれ下に「 」書きで記入。
- 廃止科は、訓練科名を()書きし、定員欄に当年度定員を「0」とし、前年度定員を下に()書きで記入。
- 普通職業訓練の短期課程「学卒者訓練」欄は、専修訓練課程から短期課程へ転換し、新規学卒者を対象とした訓練を記入。
- 土日・夜間等に行う場合、「土日・夜間の別」欄に記入。
- 障害者を対象とした訓練科(コース)については、訓練科(コース)名の前に以下の記号を付し、訓練科(コース)名の後に対象となる障害種別(身体障害、知的障害、精神障害、発達障害等)を()書きで記載すること。

・「一般校を活用した障害者職業能力開発事業実施要領」に基づく事業終了後、交付金事業として実施している場合→障交・上記以外の場合→障単
- 日本版デュアルシステム(専門課程・普通課程・短期課程)を実施する施設においては、実施校の訓練科の後にデの記号を記入。
- 職業能力開発総合大学校で実施する、高度職業訓練の特定専門課程及び特定応用課程においては、訓練科の後に特の記号を記入。

2 委託訓練

① 都道府県独自によるもの（（4）～（7）に該当する委託訓練を除く）

施設名	訓練科（訓練職種）	委託施設（住所）	定員			訓練期間	訓練開始月	備考
			一回	延	第1種定員			
	該当なし							
県計								

② 国費による委託訓練（離職者等再就職訓練事業）

施設名	訓練科（訓練職種）	コース数	定員数	備考
東部高等産業技術学校		31	554	
西部高等産業技術学校		31	496	
県計		62	1,050	

③ 国費による委託訓練（障害者の多様なニーズに対応した委託訓練）

訓練コース名	訓練期間	定員	備考	拠点校名	コーディネーター・ コーチ配置数
知識・技能習得訓練コース(集合訓練)	3か月	10人		各コースとも 東部高等産業技術学校 及び 西部高等産業技術学校	障害者職業訓練 コーディネーター 2人 障害者職業訓練コーチ 1人
実践能力習得訓練コース	3か月	50人			
eラーニングコース	—	—			
特別支援学校早期訓練コース	2か月	15人			
在職者訓練コース	—	—			
合 計		75人			

④ 国費による委託訓練（就職活動に困難性を有する学生等に対する委託訓練）

訓練コース名	定員	備考	拠点校名
標準訓練コース	該当なし		
企業実習組合せ訓練コース			
企業実習コース			
合 計			

3 求職者支援訓練

① 訓練認定規模は、以下のとおりとする。

コース別	認定規模	新規参入枠	コース割合
基礎コース	120人	30%	24%
実践コース	373人	30%	76%
介護系	103人		
医療事務系	15人		
デジタル系	95人		
(うち、IT分野)	(80人)		
(うち、WEBデザイン系)	(15人)		
その他	160人		
(うち、営業・販売・事務分野等)	(145人)		
(うち、上記以外の分野)	(15人)		
合計	493人		100%

② 求職者支援訓練の認定にかかる留意事項

(ア) 新規参入となる求職者支援訓練については、基礎コース、実践コースそれぞれにおいて、認定規模の30%を上限に認定する。

(イ) 求職者支援訓練は、この計画に則して四半期ごとに認定する。

(ウ) 申請対象期間の設定数を超える認定申請がある場合、

a. 新規参入枠については、職業訓練の案等が良好なものから選定し認定する。

b. 実績枠については、求職者支援訓練の就職実績等が良好なものから選定し認定する。

(エ) 認定コースの定員数が認定上限値を下回った場合及び認定されたものの中止になった訓練コース分の定員数は

c. 次期以降の認定単位期間の同コース・同分野の認定上限値を引き上げるために活用できる。

d. 第4四半期まで繰り越した認定枠については、基礎コースと実践コース間の振替や、実践コースの他分野への振替を可能とする。

4 技能向上に係る訓練実施計画(在職者訓練)

都道府県名 山 口 県

実施主体	施設名	課程	訓練科名	年間開催回数	合計訓練時間	延定員	備考
都道府県立施設	山口県立 東 部 高等産業 技術学校	短期課程	溶接系	8	111	282	
			機械系	8	72	62	
			電気工事系	9	114	290	
			配管系	1	18	10	
			クレーン運転系	17	185	410	
			情報ビジネス系	6	84	70	
電気制御回路組立て その他(教育)			13	78	520		
計			63		1,651 (1,691)		
都道府県立施設	山口県立 西 部 高等産業 技術学校	短期課程	溶接系	2	22	80	
			電気工事系	4	84	85	
			クレーン運転系	2	34	80	
			フォークリフト運転系	2	116	80	
			情報ビジネス系	6	81	60	
			玉掛け系	2	62	80	
建設系			4	35	50		
木工系	1	7	20				
左官系	2	13	50				
その他(教育)	5	30	200				
計			30		785 (905)		
県立施設合計 2 施設			93		2,436 (2,596)		
雇用 支援 障害 機構 立 施設 求職者	山口職業能力 開発促進センター	専門短期課程	機械系	26	358	248	
			電気・電子系	18	228	183	
			居住系	16	194	190	
計			60		621 (679)		
機構立施設合計 1 施設			60		621 (679)		
総 合 計			153		3,057 (3,275)		

(留意事項)

「延定員」欄は、前年度定員を()書きで記入。

5 日本版デュアルシステム（公共職業訓練型（委託型デュアルを除く。））

施設名	訓練科（訓練職種）	類型	訓練期間				定員	備考
			施設内	委託訓練 （座学）	企業実習	有期パート就労		
	該当なし							
県計								
山口職業能力 開発促進センター	電気設備技術科	短期課程	5ヶ月		1ヶ月		15	
機構計	1						15	
合計	1						15	

（留意事項）

定員には、当該年度の定員数を記入。

6 実践的な職業訓練への橋渡し訓練

実施機関	講座名	講座期間	定員	備考
山口職業能力開発促進センター	金属加工科（導入講習付き） 設備保全サービス科（導入講習付き）	5月9日（金）～ 5月30日（金）（84h）	5	集合型
山口職業能力開発促進センター	住環境コーディネート科（導入講習 付き）	8月1日（金）～ 9月1日（月）（84h）	5	統合型
山口職業能力開発促進センター	電気設備技術科（導入講習付き）	9月3日（水）～ 9月29日（月）（84h）	5	統合型
山口職業能力開発促進センター	機械CADデザイン科（導入講習付 き）	11月5日（水）～ 11月28日（金）（84h）	5	統合型
山口職業能力開発促進センター	電気設備技術科（導入講習及び企業 実習付き）	1月7日（水）～ 1月30日（金）（84h）	5	統合型
合計	5		25	

（留意事項）

1. 訓練科ごとに記入。
2. 訓練期間には、それぞれ「〇月〇日～〇月〇日（〇h）」とし、〇hには時間数を記入。

ハロートレーニング（離職者向け）の7年度計画

別紙

離職者向けの公的職業訓練の分野別の計画

山口県

		全体計画数	公共職業訓練（都道府県）		公共職業訓練 （高齢・障害・求職者雇 用支援機構）	求職者支援訓練
			施設内	委託		
分野		定員	定員	定員	定員	定員
公共職業訓練（離職者向け） + 求職者支援訓練（実践コース）	IT分野	101	0	21	0	80
	営業・販売・事務分野	705	0	560	0	145
	医療事務分野	215	0	200	0	15
	介護・医療・福祉分野	297	0	194	0	103
	農業分野	40	40	0	0	0
	旅行・観光分野	0	0	0	0	0
	デザイン分野	70	0	55	0	15
	製造分野	305	115	0	190	0
	建設関連分野	140	80	0	60	0
	理容・美容関連分野	0	0	0	0	0
	その他分野	60	0	20	25	15
求職者支援訓練（基礎コース）		120	-	-	0	120
合計		2,053	235	1,050	275	493
（参考） デジタル分野		171	0	76	0	95

※ 「定員」とは、当該年度中における開講コースの定員の数。

公的職業訓練効果検証ワーキンググループの進め方

山口地域職業能力開発促進協議会に設置する 公的職業訓練効果検証ワーキンググループの進め方

資料 5

目的

適切かつ効果的な職業訓練を実施していくため、個別の訓練コースについて訓練修了者等へのヒアリング等を通じ、訓練効果を把握・検証し、訓練カリキュラム等の改善を図る。

構成員

①山口労働局職業安定部訓練課、②山口県産業労働部産業人材課、③独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構山口支部求職者支援課及び訓練課、④その他必要と認める構成員が属する機関

検証手法

検証対象の訓練分野を選定し、当該分野の訓練コースの対象へのヒアリングを行い、その結果から、訓練効果等に関して検証し、改善促進策（案）を検討。

具体的な進め方

- ① 地域協議会で検証対象の訓練分野を選定。
- ② ワーキンググループ（WG）は、選定された分野の中から訓練コースを3コース以上選定し、各コースの対象の3者にヒアリング。（ヒアリング対象：訓練修了者、訓練修了者の採用企業、訓練実施機関）
- ③ WGは、ヒアリング結果を踏まえ、調査した訓練コースを含む分野全体について「訓練効果が期待できる内容」、「訓練効果を上げるために改善すべき内容」を整理。⇒改善促進策（案）を検討。
- ④ WGは、地域協議会に改善促進策（案）を報告し、次年度の地域職業訓練計画の策定に反映。

スケジュール

	令和6年度	令和7年度上半期	令和7年度下半期
中央職業能力開発促進協議会	1月30日 協議会開催	9月 協議会開催	2月 協議会開催 地域協議会から検討結果を報告
山口地域職業能力開発促進協議会	3月18日 協議会開催 ① 検証対象訓練分野を選定	②	10月頃 協議会開催 ③ 2月～3月 協議会開催 ④ WGから報告→次年度の計画の策定に反映
ワーキンググループ（WG）		ヒアリング → 結果整理 → 改善促進策（案）検討 選定分野のうち3コース以上（予定） × 3者（修了者、採用企業、実施機関）	

アンケート結果

検証を進める、また希望する分野（上位）

- ① IT分野（7名） ② 営業・販売・事務分野、製造分野（5名） ③ 介護・医療・福祉分野（4名）

教育訓練給付制度関係資料

- ・リーフレット「教育訓練給付制度」
- ・リーフレット「特定一般教育訓練給付金を拡充します」
- ・リーフレット「専門実践教育訓練給付金を拡充します」
- ・令和7年4月1日付け指定講座一覧（特定一般、専門実践）
- ・リーフレット「令和7年4月以降に教育訓練等を受ける場合、
給付制限が解除され、基本手当を受給できます」

働く人のキャリアアップ、
キャリアチェンジを応援します。

教育訓練給付制度

受講費用の
最大8割が支給
されます。



キャリアー+

レベルン



教育訓練給付制度は、
スキルアップを目指すあなたに、
うれしい制度です。



受講費用の
最大80～20%支給！
費用負担を抑える
ことができます。



約16,000講座！
さまざまな分野の
講座がそろって
います。



指定講座の
検索サイトで
希望に合った講座を
見つけられます。

これなら、
ぼくにも受け
られそう！



目当ての
資格の講座が
きつとある！



土日、夜間、
オンラインも
あるんだね！



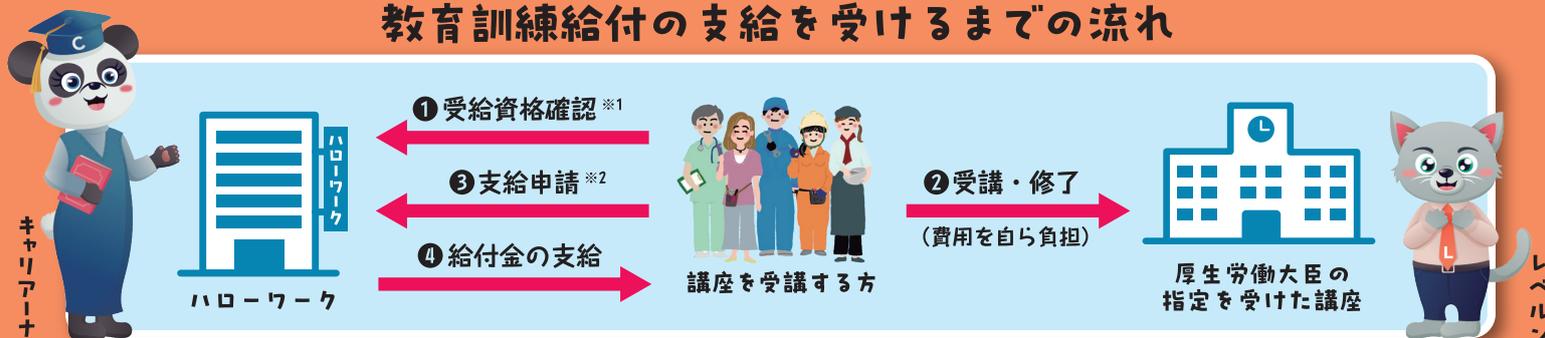
詳しい内容については裏面をご覧ください。

教育訓練給付は3種類あります。

教育訓練の種類	給付率	対象資格	支給対象者※1	
			在職中	離職中
専門実践教育訓練	最大で受講費用の 80% 年間上限 64 万円	業務独占資格などの取得を目標とする講座 ・介護福祉士、看護師・准看護師、美容師、社会福祉士、歯科衛生士、保育士、調理師、精神保健福祉士、はり師 など デジタル関係の講座 ・第四次産業革命スキル習得講座 ・ITSSレベル3以上の情報通信技術関係資格の取得を目標とする講座 大学院・大学・短期大学・高等専門学校の課程 ・専門職大学院の課程 (MBA、法科大学院、教職大学院 など) ・職業実践力育成プログラムなど 専門学校の課程 ・職業実践専門課程 ・キャリア形成促進プログラム	受講開始日時点で雇用保険の被保険者であった期間が2年以上	受講開始日が離職した日の翌日から1年以内 受講開始日時点で雇用保険の被保険者であった期間が2年以上
教育訓練支援給付金※2	離職前の基本手当の日額の80%相当※3	専門学校の課程 ・職業実践専門課程 ・キャリア形成促進プログラム	×	○※4
特定一般教育訓練	最大で受講費用の 50% 上限 25 万円	業務独占資格などの取得を目標とする講座 ・介護支援専門員実務研修、介護職員初任者研修、特定行為研修、大型自動車第一種・第二種免許 など デジタル関係の講座 ・ITSSレベル2の情報通信技術関係資格の取得を目標とする講座 大学等、専門学校の課程 ・短時間の職業実践力育成プログラム ・短時間のキャリア形成促進プログラム	受講開始日時点で雇用保険の被保険者であった期間が1年以上	受講開始日が離職した日の翌日から1年以内 受講開始日時点で雇用保険の被保険者であった期間が1年以上
一般教育訓練	受講費用の 20% 上限 10 万円	資格の取得を目標とする講座 ・輸送・機械運転関係 (大型自動車、建設機械運転等)、介護福祉士実務者研修、介護職員初任者研修、税理士、社会保険労務士、Webクリエイター、CAD 利用技術者試験、TOEIC、簿記検定、宅地建物取引士 など 大学院などの課程 ・修士・博士の学位などの取得を目標とする課程	受講開始日時点で雇用保険の被保険者であった期間が1年以上	受講開始日が離職した日の翌日から1年以内 受講開始日時点で雇用保険の被保険者であった期間が1年以上

※1 初めて受講する方の場合。※2 専門実践教育訓練を受講する方を対象とした給付金です。※3 令和7年4月1日以降に受講を開始する方の場合、60%相当。※4 そのほかにも条件があります。詳しくは、お近くのハローワークにお問い合わせください。

教育訓練給付の支給を受けるまでの流れ



※1 受給資格確認は、専門実践教育訓練または特定一般教育訓練を受講する場合に必要な手続きです (一般教育訓練を受講する場合は必要ありません)。※2 専門実践教育訓練の場合は6か月ごとの支給申請により給付を受けられます (特定一般教育訓練及び一般教育訓練の場合は訓練修了後に一括で支給申請)。

約16,000の指定講座から、ご希望に合った講座をお探しいただけます。

教育訓練の受講希望者向け
厚生労働大臣指定教育訓練講座検索システム

教育訓練給付 講座検索

検索



令和6年10月から

特定一般教育訓練給付金を拡充します

特定一般教育訓練給付金の給付率を、40%から50%に引き上げます。
技術革新やビジネスモデルの変化に対応したり・スキリングにご活用ください！

■令和6年9月30日以前に受講を開始する方

教育訓練経費の40%(年間上限20万円)を訓練修了後に支給します。

■令和6年10月1日以降に受講を開始する方

上記に加えて、資格取得・就職※した場合、
教育訓練経費の10%(年間上限5万円)を追加で支給します。

※ 特定一般教育訓練を修了し、その訓練に係る資格を取得(学位の取得等を含む)し、かつ、訓練修了日の翌日から起算して原則1年以内に雇用保険の一般被保険者等として雇用されたまたは一般被保険者等として雇用されていて、特定一般教育訓練修了日の翌日から起算して原則1年以内にその訓練に係る資格を取得(学位の取得等を含む)した場合をいいます。

支給額の例 【訓練期間:3か月、入学金:5万円、受講料:25万円 の場合】

(教育訓練経費とは、受講者が教育訓練実施者に対して支払った入学金と受講料の合計をいいます。)

	教育訓練経費	令和6年9月30日まで	令和6年10月1日以降
本体給付	30万円 (入学金含む)	12万円 (※1)	12万円 (※1)
資格取得等 した場合	—	—	3万円 (※2)
合計	30万円	12万円	15万円

※1 30万円×40%=12万円 (20万円を超える場合は20万円が上限)

※2 30万円×10%=3万円 (5万円を超える場合は5万円が上限)

【資格取得等した場合の追加給付の申請に必要な書類】

以下の書類を、特定一般教育訓練に係る資格を取得し、雇用保険の一般被保険者等として雇用された日(資格取得より先に一般被保険者等として雇用されたまたは雇用されている場合は、資格取得日)の翌日から起算して1か月以内に住所を管轄するハローワークに提出してください。

- ① 教育訓練給付金(第101条の2の7第3号関係)支給申請書(様式第33号の2の3)
- ② 受給資格確認通知書
- ③ 本人・住居所確認書類(マイナンバーカード、運転免許証、住民基本台帳カード(本人写真付き)等)
- ④ 資格取得等したことを証明する書類(合格証、登録証、免許証、学位証明書等)
- ⑤ 教育訓練実施者の発行する教育訓練経費に係る領収書
- ⑥ 特定一般教育訓練給付追加給付申請時報告
- ⑦ 返還金明細書(領収書が発行された後で教育訓練経費の一部が教育訓練実施者から還付された(される)場合)
- ⑧ 委任状(代理人による申請の場合)

詳しくは、お近くのハローワークにお問い合わせください。

令和6年10月から

専門実践教育訓練給付金を拡充します

専門実践教育訓練給付金の給付率を、70%から80%に引き上げます。
技術革新やビジネスモデルの変化に対応したり・スキリングにご活用ください！

■令和6年9月30日以前に受講を開始する方

教育訓練経費の50%(年間上限40万円)を受講開始日から6か月ごとに支給します。さらに、資格取得・就職※した場合は、追加で教育訓練経費の20%(年間上限16万円)を支給します。

※ 専門実践教育訓練を修了し、その訓練に係る資格を取得(学位の取得等を含む)し、かつ、訓練修了日の翌日から起算して原則1年以内に雇用保険の一般被保険者等として雇用されたまたは一般被保険者等として雇用されていて、専門実践教育訓練修了日の翌日から起算して原則1年以内にその訓練に係る資格を取得(学位の取得等を含む)した場合はいいます。

■令和6年10月1日以降に受講を開始する方

上記の資格取得・就職に加えて、訓練修了後の賃金が受講開始前の賃金と比較して5%以上上昇した場合は、教育訓練経費の10%(年間上限8万円)を追加で支給します。

支給額の例 【訓練期間:2年間、入学料:10万円、6か月ごとの受講料:40万円 の場合】

- 教育訓練経費とは、受講者が教育訓練実施者に対して支払った入学料と受講料の合計をいいます。
- 専門実践教育訓練給付金は受講開始日から6か月ごとに支給額を決定します。
下記の例では、受講開始日から6か月ごとの期間をそれぞれ第1期～第4期としています。

	教育訓練経費	令和6年9月30日まで	令和6年10月1日以降
第1期	50万円 (入学料含む)	25万円	25万円
第2期	40万円	15万円 (※1)	15万円 (※1)
第3期	40万円	20万円	20万円
第4期	40万円	20万円	20万円
資格取得等 した場合	—	32万円 (※2)	32万円 (※2)
賃金上昇 した場合	—	—	16万円 (※3)
合計	170万円	112万円	128万円

※1 40万円×50%=20万円ですが、第1期と合わせた年間支給額の上限である40万円を超えるため、支給額は40万円-25万円=15万円

※2 170万円×20%=34万円ですが、資格取得等した場合の支給額の上限である32万円(年間16万円×2年)を超えるため、支給額は32万円

※3 170万円×10%=17万円ですが、賃金上昇した場合の支給額の上限である16万円(年間8万円×2年)を超えるため、支給額は16万円

受講開始前と訓練終了後の賃金の比較

【受講開始前の賃金】 ※ご自身で事業主に証明を依頼してください。

受講開始日時時点で離職している場合：直近の離職に係る賃金日額※1…① ※2

受講開始日時時点で在職中の場合：受講開始日の前日を離職日とみなした場合に算定される賃金日額※1に相当する額…②

【訓練終了後の賃金】…③ ※ご自身で期間を選択して事業主に証明を依頼してください。

専門実践教育訓練を修了し、その訓練に係る資格取得、かつ、就職した日※3から1年が経過するまでの期間における連続する任意の6か月間※4の賃金を基礎とするみなし賃金日額

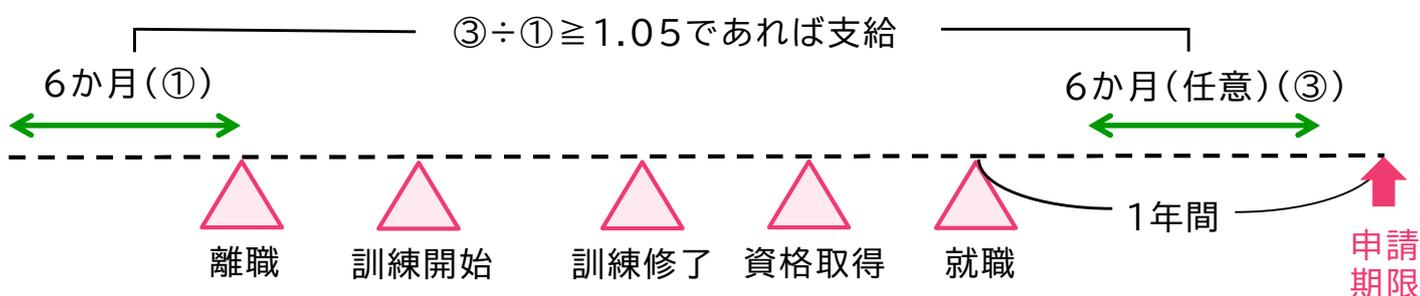
※1 原則、離職直前の6か月間(各賃金締切日の翌日から次の締切日までの期間であって、賃金が支払われた日が11日以上ある期間を1月とする)に支払われた賃金の合計金額を180で割った金額です。

※2 離職票の写しの提示等により、ハローワークにおいて受講開始前の賃金が把握できる場合は省略できます。

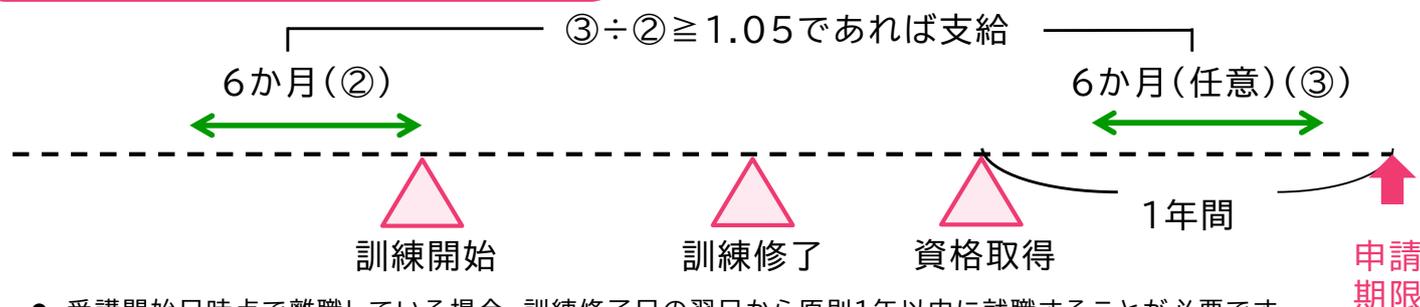
※3 訓練終了後資格取得前に就職した場合または在職者の場合は、資格取得日です。

※4 各賃金締切日の翌日から次の締切日までの期間を1月とします。

受講開始日時時点で離職している場合



受講開始日時時点で在職中の場合



- 受講開始日時時点で離職している場合、訓練終了日の翌日から原則1年以内に就職することが必要です。
- 資格取得は、訓練終了日の翌日から原則1年以内であることが必要です。

【賃金が上昇した場合の追加給付の申請に必要な書類】

以下の書類を、専門実践教育訓練に係る資格を取得し、雇用保険の一般被保険者等として雇用された日(資格取得より先に一般被保険者等として雇用されたまたは雇用されている場合は、資格取得日)の翌日から6か月を経過した日から起算して6か月以内に住所を管轄するハローワークに提出してください。

- ① 教育訓練給付金(第101条の2の7第6号関係)支給申請書(様式第33号の2の7)
- ② 教育訓練給付金受給資格者証または教育訓練受給資格通知
- ③ 受講開始前(※)および訓練終了後(雇用された後または資格取得後)の6か月間の賃金等を確認するための書類(・賃金台帳または給与明細・出勤簿またはタイムカード)の2点
※ 離職票の写しの提示等により、ハローワークにおいて賃金が把握できる場合は省略できます。
- ④ マイナンバーカード(受給資格確認の際に写真の提出を省略した場合)
- ⑤ 専門実践教育訓練給付追加給付申請時報告
- ⑥ 返還金明細書(領収書が発行された後で教育訓練経費の一部が教育訓練実施者から還付された(される)場合)
- ⑦ 委任状(代理人による申請の場合)

詳しくは、お近くのハローワークにお問い合わせください。

特定一般教育訓練 指定講座一覧(令和7年4月1日付け)

No.	施設名	所在地	講座名	指定講座番号	指定開始日	指定終了日	実施方法	実施区分	訓練期間	総訓練時間	開講月
801	D-WOLF (ドローンスクール)	下関市	一等無人航空機操縦士(経験者)基本+目視外飛行講座	3522002-2510013-2	2025/4/1	2028/3/31	通学	平日昼間、土日	1か月	24	毎月
802	D-WOLF (ドローンスクール)	下関市	一等無人航空機操縦士(経験者)基本+目視外飛行+夜間飛行講座	3522002-2510023-5	2025/4/1	2028/3/31	通学	平日昼間、夜間、土日	1か月	25	毎月

専門実践教育訓練 新規指定講座一覧(令和7年4月1日付け)

No.	施設名	都道府県	講座名	指定講座番号	指定開始日	指定終了日	実施方法	実施区分	訓練期間	総訓練時間	開講月
255	山口コ・メディカル学院	山口市	理学療法学科	3512004-2510011-6	2025/4/1	2028/3/31	通学	平日昼間	48か月	3480	4月
256	山口コ・メディカル学院	山口市	作業療法学科	3512004-2510021-9	2025/4/1	2028/3/31	通学	平日昼間	48か月	3520	4月
257	山口コ・メディカル学院	山口市	言語聴覚学科	3512004-2510031-1	2025/4/1	2028/3/31	通学	平日昼間	48か月	3405	4月
258	岩国医療センター附属岩国看護学校	岩国市	看護学科	3512005-2510011-8	2025/4/1	2028/3/31	通学	平日昼間	36か月	2925	4月
259	山口コアカレッジ	山口市	医療ビジネス科	3512006-2510011-0	2025/4/1	2028/3/31	通学	平日昼間	24か月	1844	4月
260	山口コアカレッジ	山口市	IT・ビジネス科 ITエンジニアコース	3512006-2510021-2	2025/4/1	2028/3/31	通学	平日昼間	24か月	1815	4月
261	山口コアカレッジ	山口市	IT・ビジネス科 ビジネスITコース	3512006-2510031-5	2025/4/1	2028/3/31	通学	平日昼間	24か月	1815	4月

令和7年4月以降に教育訓練等を受ける場合、給付制限が解除され、基本手当を受給できます

雇用保険の被保険者が正当な理由がなく自己の都合によって退職した場合には、基本手当の受給資格決定日から7日間の待期間満了後1～3か月間(注1)は基本手当を支給されません(「給付制限」といいます)。

令和7年4月以降にリ・スキリングのために教育訓練等を受けた(受けている)場合、給付制限が解除され、基本手当を受給できるようになりました。

教育訓練等を受けた方 または 受ける方 は、ハローワークにご相談ください

1. 給付制限が解除され基本手当を受給できる方(注2)

次のいずれかの教育訓練等(令和7年4月1日以降に受講を開始したものに限る)を離職日前1年以内に受けた方(途中退校は該当しません) または 離職日以後に受けている方

- ① 教育訓練給付金の対象となる教育訓練
- ② 公共職業訓練等
- ③ 短期訓練受講費の対象となる教育訓練
- ④ ①～③に準ずるものとして職業安定局長が定める訓練

2. 給付制限のイメージ

〈教育訓練等を受けていない場合〉



〈離職前1年以内に教育訓練等を受けたことがある場合〉



〈離職日以後に教育訓練を受ける場合〉



裏面もご覧ください

3. 教育訓練等を受けた(受けている)場合の申し出

受講開始以降、受給資格決定日や受給資格決定後の初回認定日(初回認定日以降に受講を開始した場合は、その受講開始日の直後の認定日)までに申し出る必要があります。

給付制限期間が2か月以上で、初回認定日以降かつ給付制限期間中に教育訓練等の受講を開始する場合には、**申し出の期限に注意が必要です。**

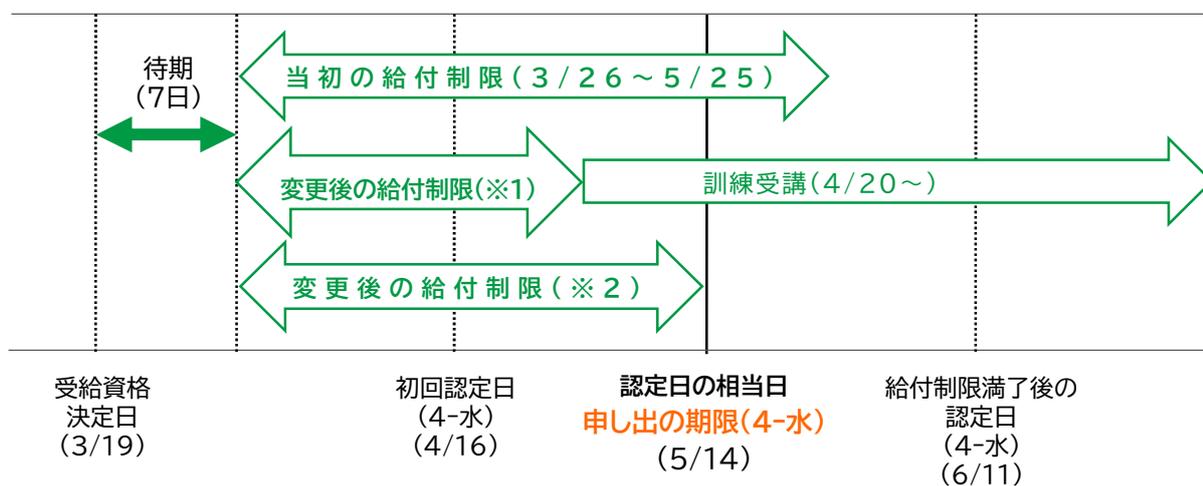
受講開始日が

- ① 「初回認定日」以降かつ「認定日の相当日」前である場合
➡ 受講開始日直後の「失業認定日に相当する日」までに申し出をする必要があります。
- ② 「認定日の相当日」以降かつ「給付制限期間満了後の失業認定日」前である場合
➡ 「給付制限期間満了後の失業認定日」までに申し出をする必要があります。

失業の認定は4週間ごとに受ける必要があります。本来、給付制限期間中の認定日はありませんが、給付制限期間中であっても、訓練の受講開始直後の週型と曜日が同一である「認定日の相当日」までに訓練受講を申し出て給付制限を解除し、訓練受講開始日以降、基本手当を受給することができます。

この場合、通常の失業認定と同様、認定日数に応じた職業相談等の求職活動実績が必要です。

(例) 週型と曜日が、4-水の場合



※1 5/14までに訓練受講を申し出て、5/14に認定を受けた場合、4/20から基本手当が支給されます。

※2 5/14までに訓練受講の申し出をしなかった場合、6/11までに訓練受講の申し出をしたとしても、4/20~5/14の基本手当を受給することはできません。

申し出の際の必要書類

- ・ 受給資格決定以降に受講を開始する場合 または 受給資格決定時に受講中の場合
➡ 訓練開始日が記載された領収書または訓練実施施設による訓練開始日の証明書
 - ・ 訓練実施施設による訓練開始日もしくは訓練修了日の証明書
➡ 訓練修了日が記載された修了証明書または訓練実施施設による訓練修了日の証明書
- 教育訓練給付金の申請時にこれらの書類を提出済みの場合は、その旨ご連絡ください。(注3)

本申し出についてご不明点がある場合は、お早めにハローワークにご相談ください

(注1) 給付制限は、退職日が令和7年4月1日以降である場合は原則1か月、同年3月31日以前である場合は原則2か月です。ただし、退職日から遡って5年間のうちに2回以上正当な理由なく自己都合退職し受給資格決定を受けた場合、給付制限は3か月となります。また、自己の責めに帰すべき重大な理由によって解雇(重責解雇)された場合、給付制限は3か月です。

(注2) 重責解雇された場合は、本取扱いの対象外です。

(注3) 教育訓練給付金の受給手続きをされた場合など、既にハローワーク側で確認事項を把握している場合には、提出を求めないことがあります。

【参考資料】

- ・ 令和6年度山口県地域職業訓練実施計画
- ・ 求人・求職バランスシート（令和7年1月）
- ・ プレスリリース
「ハロトレデザインコンクール」表彰式を行います！
- ・ フォトレポート（山口労働局ホームページ）
「ハロートレーニング周知キャンペーン
（令和6年11月10日：レノファ山口VS横浜FC戦）」
- ・ フォトレポート（山口労働局ホームページ）
「ハローワーク職員等によるポリテクセンター山口
見学会を実施しました。（令和6年11月12日）」

令和6年度山口地域職業訓練実施計画

(山口労働局・山口県・独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構山口支部)

令和6年3月

1 総説

(1) 計画のねらい

産業構造の変化、技術の進歩その他の経済的環境の変化の中で、職業の安定、労働者の地位の向上及び経済社会の発展を図るためには、これらによる業務の内容の変化に対する労働者の適応性を増大させ、及び円滑な就職に資するよう、労働者に対して適切な職業能力開発を行う必要がある。このため、事業主等が行う職業能力開発に関する自主的な努力を尊重しつつ、山口県立東部高等産業技術学校・山口県立西部高等産業技術学校（以下「県立校」という。）及び山口職業能力開発促進センター（以下「機構立施設」という。）において実施する職業訓練（職業能力開発促進法第15条の7第3項の規定に基づき実施する職業訓練（以下「委託訓練」という。）を含む。以下「公共職業訓練」という。）及び職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律第4条第1項の規定により厚生労働大臣の認定を受けた職業訓練（以下「求職者支援訓練」という。）の充実を図ることにより、労働者の十分な職業能力開発の機会を確保する必要がある。

本計画は、本計画の対象期間（以下「計画期間」という。）中における対象者数や訓練内容等を明確にし、計画的な公共職業訓練及び求職者支援訓練（以下「公的職業訓練」という。）の実施を通じて、職業の安定、労働者の地位の向上等を図るものである。

また、県立校及び機構立施設は、本計画を実施する際に、山口労働局、公共職業安定所との連携を図り、効率的かつ効果的な公的職業訓練の実施を図るものとする。

(2) 計画期間

計画期間は、令和6年4月1日から令和7年3月31日までとする。

(3) 計画の改定

この計画は、職業訓練の実施状況等を踏まえ、改定する。

2 人材ニーズ、労働市場の動向と課題等

(1) 人材ニーズ

デジタル人材は、産業界全体で育成を求められているが、県内でデジタル訓練を実施できる機関は少ない状況にある。

このような中、山口県では、厚生労働省の委託事業である「受講者の特性に対応した教育訓練手法の構築・普及促進事業」において、「ICTステップアッププログラム」の講座が開講され、学校現場や企業で必要とされるICT人材育成及びICT支援員養成訓練プログラムの開発に取り組んでいる。

また、山口県では人口の減少や少子高齢化が進み、ハローワークでは有効求職者の高齢化が進んでおり、令和4年11月に開催された地方労働審議会においても高齢者の活用にあたり、SNSやITに関する能力の不足が課題であるとされたところである。

さらに、人手不足分野である介護職における令和6年1月の有効求人倍率は3.28倍と高く、求人の充足率は10.51%、紹介率は83.5%となっている。

介護分野の訓練受講者からは、「介護職の世界に初めて足を踏み入れる人たちに、決して遠回りでなく絶対に『良かった』と思える時間（訓練）であったと伝えたい」との声もあり、人材の育成が求められている中、必要な分野の訓練である。

なお、障害者の雇用にあたっては、その雇用率が段階的に引き上げられることや除外率についても令和7年4月から引き下げられることから、障害者のニーズや特性に応じた職業訓練の充実が求められるとともに、人生100年時代の到来による職業人生の長期化を踏まえ、今後は雇い入れ後のキャリア形成支援を進めていく必要がある。

(2) 労働市場の動向と課題等

①労働市場の動向と課題

新型コロナウイルス感染症の感染拡大後、有効求人倍率や完全失業率の悪化など雇用への大きな影響が見られたものの、足下の令和6年1月現在では求人の持ち直しの動きが堅調である。一方、コロナ禍からの経済活動の再開に伴って人手不足感が再び深刻化し、社会全体での有効な人材活用が必要であり、そのためには、働く方々の意欲と能力に応じた多様な働き方を可能とし、賃金上昇の好循環を実現していくことが重要である。

デジタル・トランスフォーメーションやグリーントランスフォーメーション（以下「DX等」という。）の進展といった大きな変革の中で、中小企業等の着実な事業展開、生産性や技術の向上のために必要となる人材の確保、育成が求められている。加えて、企業規模等によってはDX等の進展への対応に遅れがみられることにも留意が必要である。

こうした変化への対応が求められる中で、地域のニーズに合った人材の育

成を推進するためには、公的職業訓練のあり方を不断に見直し、離職者の就職の実現に資する公的職業訓練や、産業界や地域のニーズに合致した在職者の生産性の向上等、多様な職業能力開発の機会を確保・提供することが重要である。

特に、デジタル分野については、「デジタル田園都市国家構想総合戦略（2023改定版）」等において、デジタル人材が質・量ともに不足していることと、都市圏への偏在といった課題を解決するために、職業訓練のデジタル分野の重点化に計画的に取り組むこととされている。

障害者については、ハローワークにおける新規求職申込件数が増加傾向にあり、障害者の障害特性やニーズに応じた就職が実現できるよう、一層の環境整備が求められるとともに、障害者の福祉から雇用への移行を促進するため、障害者雇用施策と障害者福祉施策が連携を図りつつ、個々の障害者の就業ニーズに即した職業能力開発を推進し、障害者の職業の安定を図る必要がある。

②直近の公的職業訓練をめぐる状況

令和5年度の新規求職者は令和6年1月末現在で43,647人（前年同月比100.9%）であり、そのうち、雇用保険受給資格決定件数（速報値）は令和6年1月末現在で12,355人（前年同月比102.1%）であった。

これに対し、令和5年度（令和5年4月～令和6年1月）の公的職業訓練の実績については、以下のとおりである。

〈令和5年4月～令和6年1月〉

離職者に対する公共職業訓練	951人（前年同期比98.5%）
うち施設内	331人（前年同期比94.6%）
うち委託	620人（前年同期比100.8%）
求職者支援訓練	236人（前年同期比110.3%）
在職者訓練	1,818人（前年同期比101.3%）
学卒者訓練	40人（前年同期比100.0%）
障害者訓練	28人（前年同期比133.3%）

3 計画期間中の公的職業訓練の実施方針

（1）基本方針

令和4年度の離職者向け公的職業訓練の実施状況を分析すると、

①就職率が高く、応募倍率が低い分野（「介護・医療・福祉分野」）があること。

②就職率が低く、応募倍率が高い分野（「IT分野」「デザイン分野」）があること。

③委託訓練の計画数と実績は乖離しており、さらに令和4年度は委託訓練受講者数が減少していること。

④高齢の有効求職者へのIT等に関する能力の向上が課題であること。

⑤効果検証ワーキンググループの検証等やハローワークの意見等から、山口県においても基礎的なデジタルリテラシーの向上が必要であること。

これらの課題の解消を目指し、令和6年度の公共職業訓練は以下の方針に基づいて実施する。

①については、「介護・医療・福祉分野」の受講勧奨にあたっては、その業界の魅力発信や、訓練コースの内容・効果の周知について強化する。

②については、就職率向上のため、受講希望者のニーズに沿った適切な訓練を勧奨できるようハローワーク職員向けの研修を実施するとともに、訓練修了者歓迎求人確保等に係る取組を推進する。

③については、ハローワークや、民間教育機関の意見、公的職業訓練効果検証ワーキンググループの検証を踏まえ、効果的な訓練計画の設定に努める。

④については、新たな訓練実施機関の開拓を図りながら、設定数の増加を検討する。

⑤については、訓練実施機関の開拓及び一層のコース設定の促進に努めるとともに、デジタル分野以外の全てのコースにおいてデジタルリテラシーの向上促進を図る。

(2) 令和6年度の職業能力開発実施計画の特色

①県立校

東西の高等産業技術学校を「地域産業界への人材育成拠点」と位置付け、地域の産業における人材ニーズに応じた職業訓練の充実を図っていく。大規模な設備を要する訓練は直営で、また民間での実施が可能な訓練は民間教育訓練機関を積極的に活用し、多様で効果的な訓練を実施する。

②機構立施設

公共職業訓練を通じて、雇用のセーフティネットとしての機能を発揮することに加え、経済及び社会の発展に向けて、労働者の技能の向上を図り、もって、中小企業等の生産性向上等を支援することを重点的に取り組むこととする。

(3) 離職者訓練の実施方針

①県立校

主として常設の短期課程の訓練科に求職者を受け入れ、地域の企業が必要とする、より実践的な能力を持つスペシャリストを育成するための訓練を実施する。

民間教育訓練機関に委託して実施する職業訓練では、人手不足分野である介護や医療事務の職業訓練を引き続き実施するほか、少子高齢化の状況を踏まえて高齢求職者向けのコースを拡充する。

また、DXの加速などの社会変化に対応し、ITやWEBデザインなど情報分野の資格取得を目指すコースを拡充し、またデジタル分野以外の訓練コースにおいても、訓練受講者へデジタルリテラシー習得の必要性や重要性を周知するなど、デジタルリテラシーを習得するための取組を促進する。

なお、育児や介護等、多様な事情を抱える求職者等が主体的に受講できるよう実施機関・時間に配慮したeラーニングや託児サービス付き訓練コースを引き続き実施する。

②機構立施設

求職者を対象にもものづくり分野（製造分野、建設関連分野等）における知識・技能・技術の習得のほか、再就職に必要な実践的能力を形成するための職業訓練を実施する。令和6年度については、275人（橋渡し訓練25人を含む。）を年間定員とした。

また、令和4年度から設備保全サービス科及び金属加工科については、事業主等からの人材ニーズに応じ、フォークリフト技能講習を訓練に組み込んでいるが、引き続き人材ニーズを把握し、再就職に適した職業訓練を設定する。加えて、指導技法においてICT化（タブレット端末の活用等）を促進する。

（4）求職者支援訓練の実施方針

令和6年度においては、非正規労働者や自営廃業者等の雇用保険の基本手当を受けることができない者に対する雇用のセーフティネットとしての機能を果たすこと、在職中で訓練時間に配慮が必要な者を対象としたeラーニングコースを設定することで493人程度に訓練機会を提供する。

訓練コースとしては、基礎的能力のみを習得する職業訓練として基礎コースを設定する。（求職者支援訓練の約27%）また、基礎的能力から実践的能力までを一括して習得する職業訓練（実践コース）を設定する。（求職者支援訓練の約73%）その際、デジタル分野等の成長分野や、新型コロナウイルス感染症の影響により人材確保がより困難となっている介護等の分野・職種に重点を置くとともに、地域における産業の動向や求人ニーズを踏まえたものとする。実践コースのうち、介護系、医療事務系及び情報系の3分野の割合を設定する。

（5）在職者訓練の実施方針

①県立校

高等産業技術学校の施設内において、在職者の職務能力の向上や、新たな技

術・知識の習得を目的として、パソコン操作技能を習得する事務系の訓練や電気工事士の資格取得のための電気系の訓練、労働基準協会との連携により溶接技術を習得する溶接系の訓練やクレーン操作技術を習得する運輸系の訓練を実施する。

また、3次元CADの操作技能などものづくり分野におけるデジタル化に対応した訓練を実施するほか、企業ニーズに即した訓練として、企業の要望に応じて訓練内容を設定するオーダーメイド型の訓練を実施する。

②機構立施設

中小企業等の在職者を主な対象として、民間教育訓練機関の実施状況等を踏まえ、ものづくり分野（機械・金属系、電気・電子系、居住系）に特化した受講満足度の高い能力開発セミナーを実施する。

また、事業主等の職業能力開発ニーズに対応するため、個々のニーズに応じて設定する「オーダーメイド型」訓練や、DXも含めた生産性の向上に資する「生産性向上支援訓練」のほか、指導員派遣、施設設備貸与等により、事業主、各種団体等の人材育成を支援する。

(6)学卒者訓練の実施方針

主として常設の普通課程の訓練科に学卒者を受け入れ、地域ニーズに応じた訓練を実施する。

(7)障害者訓練の実施方針

高等産業技術学校においては、スロープや身障者用トイレ等の施設整備を行い、可能な範囲で身体障害者を受け入れている。

障害者を対象とした委託訓練を実施するとともに、特別支援学校高等部に在籍する生徒に対して、特別支援学校早期訓練コースを実施する。また、これらの訓練の受講が困難な障害者については、国立の障害者職業能力開発校への入校を勧める。

(8)職業能力開発実施体制の長期的方向（訓練科目の見直し及び再編整備の方向又は考え方）

①県立校

少子化による労働供給制約という課題を抱えるなかで、雇用情勢や社会の変化に即応した訓練を実施するために、地域の企業、経済団体、教育機関、職業紹介機関などで構成される学校運営協議会等を通じて地域のニーズを把握し、山口地域職業能力開発促進協議会で実施する訓練効果の検証結果も踏まえ、訓練科目、内容の不断の見直しを行っていく。

なお、現時点においては、職業能力開発校の再編整備等の予定はない。

②機構立施設

訓練科の見直し及び訓練計画の策定に際しては、人材ニーズ等の把握・分析の結果や運営実施の状況を総合的に点検し、機構版教育訓練ガイドラインによるPDCAサイクルを実施することにより改善・見直しを行い、訓練品質の維持・向上を図ることを基本としている。離職者訓練は、主にものづくり分野であって、当該地域において民間教育訓練機関等では実施困難なものを実施し、在職者訓練は、中小企業等を対象として、ものづくり分野を中心に真に高度なものを実施することとしている。訓練ニーズの把握状況や民間教育訓練機関等との競合の有無、訓練科設定の適否については、「訓練計画専門部会」を開催し、同部会委員による協議及び審査を経て、次年度計画を策定することとしている。

なお、国が実施する職業訓練については、全国どこで受講しても一定の訓練品質を担保する観点から、仕事を体系化し、具体的な能力開発の内容を「職業能力開発体系」として整備しており、それを基にモデルカリキュラムやテキスト等を作成している。

4 計画期間中の公的職業訓練の対象者数等

※詳細は別添「計画期間中の公的職業訓練の対象者数等（訓練実施計画表）」のとおり

(1) 離職者に対する公的職業訓練

① 県立校

対象者数（定員）：235人

職業訓練の内容等：農業分野、製造分野、建設関連分野

目標（就職率）：82.5%以上

② 機構立施設

対象者数（定員）：275人

職業訓練の内容等：製造分野（機械・金属、電気設備）、建設関連分野（住環境）及びその他分野（橋渡し訓練）

目標（就職率）：82.5%以上

その他の事項：2月に日本版デュアルシステム（短期課程）（定員15人）を設定

③ 委託訓練

対象者数（定員）：1,046人

職業訓練の内容等：IT分野、営業・販売・事務分野、医療事務分野、デザ

イン分野

目標（就職率）：75.0%以上

④求職者支援訓練

対象者数（定員）：493人（認定上限値）

職業訓練の内容等：基礎分野、IT分野、医療事務分野、介護・医療・福祉分野等

目標（就職率）：基礎コース58% 実践コース63%

（いずれも雇用保険適用率）

⑤職業訓練の効果的な実施のための取組

ア. 公的訓練効果検証ワーキンググループの報告を踏まえて

企業ニーズの求める人材育成のため、デジタル分野以外の全ての訓練コースにおいて、それぞれの訓練分野の特徴を踏まえたデジタルリテラシーを含むカリキュラムの設定を促進する。

イ. 公的職業訓練効果検証ワーキンググループにおける訓練効果の把握・検証

適切かつ効果的な職業訓練を実施していくため、個別の訓練コースについて訓練修了者等へのヒアリング等を通じ、訓練効果を把握・検証し、訓練カリキュラム等の改善を図る。

ウ. 訓練実施機関や新規分野の開拓

山口県においては、訓練実施施設が少なく訓練分野や開講地域の偏りが見られることから、訓練実施機関や新規分野の開拓に努める。

(2) 在職者に対する公共職業訓練等

①県立校

対象者数（定員）：2,596人

職業訓練の内容等：IT分野、製造分野、建設関連分野等

②機構立施設

対象者数（定員）：270人（計画は679人）

職業訓練の内容等：機械・金属系、電気・電子系、居住系

その他の事項：内訳として、機械・金属系271人、電気・電子系248人、居住系160人を計画

③生産性向上支援訓練

対象者数（定員）：750人

職業訓練の内容等：企業活動における生産性の向上に資する内容

その他の事項：内数として、DX対応コース 200 人、ミドルシニアコース 40 人、サブスクリプション型訓練 20 人を計画

(3) 学卒者に対する公共職業訓練

対象者数（定員）：120 人（2 年間）

職業訓練の内容等：製造分野

(4) 障害者等に対する公共職業訓練

対象者数（定員）：80 人

職業訓練の内容等：知識・技能習得、実践能力習得、特別支援学校早期訓練

目標（就職率）：55%

5 その他、職業能力の開発及び向上の促進のための取組等

(1) 地域におけるリスキリングの推進

公的職業訓練のほか、地域に必要な人材確保（中小企業、農林水産、介護等）のため、県や市町が地方単独事業として実施する取組のうち、デジタル・グリーン等成長分野に関するリスキリングの推進に資する事業について、職業能力の開発及び向上のために行われる取組として、本計画に位置づけて、その効果的な推進を図るものとする。

なお、事業一覧については、別途、山口地域職業能力開発促進協議会で報告する。

(2) 人材開発支援助成金の活用促進

コロナ克服・新時代開拓のための経済対策において、人への投資を強化し、デジタル人材育成の強化等を行うため、令和4年度から人材開発支援助成金に「人への投資促進コース」が新設された。デジタル人材・高度人材の育成や労働者の自発的な能力開発の促進、定額制訓練の導入など企業が行う柔軟な訓練形態を助成対象としており、人への投資による構造的な賃上げ実現のためにも幅広く活用を促進する。

(3) 山口県内の職業能力開発にかかるイベントや各種大会・事業への協力

山口県内における職業能力開発の促進のため、「親子ものづくり教室」（ポリテクセンター山口が実施）、「障害者技能競技大会（アビリンピック）」、「若年者ものづくり競技大会」や「技能五輪」などのイベントや各種大会へ協力する。具体的には、県から競技関係職種団体、企業、参加選手に対して、選手育成強化及び大会派遣費等について、予算の範囲内で支援する。

また、「技能検定」の円滑な推進のため、公共職業訓練施設の貸与や技能

検定委員の協力を行うとともに、業界団体、技能士会や教育機関等との連携を図る。

計画期間中の公的職業訓練の対象者数等（訓練実施計画表）

目 次

訓練実施計画表

1	施設内総括	2
2	委託訓練	5
3	求職者支援訓練	7
4	技術向上に係る訓練実施計画（在職者訓練）	8
5	日本版デュアルシステム	9
6	実践的な職業訓練への橋渡し訓練	9

訓練実施計画表（障害者職業能力開発校分を除く）

1 施設内総括

施設名	訓練科名	設 定 年 度	高度職業訓練				普通職業訓練														土 日 夜 間 別	定 員		
			専門課程		応用課程		普通課程				短期課程(2ヶ月以上)								短期課程(2ヶ月未満)			第1種 定 員		
			定 員		定 員		中 卒		高 卒		右記を除く訓練		障害者を対象とした訓練		若者を対象とした訓練(機構のみ)		学卒者訓練							
			1年	2年	1年	2年	定 員		定 員		1回定員 × 回数	訓練期間 及 び 訓練開始月	1回定員 × 回数	訓練期間 及 び 訓練開始月	1回定員 × 回数	訓練期間 及 び 訓練開始月	1回定員 × 回数	訓練期間 及 び 訓練開始月	1回定員 × 回数	訓練期間 及 び 訓練開始月				
都 道 府 県 立 ・ 機 構 立 山 口 県 立 東 部 高 等 産 業 技 術 学 校	第2種自動車系自動車整備課	11						20 (20)	20 (20)												昼	40 (40)		
	設備施工系冷凍空調設備科「設備システム科」	16						20 (20)	20 (20)													昼	40 (40)	
	メカニカルデザイン科	26								10×1 (10×1)	1年 (4月)											昼	10 (10)	
	造園科	29								10×2 (10×2)	6ヶ月 (4,10月)											昼	20 (20)	
	機械デジタル科	R5								15×1 (15×1)	1年 (4月)											昼	15 (15)	
	溶接技術科	31								20×1 (20×1)	1年 (4月)											昼	20 (20)	
	CAD/CAM短期コース	27								10×2 (10×2)	6ヶ月 (6,12月)											昼	20 (20)	
	物流機械運転科	11																10×2 (10×2)	1ヶ月 (6,1月)			昼	20 (20)	
計	8科							40 (40)	40 (40)	85 (85)								20 (20)				185 (185)		

都道府県立・機構立	施設名	訓練科名	設定年度	高度職業訓練				普通職業訓練														土日 夜間別	定員	
				専門課程		応用課程		普通課程				短期課程(2ヶ月以上)								短期課程(2ヶ月未満)			第1種定員	
				定員		定員		中卒		高卒		右記を除く訓練		障害者を対象とした訓練		若者を対象とした訓練(機構のみ)		学卒者訓練						
				1年	2年	1年	2年	定員		定員		1回定員 ×回数	訓練期間 及び 訓練開始月	1回定員 ×回数	訓練期間 及び 訓練開始月	1回定員 ×回数	訓練期間 及び 訓練開始月	1回定員 ×回数	訓練期間 及び 訓練開始月	1回定員 ×回数	訓練期間 及び 訓練開始月			
								1年	2年	1年	2年													
都道府県立	山口県立 西部高等 産業技術 学 校	第2種自動車系自動車整備課	60							20 (20)	20 (20)										昼	40 (40)		
		木造建築科	26									20×1 (20×1)	1年 (4月)									昼	20 (20)	
		電気工事・設備科	18									20×1 (20×1)	1年 (4月)									昼	20 (20)	
		エクステリア・造園科	11									20×1 (20×1)	1年 (4月)									昼	20 (20)	
		空調・設備施工科	27									20×1 (20×1)	1年 (4月)									昼	20 (20)	
		内装リフォーム科	27									20×1 (20×1)	1年 (10月)									昼	20 (20)	
		溶接技術科	28									10×1 (10×1)	1年 (4月)									昼	10 (10)	
		建設機械運転科	7																10×2 (10×2)	1ヶ月 (5,10月)		昼	20 (20)	
		計	8科								20 (20)	20 (20)	110 (110)							20 (20)				170 (170)
県立校小計	16科								60 (60)	60 (60)	195 (195)							40 (40)				355 (355)		

都道府県立・機構立	施設名	訓練科名	設 定 年 度	高度職業訓練				普通職業訓練												土 日 夜 間 別	定 員	
				専門課程		応用課程		普通課程				短期課程(2ヶ月以上)						短期課程(2ヶ月未満)			第1種 定員	
				定員		定員		中卒		高卒		右記を除く訓練		障害者を対象とした訓練		若者を対象とした訓練(機構のみ)		学卒者訓練				
				1年	2年	1年	2年	1年	2年	1年	2年	1回定員 × 回数	訓練期 間 及 び 訓 練 開 始 月	1回定員 × 回数	訓練期 間 及 び 訓 練 開 始 月	1回定員 × 回数	訓練期 間 及 び 訓 練 開 始 月	1回定員 × 回数	訓練期 間 及 び 訓 練 開 始 月			
山口職業 能力開発 促進 センター 機構立	テクノカルオベ ーション科	18								15×4 (18×4)	6か月 (6, 9, 12, 3 月)								昼	60 (72)		
	設備保全サ ービス科	31								15×2 (15×2)	6か月 (6, 12月)								昼	30 (30)		
	金属加工科	19								10×4 (10×4)	6か月 (6, 9, 12, 3 月)								昼	40 (40)		
	電気設備技 術科	11								15×3 (18×3)	6か月 (4, 7, 10 月)								昼	45 (54)		
	電気設備技 術科(日経デュアル システム(短期課程))	19											15×1 (15×1)	6か月 (2月)					昼	15 (15)		
	住環境計画 科	22								15×4 (18×4)	6か月 (6, 9, 12, 3 月)								昼	60 (72)		
	橋渡し訓練	21															5×5 (5×4)	1か月 (5, 8, 9, 11, 1 月)	昼	25 (20)		
	計	7科								235 (268)				15 (15)				25 (20)		275 (303)		
合 計								60 (60)	60 (60)	430 (463)				15 (15)			60 (60)		630 (658)			

(留意事項)

- 「定員」欄は、「1回定員×訓練回数」で記入し、前年度定員を下に()書きで記入。
- 「訓練期間及び訓練開始月」欄は、「訓練開始月」を「訓練期間」の下に()書きで記入。
- 「定員計の第1種定員」欄は、雇用対策法第18条第2号により都道府県が支給する訓練手当に係る定員及び駐留軍関係離職者(駐)と沖縄失業者求職手帳所持者(沖)で国が支給する訓練手当に係る定員をいう。
なお、駐及び沖の定員は、外数で()書きで記入。
- 普通職業訓練の短期課程「学卒者訓練」欄は、専修訓練課程から短期課程へ転換し、新規学卒者を対象とした訓練を記入。
- 土日・夜間等を行う場合、「土日・夜間の別」欄に記入。
- 障害者を対象とした訓練科(コース)については、訓練科(コース)名の前に以下の記号を付し、訓練科(コース)名の後に対象となる障害種別(身体障害、知的障害、精神障害、発達障害等)を()書きで記載。
- 日本版デュアルシステム(専門課程・普通課程・短期課程)を実施する施設においては、実施校の訓練科の後にデの記号を記載。

2 委託訓練

① 都道府県独自によるもの（（4）～（7）に該当する委託訓練を除く）

施設名	訓練科（訓練職種）	委託施設（住所）	定員			訓練期間	訓練開始月	備考
			一回	延	第1種定員			
	該当なし							
県計								

② 国費による委託訓練（離職者等再就職訓練事業）

施設名	訓練科（訓練職種）	コース数	定員数	備考
東部高等産業技術学校		32	550	
西部高等産業技術学校		32	496	
県計		64	1,046	

③ 国費による委託訓練（障害者の多様なニーズに対応した委託訓練）

訓練コース名	訓練期間	定員	備考	拠点校名	コーディネーター・ コーチ配置数
知識・技能習得訓練コース(集合訓練)	3か月	10人		各コースとも 東部高等産業技術学校 及び 西部高等産業技術学校	障害者職業訓練 コーディネーター 2人 障害者職業訓練コーチ 1人
実践能力習得訓練コース	3か月	55人			
eラーニングコース	—	—			
特別支援学校早期訓練コース	2か月	15人			
在職者訓練コース	—	—			
合計		80人			

④ 国費による委託訓練（就職活動に困難性を有する学生等に対する委託訓練）

訓練コース名	定員	備考	拠点校名
標準訓練コース	該当なし		
企業実習組合せ訓練コース			
企業実習コース			
合計			

3 求職者支援訓練

① 訓練認定規模は、以下のとおりとする。

コース別	認定規模	新規参入枠	コース割合
基礎コース	135人	30%	27%
実践コース	358人	30%	73%
介護系	90人		
医療事務系	30人		
デジタル系	88人		
（うち、IT分野）	（73人）		
（うち、WEBデザイン系）	（15人）		
その他	150人		
（うち、営業・販売・事務分野等）	（135人）		
（うち、上記以外の分野）	（15人）		
合計	493人		100%

② 求職者支援訓練の認定にかかる留意事項

(ア) 新規参入となる求職者支援訓練については、基礎コース、実践コースそれぞれにおいて、認定規模の30%を上限に認定する。

(イ) 求職者支援訓練は、この計画に則して四半期ごとに認定する。

(ウ) 申請対象期間の設定数を超える認定申請がある場合、

a. 新規参入枠については、職業訓練の案等が良好なものから選定し認定する。

b. 実績枠については、求職者支援訓練の就職実績等が良好なものから選定し認定する。

(エ) 認定コースの定員数が認定上限値を下回った場合及び認定されたものの中止になった訓練コース分の定員数は

c. 次期以降の認定単位期間の同コース・同分野の認定上限値を引き上げるために活用できる。

d. 第4四半期まで繰り越した認定枠については、基礎コースと実践コース間の振替や、実践コースの他分野への振替を可能とする。

4 技能向上に係る訓練実施計画(在職者訓練)

都道府県名 山 口 県

実施主体	施設名	課程	訓練科名	年間開催回数	合計訓練時間	延定員	備考
都道府県立施設	山口県立 東 部 高等産業 技術学校	短期課程	溶接系	9	142	322	
			機械系	8	72	62	
			電気工事系	9	134	290	
			配管系	1	18	10	
			クレーン運転系	17	210	410	
			情報ビジネス系	6	84	70	
電気制御回路組立て その他(教育)			13	15 104	7 520		
計			64		1,691 (1,327)		
都道府県立施設	山口県立 西 部 高等産業 技術学校	短期課程	溶接系	2	22	80	
			電気工事系	4	84	85	
			クレーン運転系	2	34	80	
			フォークリフト運転系	2	116	80	
			情報ビジネス系	6	81	60	
			玉掛け系	2	62	80	
建設系			4	35	50		
木工系	1	7	20				
左官系	2	13	50				
その他(教育)	8	48	320				
計			33		905 (1,035)		
県立施設合計2施設			97		2,596 (2,362)		
雇用 支 援 機 構 立 施 設 者	山口職業能力 開発促進センター	専門短期課程	機械・金属系	29	384	271	
			電気・電子系	24	300	248	
			居住系	13	162	160	
計			66		679 (423)		
機構立施設合計1施設			66		679 (423)		
総 合 計					3,275 (2,790)		

(留意事項)

「延定員」欄は、前年度定員を()書きで記入。

5 日本版デュアルシステム（公共職業訓練型（委託型デュアルを除く。））

施設名	訓練科（訓練職種）	類型	訓練期間				定員	備考
			施設内	委託訓練 （座学）	企業実習	有期パート就労		
	該当なし							
県計								
山口職業能力 開発促進センター	電気設備技術科	短期課程	5ヶ月		1ヶ月		15	
機構計	1						15	
合計	1						15	

（留意事項）

定員には、当該年度の定員数を記入。

6 実践的な職業訓練への橋渡し訓練

実施機関	講座名	講座期間	定員	備考
山口職業能力開発促進センター	金属加工科（導入講習付き） 設備保全サービス科（導入講習付き）	5月10日（金）～ 5月31日（金）（84h）	5	集合型
山口職業能力開発促進センター	住環境計画科（導入講習付き）	8月2日（金）～ 9月2日（月）（84h）	5	統合型
山口職業能力開発促進センター	電気設備技術科（導入講習付き）	9月4日（水）～ 9月30日（月）（84h）	5	統合型
山口職業能力開発促進センター	テクニカルオペレーション科 （導入講習付き）	11月7日（木）～ 11月29日（金）（84h）	5	統合型
山口職業能力開発促進センター	電気設備技術科（企業実習付き）（ 導入講習付き）	1月9日（木）～ 1月31日（金）（84h）	5	統合型
合計	5		25	

（留意事項）

1. 訓練科毎に記入。
2. 訓練期間には、それぞれ「〇月〇日～〇月〇日（〇h）」とし、〇hには時間数を記入。

ハロートレーニング（離職者向け）の6年度計画

別紙

離職者向けの公的職業訓練の分野別の計画

山口県

		全体計画数	公共職業訓練（都道府県）		公共職業訓練 （高齢・障害・求職者雇 用支援機構）	求職者支援訓練
			施設内	委託		
分野		定員	定員	定員	定員	定員
公共職業訓練（離職者向け） + 求職者支援訓練（実践コース）	IT分野	97	0	24	0	73
	営業・販売・事務分野	715	0	580	0	135
	医療事務分野	210	0	180	0	30
	介護・医療・福祉分野	277	0	187	0	90
	農業分野	40	40	0	0	0
	旅行・観光分野	0	0	0	0	0
	デザイン分野	70	0	55	0	15
	製造分野	305	115	0	190	0
	建設関連分野	140	80	0	60	0
	理容・美容関連分野	0	0	0	0	0
	その他分野	60	0	20	25	15
求職者支援訓練（基礎コース）		135	-	-	0	135
合計		2,049	235	1,046	275	493
（参考） デジタル分野		158	0	70	0	88

※ 「定員」とは、当該年度中における開講コースの定員の数。

山口労働局

職業別有効求人・求職及び賃金の状況（パートタイムを除く常用）

令和7年1月

職業	有効求人数（人）	有効求職者数（人）	有効求人倍率（倍）	求人賃金		求職賃金
				上限賃金（円）	下限賃金（円）	希望賃金（円）
職業計	16,942	10,393	1.63	262,898	205,382	207,913
A 管理的職業従事者	52	33	1.58	266,863	210,688	400,000
B 専門的・技術的職業従事者	4,139	1,695	2.44	296,679	224,800	220,940
07製造技術者（開発）	141	32	4.41	325,790	222,546	298,000
08製造技術者（開発を除く）	91	145	0.63	336,839	226,983	222,917
09建築・土木・測量技術者	859	77	11.16	378,086	241,228	275,833
10情報処理・通信技術者	146	132	1.11	351,598	219,402	216,316
11その他の技術者	45	13	3.46	299,685	210,698	260,000
12医師、歯科医師、獣医師、薬剤師	112	10	11.20	584,113	396,075	450,000
13保健師、助産師、看護師	1,143	489	2.34	260,167	210,312	231,916
14医療技術者	377	115	3.28	274,041	226,872	219,737
15その他の保健医療従事者	199	87	2.29	254,537	213,645	196,667
16社会福祉専門職業従事者	816	313	2.61	239,281	204,824	197,931
22美術家、デザイナー、写真家、映像撮影者	29	118	0.25	292,300	215,000	195,789
05.06.17～21.23.24その他の専門的職業	181	164	1.10	259,770	206,484	210,238
C 事務従事者	1,486	2,812	0.53	221,950	185,030	190,379
25一般事務従事者	995	2,404	0.41	211,661	180,355	188,188
26会計事務従事者	109	199	0.55	244,909	193,982	195,152
27生産関連事務従事者	121	49	2.47	244,269	195,976	245,000
28営業・販売事務従事者	163	78	2.09	245,985	196,934	206,842
29外勤事務従事者	1	5	0.20	200,000	200,000	325,000
30運輸・郵便事務従事者	78	27	2.89	239,024	190,454	200,000
31事務用機器操作員	19	50	0.38	259,067	207,900	186,250
D 販売従事者	1,571	558	2.82	268,829	205,720	221,037
32商品販売従事者	441	302	1.46	232,843	191,588	192,361
33販売類似職業従事者	54	17	3.18	284,739	210,731	220,000
34営業職業従事者	1,076	239	4.50	280,908	210,528	256,102
E サービス職業従事者	2,341	993	2.36	231,255	190,894	195,739
35家庭生活支援サービス職業従事者	2	1	2.00	257,650	232,600	-
36介護サービス職業従事者	1,023	421	2.43	218,527	190,120	193,119
37保健医療サービス職業従事者	321	69	4.65	223,909	177,792	179,000
38生活衛生サービス職業従事者	196	51	3.84	303,105	203,118	190,769
39飲食物調理従事者	370	208	1.78	225,634	194,786	204,714
40接客・給仕職業従事者	258	149	1.73	228,828	194,592	202,222
41居住施設・ビル等管理人	13	21	0.62	240,875	197,625	205,000
42その他のサービス職業従事者	158	73	2.16	236,082	200,369	187,692
F 保安職業従事者	485	87	5.57	212,219	194,603	182,000
G 農林漁業従事者	97	90	1.08	251,322	196,226	222,759
H 生産工程従事者	2,308	1,015	2.27	262,108	196,050	214,093
49生産設備制御・監視従事者（金属製品）	77	39	1.97	304,402	226,285	225,000
50生産設備制御・監視従事者（金属製品を除く）	112	55	2.04	253,373	189,951	212,609
51機械組立設備制御・監視従事者	11	15	0.73	252,047	209,012	180,000
52製品製造・加工処理従事者（金属製品）	498	135	3.69	273,963	197,274	223,529
53製品製造・加工処理従事者（金属製品を除く）	455	264	1.72	218,669	184,357	201,707
54機械組立従事者	221	171	1.29	248,897	192,481	220,217
55機械整備・修理従事者	634	119	5.33	285,761	203,970	234,359
56製品検査従事者（金属製品）	34	17	2.00	254,083	184,333	237,500
57製品検査従事者（金属製品を除く）	52	20	2.60	218,110	182,581	185,000
58機械検査従事者	24	7	3.43	270,000	196,250	200,000
59生産関連・生産類似作業従事者	190	173	1.10	288,455	200,289	203,514
I 輸送・機械運転従事者	1,577	496	3.18	249,905	210,061	227,609
60鉄道運転従事者	2	0	-	185,640	185,640	-
61自動車運転従事者	1,209	322	3.75	245,775	210,028	228,454
62船舶・航空機運転従事者	1	3	0.33	-	-	400,000
63その他の輸送従事者	119	101	1.18	237,537	198,721	229,500
64定置・建設機械運転従事者	246	70	3.51	280,447	217,215	213,000
J 建設・採掘従事者	1,974	262	7.53	311,599	214,431	224,789
65建設躯体工事従事者	237	16	14.81	334,768	227,773	215,000
66建設従事者（建設躯体工事従事者を除く）	616	82	7.51	311,017	220,014	227,619
67電気工事従事者	377	91	4.14	297,122	205,134	224,348
68土木作業従事者	723	72	10.04	316,505	213,942	220,417
69採掘従事者	21	1	21.00	354,585	199,928	300,000
K 運搬・清掃・包装等従事者	912	1,145	0.80	227,343	194,722	205,420
70運搬従事者	467	377	1.24	232,571	194,860	216,458
71清掃従事者	180	127	1.42	224,560	202,202	194,483
72包装従事者	58	22	2.64	208,931	178,431	187,000
73その他の運搬・清掃・包装等従事者	207	619	0.33	221,346	190,347	200,000
分類不能の職業	0	1,207	-	-	-	215,739

※項目の解説については3ページを参照。

山口労働局

職業別有効求人・求職及び賃金の状況（常用的パートタイム）

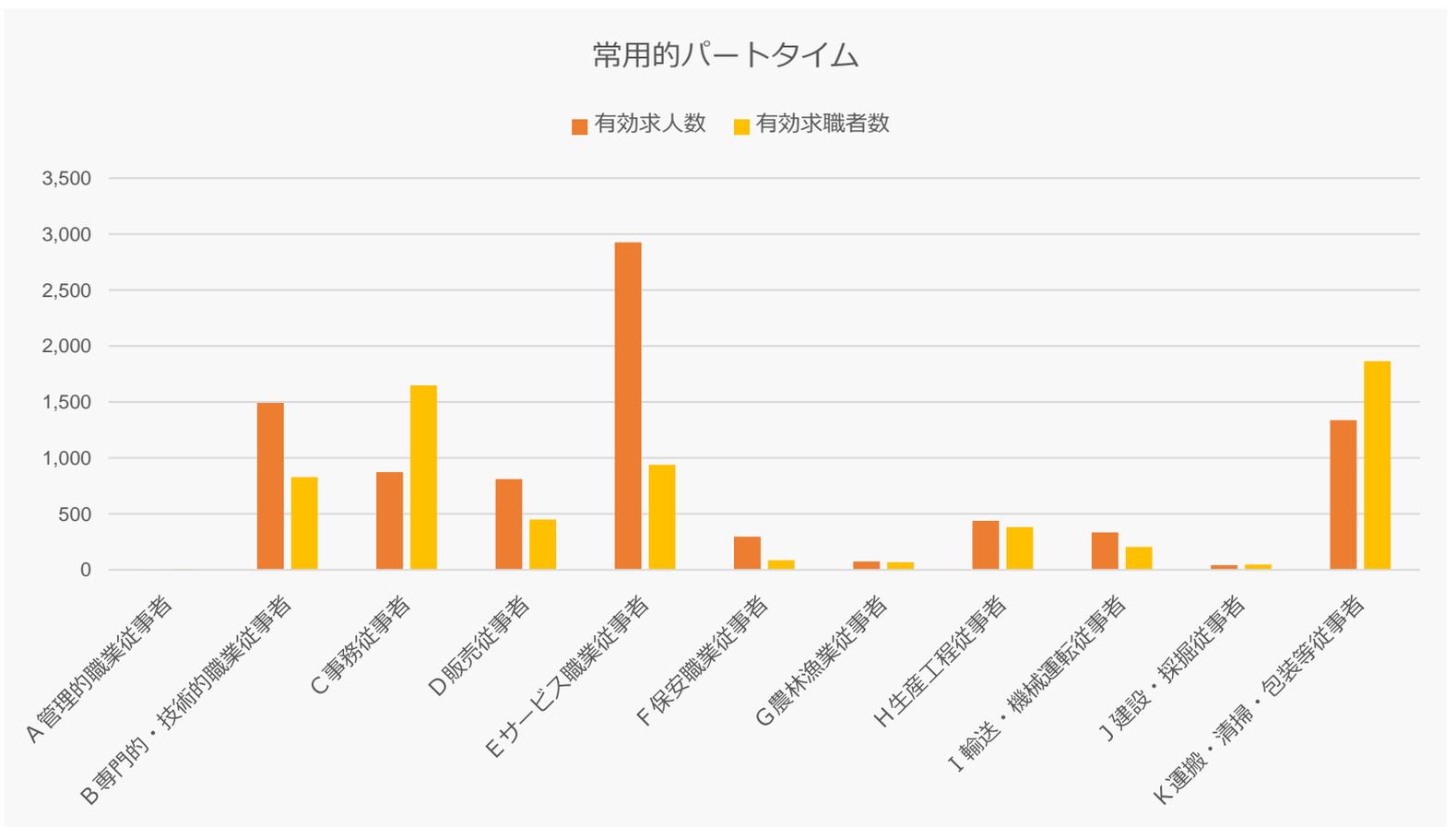
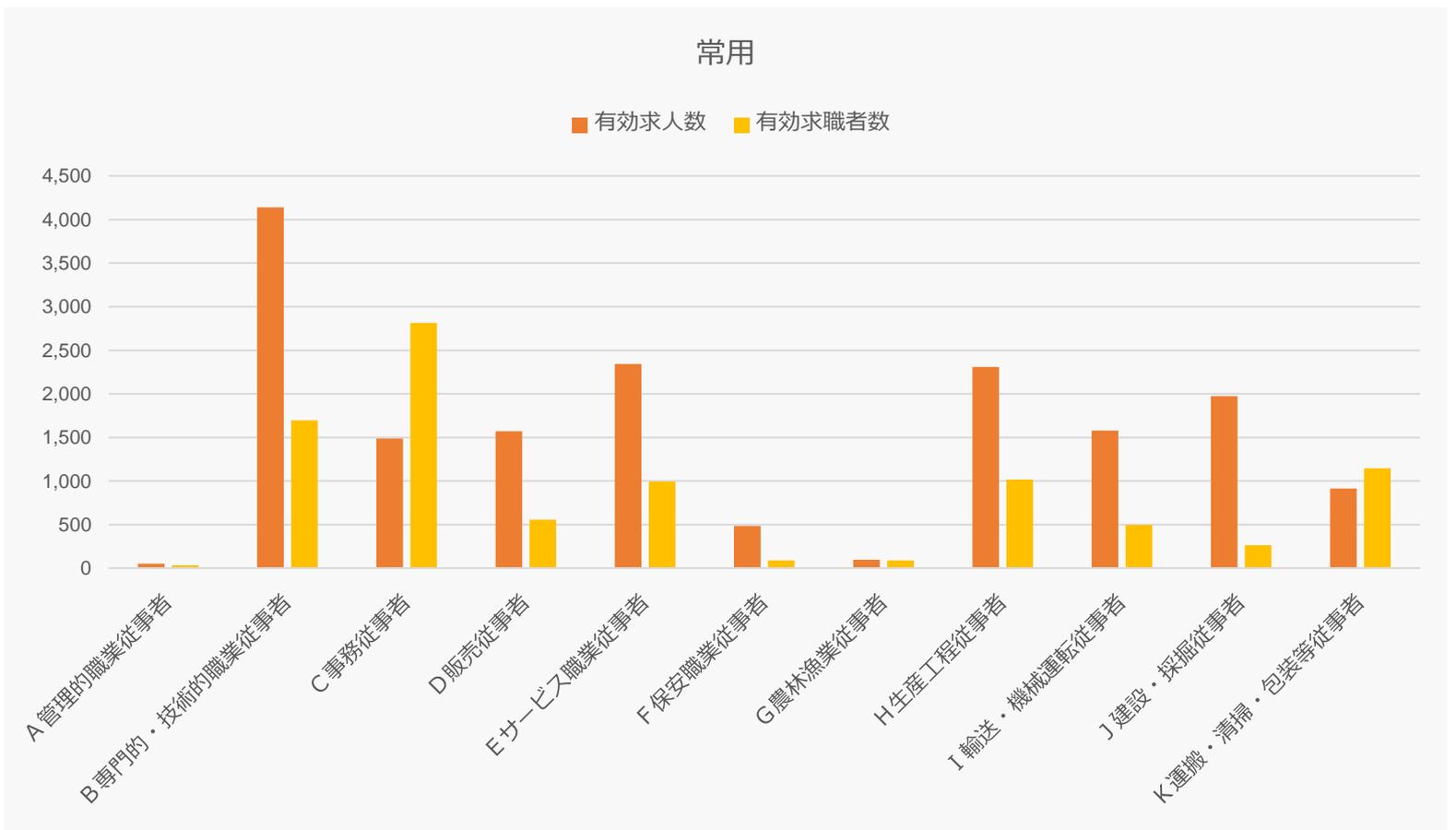
令和7年1月

職業	有効求人数（人）	有効求職者数（人）	有効求人倍率（倍）	求人賃金		求職賃金
				上限賃金（円）	下限賃金（円）	希望賃金（円）
職業計	8,624	7,789	1.11	1,208	1,108	1,033
A 管理的職業従事者	2	7	0.29	-	-	1,000
B 専門的・技術的職業従事者	1,492	828	1.80	1,529	1,336	1,214
07製造技術者（開発）	5	12	0.42	1,350	1,025	1,583
08製造技術者（開発を除く）	2	39	0.05	1,332	1,332	1,044
09建築・土木・測量技術者	22	12	1.83	3,000	2,000	1,000
10情報処理・通信技術者	7	34	0.21	-	-	1,010
11その他の技術者	1	10	0.10	1,333	1,333	1,012
12医師，歯科医師，獣医師，薬剤師	56	26	2.15	2,617	2,192	2,978
13保健師，助産師，看護師	543	299	1.82	1,467	1,271	1,192
14医療技術者	174	52	3.35	1,709	1,419	1,206
15その他の保健医療従事者	39	33	1.18	1,436	1,176	1,055
16社会福祉専門職業従事者	453	186	2.44	1,238	1,155	1,024
22美術家，デザイナー，写真家，映像撮影者	38	27	1.41	1,213	1,057	992
05.06.17～21.23.24その他の専門的職業	152	98	1.55	1,680	1,505	1,167
C 事務従事者	873	1,649	0.53	1,130	1,059	1,024
25一般事務従事者	705	1,469	0.48	1,133	1,062	1,021
26会計事務従事者	52	66	0.79	1,145	1,037	1,142
27生産関連事務従事者	16	27	0.59	1,250	1,150	1,001
28営業・販売事務従事者	44	27	1.63	1,072	1,030	1,046
29外勤事務従事者	16	1	16.00	1,347	1,204	-
30運輸・郵便事務従事者	30	9	3.33	1,037	1,019	995
31事務用機器操作員	10	50	0.20	1,020	1,020	983
D 販売従事者	811	450	1.80	1,118	1,024	998
32商品販売従事者	649	415	1.56	1,127	1,025	996
33販売類似職業従事者	90	8	11.25	1,008	1,007	1,015
34営業職業従事者	72	27	2.67	1,170	1,076	1,020
E サービス職業従事者	2,926	938	3.12	1,142	1,057	1,004
35家庭生活支援サービス職業従事者	20	7	2.86	1,100	1,013	1,050
36介護サービス職業従事者	1,001	218	4.59	1,183	1,075	1,000
37保健医療サービス職業従事者	197	46	4.28	1,161	1,072	979
38生活衛生サービス職業従事者	124	40	3.10	1,146	1,001	995
39飲食物調理従事者	631	362	1.74	1,073	1,019	1,002
40接客・給仕職業従事者	623	158	3.94	1,115	1,049	1,005
41居住施設・ビル等管理人	19	29	0.66	1,085	1,010	1,000
42その他のサービス職業従事者	311	78	3.99	1,167	1,121	1,019
F 保安職業従事者	295	87	3.39	1,080	1,023	1,019
G 農林漁業従事者	74	67	1.10	1,097	1,042	979
H 生産工程従事者	438	381	1.15	1,106	1,032	1,037
49生産設備制御・監視従事者（金属製品）	0	6	-	-	-	-
50生産設備制御・監視従事者（金属製品を除く）	4	6	0.67	-	-	-
51機械組立設備制御・監視従事者	0	5	-	-	-	980
52製品製造・加工処理従事者（金属製品）	35	30	1.17	1,298	1,078	1,071
53製品製造・加工処理従事者（金属製品を除く）	292	225	1.30	1,060	1,010	997
54機械組立従事者	45	40	1.13	1,056	1,056	1,194
55機械整備・修理従事者	30	16	1.88	1,512	1,279	1,425
56製品検査従事者（金属製品）	2	6	0.33	-	-	1,000
57製品検査従事者（金属製品を除く）	3	10	0.30	-	-	1,000
58機械検査従事者	11	4	2.75	980	980	1,000
59生産関連・生産類似作業従事者	16	33	0.48	1,183	1,010	991
I 輸送・機械運転従事者	334	204	1.64	1,146	1,071	1,034
60鉄道運転従事者	0	1	-	-	-	979
61自動車運転従事者	303	145	2.09	1,134	1,054	1,011
62船舶・航空機運転従事者	0	0	-	-	-	-
63その他の輸送従事者	11	33	0.33	1,207	1,111	1,063
64定置・建設機械運転従事者	20	25	0.80	1,267	1,255	1,185
J 建設・採掘従事者	41	47	0.87	1,382	1,089	1,096
65建設躯体工事従事者	5	3	1.67	1,857	1,428	1,090
66建設従事者（建設躯体工事従事者を除く）	10	16	0.63	1,333	1,067	1,133
67電気工事従事者	5	13	0.38	-	-	1,167
68土木作業従事者	21	15	1.40	1,300	1,020	993
69採掘従事者	0	0	-	-	-	-
K 運搬・清掃・包装等従事者	1,338	1,863	0.72	1,119	1,060	998
70運搬従事者	219	223	0.98	1,174	1,091	1,014
71清掃従事者	584	445	1.31	1,076	1,022	992
72包装従事者	76	56	1.36	1,030	1,008	981
73その他の運搬・清掃・包装等従事者	459	1,139	0.40	1,158	1,101	998
分類不能の職業	0	1,268	-	-	-	1,007

※項目の解説については3ページを参照。

求人・求職バランスシート

令和7年1月



- 1 総務省日本標準職業分類に基づく区分により表章したもの。
- 2 ハローワークインターネットサービスの機能拡充に伴い、令和3年9月以降の数値には、ハローワークに来所せず、オンライン上で求職登録した求職者数が含まれている。
- 3 求人賃金は総額、求職賃金は税込額による。常用は月給相当、常用的パートタイムは時給相当である。
- 4 求人賃金は、計上月に受理された求人の最低額、最高額の各平均値である。
- 5 求職賃金は、計上月に受理された求職者の希望収入の平均値である。

報道関係者各位

令和7年3月3日（月）

【照会先】

山口労働局職業安定部訓練課
課長 永岡 英憲
課長補佐 古川 潤
電話 (083) 995-0387



「ハロトレデザインコンクール」表彰式を行います！

山口労働局（局長 友住 弘一郎）は、公的職業訓練（ハロートレーニング）の周知企画として、「ハロトレデザインコンクール」を実施しました。

今般、各賞の受賞作品が決定しましたので、下記のとおり表彰式を開催します。

なお、受賞作品は、別紙のとおりです。

記

日時： 令和7年3月19日（水）13：30～14：30

会場： 山口県市町村職員共済組合 防長苑1F 白鳳
（山口市熊野町4-29）



ハロトレデザインコンクールとは？

1 目的

近年、学び直しやリ・スキリングなど個人のスキルアップが推進されている中、公的職業訓練（ハロートレーニング）について、世代に関わらず、幅広く認知してもらうことを目的として実施します。

2 募集内容 ①ハロートレーニングポスターデザイン

（ハロートレーニングの周知・活用を図るためのポスターを募集）

②ハロトレくん山口県オリジナルデザイン

（ハロートレーニングのマスコットキャラクター「ハロトレくん」をアレンジした山口県オリジナルハロトレくんを募集）

3 募集期間 令和6年12月16日（月）～令和7年2月14日（金）

4 各賞

- ①最優秀賞（山口労働局長賞）上記2の両部門からそれぞれ1作品を表彰します。
- ②優秀賞（山口労働局職業安定部長賞）同上
- ③特別賞

ポスタ一部門受賞作品

最優秀賞（山口労働局長賞）

【受賞者】森 奈都江 さん

【作品名】スキルアップで未来に福を



【作品コンセプト】

ハロートレーニングを受講し、こつこつと学びながら未来に向けてスキルアップしていく様子を、親しみやすくコミカルなタッチで描きました。

ポスターには、ハロートレーニングで学べる多彩なコースを表現するため、WEB・PC系、技術系、福祉系など、それぞれの分野をイメージした「ハロトレくん」たちが登場します。

また、山口県の特産品である「ふぐ」は、下関では縁起よく「ふく（福）」と呼ばれます。

職業訓練を通じて新たなスキルを習得し、未来に「福」を呼び込んでほしいという願いを込めて、「ふく」と一緒に未来へ飛び出すハロトレくんを描きました。

学ぶことの楽しさや、訓練を通じて広がる可能性を感じてもらえるような作品に仕上げています。

優秀賞（山口労働局職業安定部長賞）

【受賞者】和木 美沙希 さん

【作品名】広げよう！君の可能性



【作品コンセプト】

山口県民の人たちが職業訓練を受けることで、「自分の可能性が広がって行くよ」と思いをこめて制作しました。

山口県には様々な職業訓練の種類と、個々人の可能性を広げるとも合わせて、山口県から「虹」をかけました。

職業訓練内容によってその色や特徴があり、受講される方々の目指すモノも様々だと思うので、あえて虹の幅や長さは均等にせずに描きました。

事務はセンターの「赤色」、溶接・設備は「紫色」、WEBは「水色」、介護は「緑色」、造園は「黄色」となっています。

性別や年齢などに縛ることはせずに、ハロトレくんを職業体験者として表現しました。

また、山口県にいるハロトレくんは、「ハローワークの職員・訓練講師・受講者を見守る人」などを表しています。

ポスター部門受賞作品

特別賞

【受賞者】永田 穂乃佳 さん 【作品名】Let's トレーニング！



【作品コンセプト】

パッと目を引く色使いを意識してデザインしました。ハロトレくんの可愛さを活かしてシンプルに大きく配置し、6色の色で各職業を表現しました。

特別賞

【受賞者】藤井 奈月 さん 【作品名】虹色の可能性



【作品コンセプト】

ハロートレーニングでは、多くの分野があり、未来の可能性や選択肢が様々だということを、虹や風船でカラフルに表しました。

特別賞

【受賞者】若狭 かおり さん 【作品名】ハロトレって知っちゃう？



【作品コンセプト】

オリジナルキャラクターのハロトレくんが天気予報をモチーフに、山口弁で問いかけているポスターにしました。

訓練学科名に夏みかんを背景に使用したのは、『ハロトレで努力が実る』がポスターのコンセプトであり、県内各地で様々なハロトレが開催されていることへの啓発です。

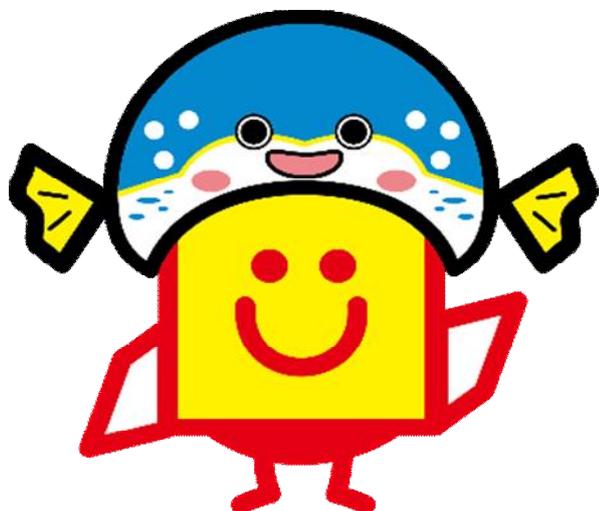
全体の背景に大小の矢印を用いたのは、「前向き・上昇」「仲間である訓練生と同じ目標を目指す」の意味を込めました。色は情熱の赤、希望の黄色、青色と水色は海を表しています。訓練の楽しさと仲間や先生方の親しみやすさが感じられるようにカジュアルな配色でまとめました。

オリジナルハロトレくん部門受賞作品

最優秀賞（山口労働局長賞）

【受賞者】若狭 かおり さん

【作品名】山口 ふくトレくん



山口県をイメージしやすい下関のふぐをモチーフとして、親しみやすい笑顔のふぐの帽子をハロトレくんに被せました。顔の周りの14個の模様は、山口県内ハローワークの14施設を表しています。

ハロトレにチャレンジしリスタートすることで訓練生に「福」が来るように、名前を「山口 ふくトレ」くんとしました。苗字が「山口」、名前が「ふくトレ」です。

優秀賞（山口労働局職業安定部長賞）

【受賞者】下瀬 央暉 さん

【作品名】俳人 ハロトレくん



【作品コンセプト】

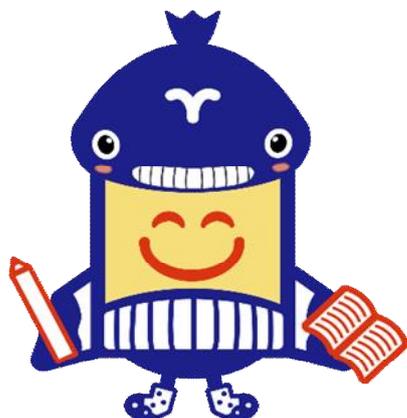
ハロトレくんが山口県を代表する人物である種田山頭火の姿を模することで、山口の深い文化的背景を表現しました。

新山口駅前に銅像も設置されており、山頭火は県の象徴的な人物として広く知られています。

特別賞

【受賞者】小林 憲明 さん

【作品名】ハロトレくん（クジぐるみver）



【作品コンセプト】

山口県で有名な動物クジラの着ぐるみを着ているハロトレくんをデザインしました。クジラには見たら幸運になれるといわれており、金運上昇という意味もあり、就活を頑張る方に「幸福」と、「お給料のベースアップ！」の意味を込めてデザインを行いました。モチーフをかわいいうぐるみにした理由は、着ぐるみ自体も万人に受け入れられやすく、見ると癒されるような感じがするので、寄り添うような印象を受けるのではないかと考え、コンセプトを作成しました。キャラクター情報の補足となりますが、今回のキャラクター提出形式では背景を付ける事が出来ないの、吹き出しなどは付けておりませんが、「上の着ぐるみのクジラはしゃべります」。普通にハロトレくんに話しかけたり、サポートをしたりします。そういった意味ではハロトレくん単体のデザインですが、ある意味二人三脚的なニュアンスもあると思います。少し風変わりですがこの様なハロトレくんはいかがでしょう？

レノファ山口FC最終戦で、 ハートレーニング周知イベント を実施しました

令和6年11月10日（日）

明治安田J2リーグ2024シーズン最終節「レノファ山口FC vs 横浜FC」（@維新みらいふスタジアム）で、ハートレーニング（公的職業訓練）の周知キャンペーンを実施しました。

当日は、来場者1万2000人プロジェクトとして開催され、多くの方にご来場いただきました。

山口労働局のPRブースでは、当日限定！レノファ山口FCとのコラボデザイン缶バッジ&マグネットの作成体験を行い、多くの方に「モノづくり」を体験していただきました。

また、ハートレアンケートおじさんがハローワーク&ハートレーニングの認知度調査を行い、多くの方からご協力をいただきました。

イベントに参加いただいた方、パンフレット等を受け取っていただいた方、ご協力いただき、ありがとうございました。



（掲載フォトは、次ページに掲載）



全8種類のデザインからお好きなデザインを選んで、自分だけのオリジナル缶バッジを作りました。



ハロトレくんのペーパークラフトにも興味津々!?



1番人気は、レノ丸くんとハロトレくんのシュートデザインでした。



行列ができましたが、混乱なく運営できました。ご協力いただき、ありがとうございました。



ハロートレーニング関係のパフレットやペーパークラフトを配布しました。



横浜FCのサポさんにもアンケートにご協力いただきました。

ハローワーク職員等による ポリテクセンター山口見学会を実施しました。

令和6年11月12日（火）

山口労働局及びハローワークの職員が、山口市矢原のポリテクセンター山口で、職業訓練を見学・体験しました。

実際の職業訓練を体験することで、ハローワークでの職業相談時に、より具体的な説明ができるようになり、効果的な職業相談を行うことが期待されます。

また、今回の見学会には山口労働局長も参加し、職業訓練のリアルを体験しました。

さらに、若者サポートステーションの職員の方（うべ・ほうふ）も参加されました。サポステ利用者の方へのご案内の一助になれば、幸いです！





住環境コーディネーター科

2階建ての木造住宅を使って、その構造を学ぶコースです。



CAD/NC技術科

CADで設計した数値をマシニングセンタ（MC）に入れし、設計図どおり金属を加工します。この機械は、1台6千万円もするそうです。



電気工事設備科

住宅の電気配線や照明設備、エアコン設置の技術などを学ぶコースです。



電気工事設備科

友住労働局長も最前列で説明に耳を傾けます。



金属加工科

プレスブレーキという機械を使った板金加工体験で、スマホホルダーを作成しました。



金属加工科

今回学んだことを生かして、一人でも多くの方の夢の実現をサポートしていきたいと思ひます。